

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人水資源機構	
評価対象事業年度	見込評価（中期目標期間実績評価）	第 5 期中期目標期間（最終年度の実績見込を含む。）
	中期目標期間	令和 4 年度～令和 7 年度（第 5 期）

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	農林水産大臣		
法人所管部局	農村振興局整備部	担当課、責任者	水資源課長 瀧川 拓哉
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 藏谷 恵大
主務大臣	経済産業大臣		
法人所管部局	経済産業政策局	担当課、責任者	地域産業基盤整備課長 猪又 真介
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	業務改革課長 村上 貴将
主務大臣	国土交通大臣		
法人所管部局	水管理・国土保全局 水管理・国土保全局 水管理・国土保全局 水管理・国土保全局水資源部	担当課、責任者	河川環境課長 島本 和仁 治水課長 笠井 雅広 水道事業課長 筒井 誠二 水資源政策課長 二俣 芳美
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 磯野 哲也

3. 評価の実施に関する事項	
<p>評価の実施に当たり、主務 3 省が合同で、令和 7 年 6 月 19 日に独立行政法人水資源機構理事長からのヒアリングを行うとともに、同機構監事からの意見聴取を行った。</p> <p>また、主務 3 省で合計 8 名の以下の外部有識者に対して意見聴取を行った。</p> <p>田中 規夫（埼玉大学大学院理工学研究科 教授）（実施日：令和 7 年 6 月 10 日）</p> <p>林 健二（さくら総合事務所 取締役社長）（実施日：令和 7 年 6 月 4 日）</p> <p>堀田 昌英（東京大学大学院工学系研究科 教授）（実施日：令和 7 年 6 月 3 日）</p> <p>松本 要一（一般財団法人日本ダクタイル鋳鉄管協会 顧問）（実施日：令和 7 年 6 月 5 日）</p> <p>青木 秀幸（公益社団法人日本水道協会 理事長）（実施日：令和 7 年 6 月 17 日）</p> <p>栗原 伸一（千葉大学園芸学部食料資源経済学科 教授）（実施日：令和 7 年 6 月 2 日）</p> <p>辻本 久美子（岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域 研究准教授）（実施日：令和 7 年 6 月 2 日）</p> <p>小泉 明（東京都立大学都市環境学部 特任教授）（実施日：令和 7 年 5 月 29 日）</p> <p>（ 印は組織の経営、マネジメント及びガバナンス等に知見のある者）</p>	

4. その他評価に関する重要事項	
<p>評価項目については、令和 6 年 11 月 26 日に改定された「独立行政法人の評価に関する指針（総務大臣決定）」による評価単位の設定に関する考え方に基づき、事務・事業の特性に応じた単位として、15 項目とした。</p>	

1. 全体の評価	
評価 (S、A、B、C、D)	A：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると見込まれる。 (参考：見込評価) 期間実績評価時に使用
評価に至った理由	「独立行政法人の評価に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定)及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」(平成 27 年 4 月 1 日国土交通省決定)の規定に基づき、項目別評価の算術平均(以下算定式のとおり。)に最も近い評価が「A」であること及び以下の「法人全体に対する評価」等を踏まえ、「A」評価とする。 <b>【項目別評価の算術平均】</b> $(S5 \text{ 点} \times 1 \text{ 項目} \times 2 \text{ 倍(重要度の高い項目)} + A4 \text{ 点} \times 3 \text{ 項目} \times 2 \text{ 倍} + A4 \text{ 点} \times 1 \text{ 項目} + B3 \text{ 点} \times 1 \text{ 項目} \times 2 \text{ 倍} + B3 \text{ 点} \times 9 \text{ 項目}) \div (15 \text{ 項目} + 5) = 3.55$ 算定に当たっては評価ごとの点数を S : 5 点、A : 4 点、B : 3 点、C : 2 点、D : 1 点とし、重要度の高い項目については加重を 2 倍としている。

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	項目別評価のとおり、評価項目全 15 項目のうち 1 項目(重要度、難易度の高い項目である。)について、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。また、4 項目(うち 3 項目は重要度、難易度の高い項目である。)について、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。さらに、10 項目(うち 1 項目は重要度、難易度の高い項目である。)については、中期計画における所期の目標を達成していると認められる業務運営を行っており、安定的な経営が実現していることから、法人全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると見込まれる。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。</li> <li>・内部統制システムに関する理事長の職務の執行、財務諸表等について、指摘すべき重大な事項は認められない。</li> <li>・随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況について、一社応札の改善の取組、随意契約の厳格なチェック等、入札契約の適正化の取組は着実に実施されていた。今後も機構に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保していくことが重要。</li> <li>・保有資産の見直しについて、土地・建物等の必要性の見直しや不要と認められる財産の処分は、着実に進捗が図られている。宿舍及び寮については、将来的な維持管理の取組が検討されている。地方公共団体に費用負担を求めるものについては、協議が長期化するものもあるため、関係部署によるフォローアップが重要。</li> <li>・事業報告書について、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。</li> </ul>
その他特記事項	(外部有識者からの意見) ・非常に多岐にわたる事業・業務を実施していること、計画に沿って適切に事業が行われている。治水・利水を含めて水に関わるすべての分野で先導的な取組を行っており、いずれの項目も業務実績に基づいた妥当な評価である。

様式 1 - 2 - 3 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書	備考
	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		見込 評価	期間実 績評価		
1．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項									
1-1 水資源開発施設等の 管理業務	A	A	A			A		1-1	
1-1-1 安全で良質な水 の安定した供給	<u>AO</u> 重	<u>AO</u> 重	<u>AO</u> 重			<u>AO</u> 重		1-1-1	
1-1-2 洪水被害の防 止・軽減	<u>AO</u> 重	<u>AO</u> 重	<u>AO</u> 重			<u>AO</u> 重		1-1-2	
1-1-3 危機的状況への 的確な対応	<u>AO</u> 重	<u>SO</u> 重	<u>SO</u> 重			<u>SO</u> 重		1-1-3	
1-1-4 施設機能の確保 と向上	B	B	A			B		1-1-4	
1-1-5 インフラシステ ムの海外展開に係る調 査等の適切な実施	B	A	B			B		1-1-5	
1-2 水資源開発施設等の 建設業務									
1-2-1 ダム等建設業務	<u>BO</u> 重	<u>BO</u> 重	<u>BO</u> 重			<u>BO</u> 重		1-2-1	
1-2-2 用水路等建設業務	<u>BO</u> 重	<u>AO</u> 重	<u>AO</u> 重			<u>AO</u> 重		1-2-2	

- 1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「重」を付す。
- 2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- 3 重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。
- 4 「項目別調書No.」欄には、項目別評価調書の項目別調書No.を記載。
- 5 項目別調書は一の「一定の事業等のまとめり」ごとに作成する。

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書	備考
	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		見込 評価	期間実 績評価		
2．業務運営の効率化に関する事項									
2-1 業務運営の効率化	B	B	B			B		2-1	
3．財務内容の改善に関する事項									
3 予算、収支計画及び資 金計画 4 短期借入金の限度額 5 不要財産の処分に関す る計画 6 5に規定する財産以外 の重要財産の譲渡計画 7 剰余金の使途	B	B	B			B		3	
4．その他の事項									
8-1 内部統制の充実・強化	B	B	B			B		4-1	
8-2 他分野技術の活用も 含めた技術力の維持・向上	A	B	A			A		4-2	
8-3 機構の技術力を活か した支援等	B	B	B			B		4-3	
8-4 広報・広聴活動の充実	B	B	B			B		4-4	
8-5 地域への貢献等	B	B	B			B		4-5	
8-6 その他当該中期目標 を達成するために必要な 事項	B	B	B			B		4-6	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1 - 1	水資源開発施設等の管理業務		
業務に関連する政策・施策	政策目標 2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 6：水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条第1項2号
当該項目の重要度、困難度	<p>重要度：「高」</p> <p>（1 - 1 - 1 安全で良質な水の安定した供給） 既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な7つの水資源開発水系において、産業活動の発展、国民経済の成長と国民生活の向上に必要不可欠な「安全で良質な水の安定した供給」を行うことが極めて重要であるため。</p> <p>（1 - 1 - 2 洪水被害の防止・軽減） 既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な7つの水資源開発水系において、国民生活・経済に必要不可欠な「洪水被害の防止・軽減」を行うことが極めて重要であるため。また、特定施設及び利水ダムの建設・管理を行っている機構は、流域の関係者と連携・協働して流域治水に取り組むことで、洪水被害の防止・軽減への取組をこれまで以上に深化させ、気候変動の影響で激甚化・頻発化する水災害から国民の生命と財産を守る必要があるため。</p> <p>困難度：「高」</p> <p>（1 - 1 - 1 安全で良質な水の安定した供給） 複雑かつ高度な水利用が行われている7つの水資源開発水系において、広域的かつ複数の利水者に対して用水の適正配分、安定供給を実施するなど中立的で高い公共性が必要とされるため。</p> <p>（1 - 1 - 2 洪水被害の防止・軽減） 降雨等の定量予測については、ダム流域という比較的狭いエリアが対象であり、依然として精度上の技術的制約がある中で、確実な洪水調節を実施する必要があるため。 近年の気候変動等による局所的な豪雨や、記録的な短時間雨量等、施設計画規模を超える洪水に対応しなければならない災害が増加しつつあるため。 下流の河川整備の状況を踏まえつつ、河川管理者の指示や、下流の地方公共団体等と住民避難に関する情報等を共有しながら高度な専門技術を必要とするダム等施設管理を的確に実施する必要があるため。 ダムの事前放流を行うには、ダムごとの上流域の予測降雨量、ダム下流の河川における現況の流下能力等の状況判断に加え、治水協定を踏まえた関係利水者との綿密な調整等を行う必要があるため。 新型コロナウイルス感染症等の影響に伴う制限下であって</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

も、洪水被害の防止・軽減に関する業務を切れ目なく継続的に  
 行うことは、国民経済の成長と国民生活の向上に不可欠である  
 ため。

2. 主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報							主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期 間最終年度値	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度		R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
								予算額（千円）	45,658,521	49,762,309	50,756,028
								決算額（千円）	43,976,813	47,460,264	48,221,675
								経常費用（千円）	114,032,433	117,229,840	118,047,095
								経常利益（千円）	428,948	204,644	198,775
								行政コスト（千円）	114,021,919	118,631,635	118,585,332
								従事人員数	852	884	865

（注1）本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとめ」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載している。

（注2）従事人員数は、1月1日時点。

（注3）水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
					評価	A	評価	
			<p>【1-1 水資源開発施設等の管理業務】</p> <p>1-1-1 安全で良質な水の安定した供給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取水・配水計画の策定及び取水・配水量の調整を適切に実施したことで、供給必要日数に対する実供給日数の割合(供給日数割合)は100%、用水補給や下流河川の維持流量を確保するためにダム等からの補給が必要となった補給必要日数に対する実補給日数の割合(補給日数割合)は100%であり、供給日数割合及び補給日数割合ともに定量目標値である100%を達成した。</li> <li>ダム等の水管理に関する情報を毎日、機構のウェブサイトに掲載するとともに、渇水時には、渇水対策本部等を立ち上げ、ウェブサイトを通じた水源情報の提供について更新頻度を高めるなど情報の充実を図り、利水者を始めとする関係機関との連携を強化した。</li> <li>より効率的な水運用として低水管理の合理化・省力化を進めるため、低水管理において流入量予測に使用するパラメータをAIが最適化するシステムを試行的に導入している2施設(日吉・池田ダム)では、AIの学習に必要な雨量や流入量の実測データ取り込み、異常値除去や欠測値補填などを行うことにより予測精度を改善させた。</li> <li>令和4年度から令和6年度にかけて、須賀樋管、利根中央用水、両筑平野用水等8施設においては、農業用水における営農実態調査等を実施し、水利用の実態把握を行った。また、これらの水利用の実態を踏まえ、利根中央用水、木曾川用水、両筑平野用水、群馬用水においては、河川管理者、利水者を始めとする関係機関と水利権更新に向けた協議を行い、同意を得た。</li> <li>令和4年度から令和6年度の渇水対応においては、利根川水系、淀川水系、吉野川水系、筑後川水系において、取水制限を行った。</li> <li>特に顕著な取組として、吉野川水系吉野川の流況悪化に伴い、令和4年2月18日から令和4年9月20日にかけて過去最長となる215日間の取水制限を行ったが、早明浦ダムからの水量約1.5億m<sup>3</sup>の補給により、水利用面での社会的影響回避に加え、自然環境面でも大きな効果を発揮した。</li> <li>吉野川水系銅山川では、渇水対応タイムラインに基づく節水に取り組むことはもとより、銅山川3ダム(富郷ダム・柳瀬ダム・新宮ダム)において、ダム管理者の垣根を越えた3ダム連携運用を行い、渇水時における水質悪化の抑制等を図りつつ実施した渇水対応は、日本ダムアワード2022において「低水管理賞」を受賞した。</li> <li>また、筑後川水系では、令和5年12月20日から、第一次渇水調整として、小石原川ダム管理開始以降初の運用である6ダム等(水機構特定:大山ダム、小石原川ダム、寺内ダム、水機構利水:江川ダム、水機構堰:筑後大堰、農水:合所ダム)統合運用を開始し、筑後川本川の筑後大堰湛水域より取水する福岡地区水道企業団、福岡県南広域水道企業団及び佐賀東部水道企業団に対して効率的な補給を実施すると共に、既に企業団の目的別貯水量が低下していた合所ダムの温存に寄与した。通常時は筑後川ダム統合管理所が補給の判断、各ダムの補給量の算出と補給指示を一元的に実施しているが、第一次渇水調整後の6ダム等統合運用では、より水源の効率的かつ効果的な運用を行う必要があるため、機構が各ダムの貯留バランスや水源予測を基に補給対象ダム、ダム毎の補給量についてダム統管に提案し、それらの情報を踏まえてダム統管より各ダムの補給量の算出と補給指示を実施した。その後も流況が悪化し令和6年2月14日時点で主要6施設の合計貯水量は3割程度まで落ち込んだため、令和6年2月17日から第二次渇水調整として、6ダム等統合運用に加</li> </ul>	<p>1-1-1 安全で良質な水の安定した供給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>困難度「高」と設定した本項目について、左記の取組及び成果により、定量目標を達成する等、中期目標における所期の目標を達成できる見通しである。</li> <li>毎年度、取水・配水計画の策定及び取水・配水量の調整を適切に実施し、利水者に対して安定的かつ過不足なく必要水量を供給し、補給日数割合及び供給日数割合ともに定量目標値である100%を達成した。</li> <li>吉野川水系吉野川の流況悪化に伴い、令和4年2月18日から9月20日にかけて節水(過去最長215日間の取水制限、最大第三次取水制限(徳島県(新規50%、未利用100%)、香川県50%))を行った。</li> <li>早明浦ダムから約1.5億m<sup>3</sup>の水量を補給することで水利用面での社会的影響回避に加え、自然環境面でも大きな効果を発揮した。</li> <li>香川用水においては、利水者と一体となって節水に取り組み、第三次取水制限(令和4年7月2日から7月7日)の間に調整池(宝山湖)から取水量減量分の一部、約12万m<sup>3</sup>(0.452m<sup>3</sup>/s)を補給した。</li> <li>吉野川水系銅山川では、流況悪化に伴い令和4年1月28日から節水(最大第四次取水制限(農業5%、水道10%、工業35%))を開始し、9月19日まで取水制限を実施した。</li> <li>渇水対応タイムラインに基づく節水に取り組むことはもとより、富郷ダム・柳瀬ダム・新宮ダムにおいて、ダム管理者の垣根を越えた3ダム連携運用を行い、渇水時における水質悪化の抑制等を図りつつ実施</li> </ul>	<p>水資源開発施設等の管理業務の評価：A</p> <p>【細分化した項目の評価の算術平均】</p> <p>(S5点×1項目×2倍 + A4点×2項目×2倍 + B3点×2項目)÷(3項目×2+2項目)=4.0</p> <p>算術平均に最も近い評価は「A」評価である。</p> <p>算定に当たっての評価毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。</p> <p>【水資源開発施設等の管理業務の評価】</p> <p>本事業のうち、「1-1-1 安全で良質な水の安定した供給」、「1-1-2 洪水被害の防止・軽減」及び「1-1-3 危機的状況への的確な対応」について、重要度及び困難度ともに「高」と設定した。</p> <p>重要度及び困難度ともに「高」と設定した3項目について、評価のポイントは次のとおり。</p> <p>「1-1-1 安全で良質な水の安定した供給」では、中期目標における定量目標である水の「補給日数割合」及び「供給日数割合」はともに100%を達成した。</p> <p>・取水・配水計画の策定及び取水・配水量の調整を適切に実施することで、利水者に対して安定的かつ過不足なく必要水量を供給した。渇水時における顕著な取組としては、令和4年度における異常渇水への対応、令和5年度から令和6年度にかけての筑後川水系における渇水対応(6ダム等統合運用)等、円滑な調整を行い国民生活等への影響を軽減した。</p> <p>・各施設において、水質管理計画を策定し、日常的に水質情報を利水者等へ提供するとともに、水質異常対策を実施した。</p> <p>・淡水赤潮等の水質異常、油流出等の水質事</p>			

			<p>え、取水制限(福岡地区水道企業団10%、福岡県南広域水道企業団及び佐賀東部水道企業団3%)と、山口調整池の貯留水40万<sup>3</sup>mを使用した運用を行った。</p> <p>これら各河川の取水制限等に併せて本社、関西・吉野川支社吉野川本部、筑後川局及び各事務所に湧水対策本部や湧水対策支部を設置し、水源状況や取水状況等について、一般への情報発信や関係機関への情報提供の頻度を高め、節水の啓発等を行うとともに、湧水対応タイムラインに基づき河川管理者、利水者及び関係機関と連携を図りつつ、降雨状況に合わせてダムからの補給量をきめ細かく変更するなど、効率的な水運用を図り、国民生活及び産業活動への影響軽減を図った。</p>	<p>した湧水対応は、日本ダムアワード2022において「低水管理賞」を受賞した。</p> <p>これら各河川の取水制限等に併せて、関西・吉野川支社吉野川本部及び各事務所に湧水対策本部や湧水対策支部を設置し、水源状況や取水状況等について、一般への情報発信や関係機関への情報提供の頻度を高め、節水の啓発等を行うとともに、湧水対応タイムラインに基づき河川管理者、利水者及び関係機関と連携を図りつつ、降雨状況に合わせてダムからの補給量をきめ細かく変更するなど、効率的な水運用を図り、国民生活及び産業活動への影響軽減を図った。</p> <p>・筑後川水系では、令和5年12月20日から、第一次湧水調整として、小石原川ダム管理開始以降初の運用である6ダム等(水機構：大山ダム、小石原川ダム、寺内ダム、江川ダム、筑後大堰、農政局：合所ダム)統合運用を開始し、筑後川本川の筑後大堰湛水域より取水する福岡地区水道企業団、福岡県南広域水道企業団及び佐賀東部水道企業団に対して効率的な補給を実施するとともに、既に企業団の目的別貯水量が低下していた合所ダムの温存に寄与した。</p> <p>通常時は筑後川ダム統管理事務所が補給の判断、各ダムの補給量の算出と補給指示を一元的に実施しているが、第一次湧水調整決定後の6ダム等統合運用では、より水源の効率的かつ効果的な運用を行うため、機構が各ダムの貯留バランスや水源予測を基に補給対象ダム、ダム毎の補給量についてダム統管に提案し、それらの情報を踏まえてダム統管より各ダムの補給量の算出と補給指示を実施した。</p> <p>令和5年12月20日から第1次湧水調整に取り組んだことや一時的な降雨によって、筑後川の主要6施設による水源は約600万<sup>3</sup>mの延命効果(令和6年2月14日時点</p>	<p>故に対し、関係機関等と迅速な連絡調整、拡散防止対策を実施し、影響を回避・軽減した。</p> <p>・湧水対応タイムラインを策定した4水系(吉野川、淀川、利根川及び荒川の各水系)において適切に水運用を行い、湧水調整のために開催された協議会等への出席率100%を達成した。</p> <p>「1-1-2 洪水被害の防止・軽減」では、洪水調節を目的に含むダムにより延べ116回の洪水調節を施設管理規程に基づき的確に実施した結果、ダム等の治水効果を確実に発揮し、洪水調節適正実施割合100%を達成した。</p> <p>・令和4年度吉野川上流ダム群における洪水対応、令和5年7月豪雨における寺内ダムの洪水対応など、難易度の高い洪水調節を実施し、下流沿川の洪水被害を防止・軽減した。</p> <p>・流域治水協議会及び大規模氾濫減災協議会に参画し、ダム下流の地方公共団体とのリスクコミュニケーションを図るとともに、過去の台風や豪雨等による災害発生時における取組事例や成果等を情報発信するための説明会を延べ172件実施するなど、分かりやすい情報発信を行った。さらには、利水ダムを含む10ダムで事前放流を延べ29回実施し、洪水被害の防止・軽減を図った。</p> <p>「1-1-3 危機的状況への的確な対応」では、関係機関と連携して、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、異常湧水等の危機的状況を想定した災害対応訓練を平均420回/年(対指標:107%)実施するとともに、災害支援協定等に基づく連携を強化する取組を平均86回/年(対指標:134%)実施するなど平常時からの備えの強化に積極的に取り組んだ。</p> <p>・施設の臨時点検が必要な地震が計15回発生し、昼夜問わず速やかに防災体制を執り19施設において延べ26回の臨時点検を行い、安全を確認した上で用水供給を継続した。</p> <p>・災害発生時に迅速な初動対応を行うため、機構が所有する配備機材の運転等を実施できる企業と災害協定を結び(令和6年度末ま</p>	
--	--	--	--	--	---	--

				<p>1-1-2 洪水被害の防止・軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度から令和6年度において、洪水調節を目的に含む全25ダム(令和4年度は全24ダム)において、延べ40ダムで、延べ116回の洪水調節を実施し、ダム等の治水効果を確実に発揮させた。これにより、定量目標である洪水調節適正実施割合100%を達成した。</li> </ul> <p>特に顕著な取組実績として、令和5年7月7日から九州北部を中心に停滞した梅雨前線に伴う降雨は、令和5年7月10日未明からの線状降水帯の発生とその後の停滞により記録的な豪雨となり、筑後川の中下流域に大きな被害をもたらした。寺内ダムの流域でも、最大時間雨量69mm、総雨量約510mmを記録し、ダムへの流入量は平成29年九州北部豪雨時に次いで2番目となる最大毎秒530m<sup>3</sup>に達した。</p> <p>今回の豪雨において、寺内ダムでは、令和5年7月10日午前2時40分に洪水調節を開始したが、午前5時前後の降雨流出予測で約6時間後の午前11時頃には洪水調節容量の約8割を使い切り、さらに洪水時最高水位を超過することが予測されたことから、午前5時40分に「緊急放流5時間前情報」、午前8時30分には「緊急放流3時間前通知」を関係機関に発出し、沿川住民の避難措置を図るよう依頼した。しかし、その間に1時間50mmを超える強い降雨の影響で、洪水調節容量の8割に到達する時刻が、それまでの予測よりも2時間も早まることが降雨流出予測で明らかとなったため、急遽、午前8時50分に「緊急放流1時間前通知」を発出した。</p> <p>その後、午前9時50分に緊急放流を開始し、午前11時00分に流入量と放流量がほぼ同じになり、午後4時50分に緊急放流を終了した時点で寺内ダムの洪水調節容量をほぼ使い切った状況で</p>	<p>算)があったが、その後も流況が悪化し令和6年2月14日時点で主要6施設の合計貯水量は3割程度まで落ち込んだため、令和6年2月17日から第二次湯水調整として、6ダム等統合運用に加え、取水制限(福岡地区水道企業団10%、福岡県南広域水道企業団及び佐賀東部水道企業団3%)、山口調整池の貯留水40万m<sup>3</sup>を使用し運用したが、3月下旬からの降雨により、4月24日に全面解除となった。</p> <p>筑後川水系では、令和5年6月15日より平常時においても朝倉地域の3ダム(江川ダム、寺内ダム、小石原川ダム)でプール運用を試行開始しており、関係利水者等会議(事務局:機構)を活用した湯水調整により、6ダム等統合運用や取水制限などの湯水調整事項について、関係者(利水者、県)との調整を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、令和7年度もこれらの取組を実施することにより、困難度を高く設定した目標について、中期目標における所期の目標を達成できる見通しであることから、A評定とした。</li> </ul>	<p>で193社)合同操作訓練等を行い、支援体制強化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機構の技術力を活かした備蓄資機材による支援11件を行い、高い評価を得た。</li> </ul>	
--	--	--	--	--	--	--	--

			<p>あった。緊急放流には至ったものの、約8時間の間洪水調節機能を発揮し続け、これら一連の防災操作により、ダム下流の金丸橋地点の最高水位(3.89m)は、同地点の氾濫危険水位(3.87m)から2cmの超過に抑えられた。寺内ダムの洪水調節機能が発揮されなければ、同地点の水位は5.27m(氾濫危険水位+1.4m)に達し、深刻な浸水被害を回避させたものと考えられる。普段から異常洪水を想定した訓練を行う等、防災力・管理技術力向上に努めたことで、実際の異常洪水に対しても施設管理規定に基づき的確な操作を実施することができた。</p> <p>令和6年8月29日に鹿児島県に上陸した台風10号は、その後、九州・四国を通過して東海沖に進み、令和6年9月1日に紀州半島の沖において、熱帯低気圧となった。台風10号の影響により、令和6年8月29日から同月31日にかけて、徳山ダム(岐阜県揖斐川町)の上流では、約207mmの流域平均総雨量を、横山ダム(岐阜県揖斐川町)の上流では、約247mmの流域平均総雨量を観測した。</p> <p>水資源機構の施設である徳山ダム(上流側)と国土交通省の施設である横山ダム(下流側)とは、揖斐川本川の上下流に位置し、より効率的・効果的な管理を目的として、令和6年度から横山ダムの管理を水資源機構が受託していたことから、台風10号の大雨に対して、徳山ダムと横山ダムとが流入量予測やダム操作のタイミング等の情報交換をより密に行い円滑な防災操作を実施した。</p> <p>徳山ダムでは最大流入量時(毎秒約488m<sup>3</sup>)において、全量をダムに貯留し、横山ダムでは最大流入時(毎秒約445m<sup>3</sup>)において、約38%に相当する毎秒約168m<sup>3</sup>をダムに貯留し、2ダムで約1,140万m<sup>3</sup>の洪水を貯留した。</p> <p>この洪水調節により、揖斐川の岡島地点(揖斐川町)において、河川水位を約1.10m低減させ、出動水位の超過を防ぐとともに、万石地点(大垣市)において、河川水位を約0.50m低下させた。</p> <p>洪水調節を目的に含む全てのダムにおいて、洪水期前に防災操作説明会を開催し、洪水時のダムの防災操作(緊急放流を含む)、ダム下流河川の状況の他、計画規模を超える出水時における緊急放流について説明し、ダムの機能について正しく理解してもらい、ダムの計画規模を超える出水時には、自治体から避難指示等を発令し、下流沿川住民の速やかな避難行動に繋げてもらうよう関係機関と情報を共有した。</p> <p>令和4年度から令和6年度において、水資源機構の関連推計において、延べ31の流域治水協議会に参画し、流域治水に関する協議・情報共有を図るとともに、機構が管理するダム等の関連する河川において、延べ92の大規模氾濫減災協議会に参画し、出水時におけるダムからの情報伝達や洪水発生時の対応に関する説明、訓練を行うなど、情報の共有・リスクコミュニケーションを図った。</p> <p>ダム等の放流警報設備を放流警報時に支障とならない範囲で利用し、市町村が流域住民に災害情報や警戒避難に関する情報を周知する際の情報伝達手段として活用することについて、ダム下流の関係市町村等の地方公共団体に対して説明を行うとともに、既に協定締結済みの関係市町村と警報設備の利用要請をダム管理者に伝達する訓練を行う等の働きかけを行った。</p> <p>令和4年度から令和6年度において、洪水時には地方公共団体をはじめとする関係機関に、ダムの防災操作や警報等の情報提供を適時的確に実施するとともに、洪水調節を行った延べ40ダムの洪水調節状況等をリアルタイムにウェブサイトで公表すると共に洪水後速やかにダムの防災操作の効果について記者発表やHP等に公表するなど、ダムによる洪水被害の軽減効果について情報発信を行った。</p> <p>地域住民や河川利用者等を含めたより多くの関係者に対して、過去の台風や豪雨等による災害発生時に機構が関係機関と連携して取り組んだ事例や成果等を情報発信するための説明会等を172件行った。また、ダムの防災操作や放流警報などについて、一般の方にも分かりやすい内容でとりまとめ、HPへの掲載やダム下流の市町村に配布するなど情報発信を行った。</p>	<p>される一方で、治水協定で定める基準降雨量を上回る雨量が継続的に予測されたこと等から、時々刻々と変化する予測雨量に応じて、ダムからの放流量を適切に設定し、確実に洪水調節容量を確保する対応が必要となった。</p> <p>吉野川水系銅山川の富郷ダム、柳瀬ダム、新宮ダムでは、令和3年度から国土交通省が管理する柳瀬ダムの管理を機構が受託したことにより、連続する3つのダムを効率的かつ効果的に運用するための「3ダム連携操作検討プログラム」を活用して、貯水池運用・放流計画の立案を迅速に行うことが可能となった。</p> <p>これにより、富郷ダムでは、濁水により平常時最高貯水位から約33m貯水位が低下していた容量を最大限活用して、最大流入時においては約96%に相当する毎秒約698m<sup>3</sup>の洪水を貯留した。</p> <p>富郷ダムの洪水調節に加えて、下流の柳瀬ダムと新宮ダムにおいても洪水の貯留を行い、柳瀬ダムにおいては、ダムへの流入量が最大となったときに、ほぼ全ての水量をダムに貯留した。</p> <p>これにより、新宮ダムへの流入量が抑えられたことで、新宮ダムからの放流量を下流の潜没橋(生活道)が水没しない程度に抑える操作が可能となり、3ダムが連携して下流の河川に対して洪水調節の効果を発揮した。</p> <p>このような下流河川の水位低下を図るための連携した操作を行いながらも、計画的に利水容量の回復に努め、銅山川水系の3ダムの利水容量を100%まで回復させた。</p> <p>令和5年7月7日から九州北部を中心に停滞した梅雨前線に伴う降雨は、10日未明からの線状降水帯の発生とその後の停滞により記録的な豪雨となり、筑後川の中下流域に大きな被害をもたらした。</p> <p>寺内ダムの流域でも、最大時間雨量69</p>	
--	--	--	---	--	--

				<p>令和元年12月に策定された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議）」に基づき、利水ダムも含め水系ごとに治水協定を締結（特定施設24ダム、利水ダム12ダム）し、事前放流等に取り組んでいく。</p> <p>令和4年度から令和6年度において、特定施設の6ダムでのべ延べ8回、利水ダムの4ダムで延べ21回の事前放流を実施した。</p> <p>木曾川水系王滝川の牧尾ダムでは、前線の影響により木曾川水系治水協定に定められた基準降雨量の230mmを超過する予測となったため、7つの関係機関や利水者と協議の上で、5月6日16時30分から事前放流を開始した。</p> <p>事前放流の実施により約1,141万m<sup>3</sup>の洪水調節可能容量を確保したことで、貯水池の最高水位を常時満水位以下のEL.878.75mにおさえてダムの安全性を確保するとともに、最大約236m<sup>3</sup>/sの放流量の低減による下流の洪水負荷軽減が図られた。</p> <p>アンサンブル降雨予測情報を用いた流出予測を広くダム管理に実務的に浸透を図るため、BRIDGE(研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム)における「ダム運用高度化による流域治水能力向上と再生可能エネルギー増強の加速化プロジェクト」を令和5年度に受託し、SIP 期で開発した長時間アンサンブル降雨予測技術をベースに予測技術の融合、ダム種別と放流操作のタイミング別に長期アンサンブル降雨予測の活用技術を高度化するための技術開発と運用ルールの策定を、関係機関と共に取り組むとともに、個別ダムにおいて令和7年度より実装運用を開始する環境を構築した。</p> <p>ダム群連携最適操作シミュレータを木津川ダム総合管理所及び荒川ダム総合管理所において試行運用を継続し、運用コスト縮減について検討を行った。</p> <p>下流で洪水被害の発生が予想される場合及び既に被害が発生している場合において、河川管理者の指示や下流の地方公共団体から洪水被害軽減に係る要請に応じて、通常の洪水調節よりも貯留量を増やして容量を有効に活用する高度な操作（特別防災操作）の実施と検討に努めており、令和4年度から令和6年度において、味噌川ダムにおいて2回の特別防災操作を実施した。また、利根川水系の4ダム（矢木沢ダム、奈良俣ダム、下久保ダム、草木ダム）、荒川水系の2ダム（浦山ダム、滝沢ダム）、淀川水系の1ダム（川上ダム）の延べ7ダムについて「特別防災操作指示要領」が策定され、日吉ダムについては、特別防災操作に関する指示要領策定に向けて関係機関との調整を行うとともに、味噌川ダムにおいて降雨のピーク前に特別防災操作を行うことで、より効果的な下流河川の水位低下を行うことが可能となるよう、アンサンブル降雨予測技術を活用した新たな適用ルール案を策定し、令和7年度の洪水期からの運用に向け河川管理者と協議を行うとともに、河川管理者とWeb上でリアルタイムに情報共有する特別防災操作の適用可否について、画面表示案を作成した。</p>	<p>mm、総雨量約510mmを記録し、ダムへの流入量は平成29年九州北部豪雨時に次いで2番目となる最大毎秒530m<sup>3</sup>に達した。</p> <p>寺内ダムでは7月10日午前2時40分に洪水調節を開始したが、未だ予測が難しい線状降水帯の発生により、寺内ダム流域の予測累積雨量は、10日午前1時の時点では200mm程度であったものが、午前3時には300mm超、午前6時には400mm超、午前8時には500mm超と、短時間のうちに大きく上振れした。</p> <p>緊迫した洪水警戒体制下で、10日午前9時50分に管理開始から45年目で初めてとなる緊急放流を開始した。</p> <p>午前11時00分に流入量と放流量がほぼ同じになり、午後4時50分に緊急放流を終了した時点で寺内ダムの洪水調節容量をほぼ使い切った状況であった。</p> <p>緊急放流には至ったものの約8時間もの間、洪水調節機能を発揮し続け、ダム下流の水位を約1.38m低下（速報値）させ、洪水被害軽減に大きく貢献した。</p> <p>普段から異常洪水を想定した訓練を行う等、防災力・管理技術力向上に努めたことで、実際の異常洪水に対しても施設管理規程に基づき的確な操作を実施した。</p> <p>木曾川水系王滝川の牧尾ダムでは、前線の影響により木曾川水系治水協定に定められた基準降雨量の230mm/48時間を超過する予測となったため、7つの関係機関や利水者と協議の上で、令和5年5月6日16:30から事前放流を開始した。</p> <p>事前放流の実施により約1,141万m<sup>3</sup>の洪水調節可能容量を確保したことで、貯水池の最高水位をEL.878.75mに抑え、最大約236m<sup>3</sup>/sの放流量の低減による下流の洪水負荷軽減を図ることができた。</p> <p>牧尾ダムにおいては、基準降雨量が断続的に超過することによる事前放流への対</p>	
--	--	--	--	--	--	--

				<p>1-1-3 危機的状況への的確な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダム、堰及び水路の効率的・効果的な施設管理を進めるため、</li> </ul>	<p>応と、その後の洪水操作において、24時間体制を長期間確保する必要があるため、牧尾ダム管理所に限られた職員だけではなく、総合管理所における弾力的・機動的な人員配置として、愛知用水総合管理所内の他部署の職員を応援として配置し、約4日間の事前放流・洪水への対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年8月29日に上陸した台風10号の影響により、8月29日から31日にかけて、徳山ダム（岐阜県揖斐川町）の上流では、流域平均総雨量約207mm、徳山ダムの直下流にある横山ダム（岐阜県揖斐川町）の上流では、流域平均総雨量約247mmを観測する大雨となった。</li> </ul> <p>水資源機構施設である徳山ダムと、国土交通省施設である横山ダムは、揖斐川本川の上下流に位置することから、より効率的・効果的な管理を目的として、令和6年度から横山ダムの管理を水資源機構が受託した。</p> <p>この台風10号の大雨に対し、徳山ダムと横山ダムが、流入予測や操作のタイミング等の情報交換をより密に行い円滑な防災操作を実施して、徳山ダムでは最大流入量時（毎秒約488m<sup>3</sup>）において、全量をダムに貯留し、横山ダムでは最大流入時（毎秒約445m<sup>3</sup>）において、毎秒約168m<sup>3</sup>をダムに貯留し、2ダムで約1,140万m<sup>3</sup>の洪水を貯留した。</p> <p>この洪水調節により、揖斐川の岡島地点（揖斐川町）において、河川水位を約1.10m低減させ、水防団出動水位の超過を防ぐとともに、万石地点（大垣市）において、河川水位を約0.50m低下させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、令和7年度もこれらの取組を実施することにより、困難度を高く設定した目標について、中期目標における所期の目標を達成できる見通しであることから、A評定とした。</li> </ul>		
--	--	--	--	--	---	--	--

			<p>7施設(草木ダム、味噌川ダム、南摩ダム、徳山ダム、牧尾ダム、旧吉野川河口堰、女男石頭首工)で管理用制御処理設備の整備を行っており、このうち、令和5年度に草木ダム及び味噌川ダムについては、整備を完了した。</p> <p>また、1施設(下久保ダム)の監査廊にWi-Fi設備の整備を行った。</p> <p>関係機関と連携して、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、異常湧水等の危機的状況を想定した災害対応訓練を中期目標期間で平均420回実施するとともに、災害支援協定等に基づく連携を強化する取組を中期目標期間で平均86回実施した。なお、これら実績は、中期目標において困難度が「高」とされており、指標として定められた第4期中期目標期間の平均実施回数(見込み)393回及び64回をとともに上回る回数(災害対応訓練実施回数:107%、連携強化取組回数:134%)である。</p> <p>また、非常時参集訓練、設備操作訓練、備蓄資機材等を活用した訓練等を実施することにより、危機管理能力の向上を図った。備蓄資機材の相互融通や情報共有を図るため、機構が保有する備蓄資機材の情報の共有化を継続した。</p> <p>危機管理体制維持のため4事務所の防災宿舍について改修工事等を進めるとともに、全事務所において宿舍整備計画を策定し、防災宿舍の計画的な整備・維持管理に取り組んだ。</p> <p>また、車両等機材であるポンプ車及びクレーン付トラックの法令点検整備、可搬式浄水装置の定期整備とともに、備蓄資材については、管理台帳や使用記録簿と照合して規格、数量等の状態確認を行うなど適切な管理を行った。</p> <p>柳瀬ダム(四国地整)管理受託の防災態勢の発令を、関西・吉野川支社吉野川本部で防災態勢を発令するよう防災業務計画本社細則の見直しを実施。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正及び気象庁から北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された際の茨城県、千葉県に機構施設が所在する市町村の追加による防災業務計画、防災業務計画本社細則の見直しを行った。</p> <p>可搬式浄水装置(2号機)の更新に伴う可搬式浄水装置の管理に関する規程の一部を改正。利根大堰において、堰上流の取水水位が確保できない取水障害を想定した水資源機構、各利水者、河川管理者が相互連携する業務継続計画(取水障害対応編)を策定し、これに基づいた情報伝達訓練及びポンプ車等の操作訓練を水資源機構主催で開催した。</p> <p>令和4年度から令和6年度に23件の漏水事故が発生したが、いずれも「漏水事故対応マニュアル」に基づき迅速に対応を行ったことで、用水供給の確保、被害拡大の防止を図ることができた。</p> <p>なお、本マニュアルについては、全職員が閲覧できるよう機構内LANの掲示板に掲示して周知徹底を図ることで、危機管理体制を強化している。</p> <p>災害時の復旧工事における借地等に係る損失補償を迅速かつ適切に行うため、「災害時の復旧工事における工事用借地に係る損失補償マニュアル」を用地に携わる職員以外の職員も対象とした勉強会・研修及び会議において、周知徹底することができた。</p> <p>令和4年度の明治用水頭首工における漏水事故の発生、山口県下関市の離島(六連島)と本土を結ぶ海底送水管の漏水、令和6年1月1日16時10分に発生した「令和6年能登半島地震」の被災地での可搬式浄水装置による給水支援活動等、各機関から支援の要請を受け緊急災害対策支援本部を設置し、支援要員の手配や支援先との調整等を行った。</p> <p>被災地方公共団体及びその他の関係機関から災害等に係る支援要請を受け、機構の業務に支障のない範囲で、被害が顕在化又は拡大しないよう機構の技術力を活かした支援を12回実施した。</p> <p>備蓄資材を活用した支援活動として、福島県のそうま土地改良区が管理する管水路が令和4年3月16日に発生した地震により破損し、かんがい期までに復旧する必要があることから、災害復旧事業を実施する福島県新地町及び東北農政局から継手補強</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 困難度「高」と設定した本項目について、左記の取組及び成果により、指標を達成する等、中期目標における所期の目標を達成できる見通しに加え、質的に顕著な成果が得られる見通しである。</li> <li>・ 令和4年度から令和6年度は、災害対応訓練を平均420回/年(対指標:107%)実施するとともに、災害支援協定等に基づく連携を強化する取組を平均86回/年(対指標:134%)実施する等、平常時から備えの強化に積極的に取り組んだ。</li> <li>・ 令和4年3月16日に発生した地震により福島県のそうま土地改良区が管理する管水路が被災したため、災害復旧事業を実施する福島県新地町及び東北農政局より支援要請があり支援を実施。</li> <li>・ 令和4年12月23日に山口県下関市の離島(六連島)と本土を結ぶ海底送水管で漏水が生じたことから、「災害時における支援活動に関する協定」に基づき、(公社)日本水道協会から支援要請があり支援を実施。</li> <li>・ 令和4年5月17日に明治用水頭首工において発生した漏水事故に対して、愛知県企業庁及び東海農政局からポンプ車等の支援要請を受け、直ちに中部支社管内のポンプ車等を搬出し、約3時間後には、現地にポンプ車等を搬入し、迅速な初動対応に寄与した。なお、機構のポンプは応急対応の初期段階から継続的に18台が稼働している。</li> <li>・ さらに、6月3日から緊急災害支援隊として8名の職員を現地に派遣し、仮設ポンプ等の維持管理、農業用水の受益地域における巡回点検、空気弁の漏水対応等の支援を行う等、これまでの管理業務において日常的に培われてきた施設管理の技術が活かされ、災害対応時における施設管理を効果的に支援することができた。なお、これら他機関への支援を通して、実際に発生した危機的状況に対応</li> </ul>	
--	--	--	--	--	--

			<p>材の支援要請があり、利根導水総合事業所に保管している継手補強材 1000mmを速やかに支援する等、機構の備蓄資材の他機関への支援により迅速な復旧工事が可能となり、他機関における被害の顕在化を防ぐことに寄与し、これらの迅速な復旧支援に対して東北農政局長から感謝状を受領した。</p> <p>備蓄機材を活用した支援活動は、令和4年5月の明治用水頭首工漏水事故に対して、愛知県企業庁及び東海農政局からポンプ車等の至急の支援要請があり、直ちに中部支社管内のポンプ車等を搬出し約3時間後には、現地にポンプ車を搬入し支援を開始する等、平常時より関係機関等と連携を深めるとともに、危機的状況を想定した様々な訓練により培われてきた技術が活かされ、迅速な初動対応に繋がった。さらに、仮設ポンプ等の維持管理、農業用水の受益地域における巡回点検、空気弁の漏水対応等の人的支援(8名)においては、これまでの管理業務において日常的に培われてきた施設管理の技術が活かされ、災害対応時における施設管理を効果的に支援することができた。</p> <p>令和5年7月の梅雨前線による大雨で機構において防災態勢を執り切迫した状況であったが、深刻な浸水被害を受けていた福岡県大川市から至急のポンプパッケージの支援要請を受けた。防災業務に支障のない範囲でポンプパッケージの操作等に精通した職員により大川市に対して技術的指導を行ったうえでポンプパッケージを貸与した。これら困難な状況下における排水支援に対して、大川市より後日感謝状を受領した。</p> <p>更に、九州農政局が管理する「遥拝堰」(国営八代平野土地改良事業)では、令和6年5月28日に発生した豪雨によりゲート更新工事のために河川内に設置していた水位確保のための仮設物が豪雨出水により流出し取水不能となった。この事象に対して、九州農政局の要請により、筑後川下流総合管理所に配備するポンプ車(60m<sup>3</sup>/min)1台を現地に派遣し、令和6年5月31日から令和6年6月26日までの間、かんがい期間中の用水確保を目的とした応急的な取水対応に機構のポンプ車が活用された。</p> <p>この支援に対して、九州農政局長より後日、被災した堰の用水確保への貢献に対する感謝状を受領した。</p> <p>可搬式浄水装置を活用した給水支援は、令和4年12月に山口県下関市の離島(六連島)において発生した海底送水管における漏水に対して、公益社団法人日本水道協会から「災害時における支援活動に関する協定」に基づく可搬式浄水装置による給水支援要請があり、年末年始期間ではあったが、装置の組立・設置・運転管理に係る技術指導を行う職員を派遣し、速やかに給水支援を実施した。</p> <p>「令和6年能登半島地震」により水道基幹施設等に甚大な被害を受けた石川県珠洲市において、発災直後から可搬式浄水装置による応急給水支援の調整を行い、令和6年1月9日から令和6年4月19日までの102日間、延べ約800人の職員を派遣し、給水総量約4,500m<sup>3</sup>を提供。農林水産省北陸農政局から被災地の未点検ため池を点検する職員派遣の要請を受け、令和6年1月13日から令和6年4月26日までの105日間、延べ約400人の職員を派遣し、約320箇所のため池点検を実施。機構の技術力を活かした被災地支援を行うとともに、地震で被災した用水路復旧のための備蓄資材(水輸送用塗覆装鋼管 1650mm)を提供した。給水支援活動の終了にあたっては、珠洲市長への報告の機会において、機構の支援活動に対しての謝意を頂き、農林水産大臣からは、被災地における災害援助の貢献に対する感謝状を受領した。</p> <p>機構の技術力を活かした支援等により、被害の顕在化及び拡大防止を図るとともに、機構の有する危機対応能力の更なる向上に繋がった。</p> <p>平常時においては、迅速な初動対応につなげるため、災害発生時に機構が所有する配備機材の輸送等を機構に代わり実施できる企業と災害支援に関する災害協定を193社と締結し、支援体制の整備を図った。</p> <p>「災害時における支援活動に関する協定」を締結している公益社団法人日本水道協会との連携強化を図るため、可搬式浄水装置の合同操作訓練等を行うとともに、備蓄資機材の相互融通にかかる意見交換を行い、支援体制の整備等の連携強化を図っ</p>	<p>することで、機構の有する危機対応能力の更なる向上に繋がった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震の被災地では、断水が広範囲に及び用水の不足が極めて深刻な問題となることが予想されたことから、1月5日緊急災害支援隊を編成し、職員により被災地に向けて可搬式浄水装置2台を輸送開始した。</li> <li>1月7日石川県珠洲市内亀ヶ谷池の堰堤に到着、浄水装置を設置・運転調整を行い、1月9日から生活用水として自衛隊、国が派遣する給水車両に生活用水を給水開始した。珠洲市総合病院、避難所のお風呂に使用され、被災された多くの方々の身体を暖め、心の癒しとなったと報道された。</li> <li>1月12日水道法に基づく水質検査を了し、飲用水としての給水を開始し、珠洲市の生命線として、4月19日までに450万Lの給水、延べ800人・日の職員を派遣した。</li> <li>珠洲市長からは、「発災直後からいち早く駆け付け給水支援を始めていただき本当に感謝している」との謝意を頂くとともに、農林水産大臣から感謝状を受領した。</li> <li>令和6年能登半島地震の被災地である石川県には数多くのため池があり、北陸農政局からため池調査に係る職員派遣の要請があり現地へ派遣。関係機関と協力して1月13日から4月26日までの105日間に石川県内の点検対象ため池320箇所の調査に加わり、ため池の点検や水位低下作業などを実施した(派遣職員数延べ約400人)。</li> <li>令和5年7月8日昼過ぎからの断続的な降雨により深刻な浸水被害を受けていた福岡県大川市から至急の排水支援要請を受け、防災業務に支障の無い範囲で大川市に技術指導を行った上で速やかにポンプパッケージを貸与し、早期の内水排除に寄与。</li> <li>令和6年能登半島地</li> </ul>	
--	--	--	--	---	--

				<p>た。</p> <p>令和6年度に実施したポンプ車操作訓練では、機構の訓練計画を農林水産省本省から各地方農政局と共有して合同訓練を実施するなど、危機管理能力の向上及び連携強化を図るとともに、関係自治体や利水者の参加も促し、機構の配備機材や装備について情報共有を行った。</p>	<p>震により新潟県加茂市加茂地内（国営信濃川下流地区）で管水路の漏水が発生したことから、北陸農政局から備蓄資材の支援要請があり支援を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利根大堰において何らかの災害・事故等により堰上流の取水水位が確保できない場合を想定した情報伝達訓練（令和6年10月21日）及びポンプ車等操作訓練（令和6年10月22日）を実施した。</li> </ul> <p>情報伝達訓練では、東京都、埼玉県、群馬県、関係土地改良区等の利水者、国土交通省、農林水産省、経済産業省等の関係機関と実際に連絡を取り、発災時における連絡調整の確認等を行った。</p> <p>ポンプ車等操作訓練は、ポンプ設備の設置や稼働に必要な技術の習得、防災意識の向上、関係機関等との連携強化を図るため、水資源機構が主催して、機構の関東管内10事務所、関東農政局、東北農政局を参集し、ポンプ設備24台を集結させて実施した。</p> <p>なお、この取組は、「大規模災害・事故による水供給リスクに備えた応急対応等の検討ガイドライン（案）」（令和6年11月国土交通省水管理・国土保全局水資源部）の公表に先立つ初めての取組である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産省九州農政局が管理する「遙拝堰（ようはいぜき）」（国営八代平野土地改良事業）において、令和6年5月28日に発生した豪雨による出水により、ゲート更新のために河川内に設置していた水位確保のための仮設物が流出し、取水不能となったため、九州農政局の要請により、ポンプ車1台を派遣し、かんがい期間中の用水確保を目的とした応急取水に支援した。</li> </ul> <p>また、令和6年9月の能登半島豪雨により珠洲市大谷浄水場が被災したとこのこととで珠洲市から給水支援の相談があり、早急に職員を現地へ派遣し、可搬式浄水装置の設置に向けた取水ポイントや搬入ルート等の現地確認及び市</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--

					<p>役所等関係者打合せ（R6.10.2～3）を行い、支援態勢を整えた。</p> <p>令和6年度は、令和5年度からの継続も含めて、合計5件の支援及び1件の支援態勢準備を行った。</p> <p>能登半島地震被災地への可搬式浄水装置による給水支援（R6.1.9～R6.4.19）</p> <p>能登半島地震による防災重点農業用ため池の緊急点検、対策（R6.1.13～R6.4.26）</p> <p>九州農政局（逢拝堰）に対しポンプ車（60m<sup>3</sup>/min）を貸与（R6.5.31～R6.6.26）</p> <p>香川県（西讃土地改良事務所）に対しポンプ車（30m<sup>3</sup>/s）、ポンプパッケージを貸与（R6.6.13～R6.9.20）</p> <p>明治用土地改良区に対し、FRPM管1,000mm×2本、FRPM管鋼製継輪×3組を貸与（R6.10.7）</p> <p>能登半島豪雨被災地（珠洲市）へ職員を派遣し、可搬式浄水装置の設置に向けた現地確認及び市役所等関係者打合せ（R6.10.2～3）を行い、支援態勢を整えた。</p> <p>引き続き、令和7年度もこれらの取組を実施することにより、困難度を高く設定した目標について、中期目標における所期の目標を達成できる見通しであることに加え、質的に顕著な成果が得られる見通しであることから、S評価とした。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

4 . その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1 - 1 - 1	安全で良質な水の安定した供給		
業務に関連する政策・施策	政策目標 2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 6：水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条第1項2号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 （既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な7つの水資源開発水系において、産業活動の発展、国民経済の成長と国民生活の向上に必要不可欠な「安全で良質な水の安定した供給」を行うことが極めて重要であるため。） 困難度：「高」 （複雑かつ高度な水利用が行われている7つの水資源開発水系において、広域的かつ複数の利水者に対して用水の適正配分、安定供給を実施するなど中立的で高い公共性が必要とされるため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2. 主要な経年データ											
主要なアウトプット（アウトカム）情報							主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間最終年度値	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度		R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
補給日数割合（計画値）	補給必要日数 <sup>1</sup> に対する実補給日数の割合（注1）100%	-	100%	100%	100%			予算額（千円）	45,658,521	49,762,309	50,756,028
補給日数割合（実績値）	補給必要日数 <sup>1</sup> に対する実補給日数の割合（注1）	100%	100%	100%	100%			決算額（千円）	43,976,813	47,460,264	48,221,675
達成度	-	-	100%	100%	100%			経常費用（千円）	114,032,433	117,229,840	118,047,095
供給日数割合（計画値）	供給必要日数 <sup>2</sup> に対する実供給日数の割合（注2）100%	-	100%	100%	100%			経常利益（千円）	428,948	204,644	198,775
供給日数割合（実績値）	供給必要日数 <sup>2</sup> に対する実供給日数の割合（注2）	100%	100%	100%	100%			行政コスト（千円）	114,021,919	118,631,635	118,585,332
達成度	-	-	100%	100%	100%			従事人員数	852	884	865
出席率	水資源開発水系における湧水調整のための協議会等への出席率100%	-	100%	100%	100%						
水資源開発水系における湧水対応タイムラインの策定数	-	-	4水系	4水系	4水系						

定量目標 各年度の補給日数割合：補給必要日数<sup>1</sup>に対する実補給日数の割合 100%  
各年度の供給日数割合：供給必要日数<sup>2</sup>に対する実供給日数の割合 100%

指標 水資源開発水系における湧水調整のための協議会等への出席率 100%  
水資源開発水系における湧水対応タイムラインの策定数

- （注1） 1 補給必要日数：ダム下流の各取水地点の取水量や河川維持流量等を確保するため、ダムに貯留した水を補給する必要がある日数（応急復旧に要する期間を控除）。  
（注2） 2 供給必要日数：各利水者からの申込を受け、機構が管理する取水導水施設、幹線水路等を介して水の供給が必要となる日数（応急復旧に要する期間を控除）。  
（注3） 水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。  
（注4） 本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとめ」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載している。  
（注5） 従事人員数は、1月1日時点。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
<p>機構は、水資源開発施設等の管理を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とすることから、年間を通じて、各利水者に対し、安全で良質な水の安定した供給を行うこと。</p> <p>(1) 安定した用水の供給等 施設管理規程に基づき的確な施設の管理を行い、安定的な水供給に努めること。特に、湧水等の異常時においては、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努めること。</p>	<p>別表1「施設管理」に掲げる54施設について、それぞれの施設管理規程に基づいた的確な施設管理を行うことにより、24時間365日、各利水者に対し、安全で良質な水を安定して供給する。</p> <p>具体的には、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 安定した用水の供給等 施設管理規程に基づき的確な施設の管理を行い、安定的な水供給に努める。特に、湧水等の異常時においては、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努める。</p> <p>具体的には、利水者に対して必要な水量を過不足なく適切なタイミングで供給し、湧水時における利水者間の調整が円滑になされるよう対応する。</p> <p>また、水道用水及び工業用水(以下「都市用水」という。)並びに農業用水に係る水利用の変化に対応できるよう関係機関との連絡調整を行う。</p> <p>水象、気象等の情報及び利水者の必要水量を的確に把握し、配水計画の策定、取水・配水量の調整を行い、利水者に対し、安定的かつ過不足なく必要水量を供給する。</p> <p>各利水者における効率的な水の利用に資するよう、主要な水源施設であるダム等の水管理</p>	<p>&lt;定量目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各年度の補給日数割合 100%</li> <li>各年度の供給日数割合 100%</li> </ul> <p>&lt;指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水資源開発水系における湧水調整のための協議会等への出席率 100%</li> <li>水資源開発水系における湧水対応タイムラインの策定数</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>的確な施設管理を行い、安全で良質な水を安定して供給することができたか。</p> <p>湧水、水質異常等の発生時に、その影響の軽減に努めたか。</p> <p>関係者相互の連携強化等湧水対応力の向上に重点的に取り組んだか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(1)安定した用水の供給等 取水・配水計画の策定及び取水・配水量の調整を適切に実施したことで、供給必要日数に対する実供給日数の割合(供給日数割合)は100%、用水補給や下流河川の維持流量を確保するためにダム等からの補給が必要となった補給必要日数に対する実補給日数の割合(補給日数割合)は100%であり、供給日数割合及び補給日数割合ともに定量目標値である100%を達成した。</p> <p>ダム等の水管理に関する情報を毎日、機構のウェブサイトに掲載するとともに、湧水時には、湧水対策本部等を立ち上げ、ウェブサイトを通じた水源情報の提供について更新頻度を高めるなど情報の充実を図り、利水者を始めとする関係機関との連携を強化した。</p> <p>より効率的な水運用として低水管理の合理化・省力化を進めるため、低水管理において流入量予測に使用するパラメータをAIが最適化するシステムを試行的に導入している2施設(日吉・池田ダム)では、AIの学習に必要な雨量や流入量の実測データ取り込み、異常値除去や欠測値補填などを行うことにより予測精度を改善させた。</p> <p>令和4年度から令和6年度にかけて、須賀樋管、利根中央用水、両筑平野用水等8施設においては、農業用水における営農実態調査等を実施し、水利用の実態把握を行った。また、これらの水利用の実態を踏まえ、利根中央用水、木曾川用水、両筑平野用水、群馬用水においては、河川管理者、利水者を始めとする関係機関と水利権更新に向けた協議を行い、同意を得た。</p> <p>令和4年度から令和6年度の湧水対応においては、利根川水系、淀川水系、吉野川水系、筑後川水系において、取水制限を行った。</p> <p>特に顕著な取組として、吉野川水系吉野川の流況悪化に伴い、令和4年2月18日から令和4年9月20日にかけて過去最長となる215日間の取水制限を行ったが、早明浦ダムからの水量約1.5億m<sup>3</sup>の補給により、水利用面での社会的影響回避に加え、自然環境面でも大きな効果を発揮した。</p> <p>吉野川水系銅山川では、湧水対応タイムラインに基づく節水に取り組むことはもとより、銅山川3ダム(富郷ダム・柳瀬ダム・新宮ダム)において、ダム管理者の垣根を越えた3ダム連携運用を行い、湧水時における水質悪化の抑制等を行うにつれ実施した湧水対応は、日本ダムアワード2022において「低水管理賞」を受賞した。</p> <p>また、筑後川水系では、令和5年12月20日から、第一次湧水調整として、小石原川ダム管理開始以降初の運用である6ダム等(水機構特定：大山ダム、小石原川ダム、寺内ダム、水機構利水：江川ダム、水機構堰：筑後大堰、農水：合所ダム)統合運用を開始し、筑後川本川の筑後大堰湛水域より取水する福岡地区水道企業団、福岡県南広域水道企業団及び佐賀東部水道企業団に対して効率的な補給を実施すると共に、既に企業団の目的別貯水量が低下していた合所ダムの温存に寄与した。通常時は筑後川ダム統合管理所が補給の判断、各ダムの補給量の算出と補給指示を一元的に実施しているが、第一次湧水調整後の6ダム等統合運用では、より水源の効率的かつ効果的な運用を行う必要があるため、機構が各ダムの貯留バランスや水源予測を基に補給対象ダム、ダム毎の補給量についてダム統管に提案し、それらの情報を踏まえてダム統管より各ダムの補給量の算出と補給指示を実施した。その後も流況が悪化し令和6年2月14日時点で主要6施設</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取水・配水計画の策定及び取水・配水量の調整を適切に実施したことで、供給必要日数に対する実供給日数の割合(供給日数割合)は100%、用水補給や下流河川の維持流量を確保するためにダム等からの補給が必要となった補給必要日数に対する実補給日数の割合(補給日数割合)は100%であり、供給日数割合及び補給日数割合ともに定量目標値である100%を達成した。</li> <li>ダム等の水管理に関する情報を毎日、機構のウェブサイトに掲載するとともに、湧水時には、湧水対策本部等を立ち上げ、ウェブサイトを通じた水源情報の提供について更新頻度を高めるなど情報の充実を図り、利水者を始めとする関係機関との連携を強化した。</li> <li>より効率的な水運用として低水管理の合理化・省力化を進めるため、低水管理において流入量予測に使用するパラメータをAIが最適化するシステムを試行的に導入している2施設(日吉・池田ダム)では、AIの学習に必要な雨量や流入量の実測データ取り込み、異常値除去や欠測値補填などを行うことにより予測精度を改善させた。</li> <li>令和4年度から令和6年度にかけて、須賀樋管、利根中央用水、両筑平野用水等8施設においては、農業用水における営農実態調査等を実施し、水利用の実態把握を行った。また、これらの水利用の実態を踏まえ、利根中央用水、木曾川用水、両筑平野用水、群馬用水においては、河川管理者、利水者を始めとする関係機関と水利権更新に向けた協議を行い、同意を得た。</li> <li>令和4年度から令和6年度の湧水対応においては、利根川水系、淀川水系、吉野川水系、筑後川水系において、取水制限を行った。</li> <li>特に顕著な取組として、吉野川水系吉野川の流況悪化に伴い、令和4年2月18日から令和4年9月20日にかけて過去最長となる215日間の取水制限を行ったが、早明浦ダムからの水量約1.5億m<sup>3</sup>の補給により、水利用面での社会的影響回避に加え、自然環境面でも大</li> </ul>	<p>評定</p> <p>A</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>中期目標における定量目標である水の「補給日数割合」及び「供給日数割合」はともに100%を達成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度吉野川水系における異常湧水への対応では、過去最長215日間の取水制限を行う中で早明浦ダムから約1.5億m<sup>3</sup>の水量を補給し、香川用水においては、利水者と一体となって節水に取り組み、調整池(宝山湖)から取水量減量分の一部、約12万m<sup>3</sup>(0.452m<sup>3</sup>/s)を補給した。富郷ダム・柳瀬ダム・新宮ダムにおいて、ダム管理者の垣根を越えた3ダム連携運用を行い、湧水時における水質悪化の抑制等を行うにつれ実施した湧水対応は、日本ダムアワード2022において「低水管理賞」を受賞した。</li> <li>また、水源状況や取水状況等について、一般への情報発信や関係機関への情報提供の頻度を高め、節水の啓発等を行うとともに、河川管理者、利水者及び関係機関と連携を図りつつ、降雨状況に合わせてダムからの補給量をきめ細かく変更するなど、効率的な水運用を図り、国民生活及び産業活動への影響軽減を図った。</li> <li>令和5年度から令和6年度にかけての筑後川水系における湧水対応では、令和5年12月20日より、第一次湧水調整として、小石原川ダム管理開始以降初の運用である6ダム等統合運用を開始した。通常時は九州地方整備局筑後川ダム統合管理事務所(以下「ダム統管」)が補給の判断や各ダムの補給量の算出と補給指示を一元的に実施しているが、機構が各ダムの貯</li> </ul>			

<p>(2) 安全で良質な用水の供給 日常的に水質情報を把握し、安全で良質な水の提供に努めること。また、水質が悪化した場合及び水質事故や第三者に起因する突発事象等発生時には、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努めるとともに、必要に応じその対応について率先した役割を担うこと。</p>	<p>に関する情報を毎日機構のウェブサイトに掲載する。 また、渇水時には利水者相互の調整が円滑に行われるよう、提供する情報の充実を図り、河川管理者、利水者を始めとする関係機関との一層の連携を図る。 より効率的な水運用としてICT等新技術の活用について検討を行い、低水管理の合理化を進める。異常渇水が発生した場合には、国民生活及び産業活動への影響を軽減するため、河川管理者、利水者を始めとする関係機関との調整を図りながら、効率的な水運用や節水の啓発を行う。 社会・経済情勢や営農形態等の変化に伴う都市用水及び農業用水の水利用の変化の有無を確認し、その実態把握に努める。 また、この結果を踏まえ、必要に応じ、河川管理者、利水者を始めとする関係機関との協議や調整を計画的に進める。</p> <p>(2) 安全で良質な用水の供給 エンドユーザーまで安心して利用できるよう、日常的に水質情報を把握し、常に安全で良質な水の供給に努める。また、水質が悪化した場合及び水質事故や第三者に起因する突発事象等発生時には、河川管理者、利水者を始めとする関係機関との調整を図り、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努めるとともに、必要に応じその対応について率先した役割を担う。</p>	<p>の合計貯水量は3割程度まで落ち込んだため、令和6年2月17日から第二次渇水調整として、6ダム等統合運用に加え、取水制限（福岡地区水道企業団10%、福岡県南広域水道企業団及び佐賀東部水道企業団3%）と、山口調整池の貯留水40万m<sup>3</sup>を使用した運用を行った。 これら各河川の取水制限等に併せて本社、関西・吉野川支社吉野川本部、筑後川局及び各事務所に渇水対策本部や渇水対策支部を設置し、水源状況や取水状況等について、一般への情報発信や関係機関への情報提供の頻度を高め、節水の啓発等を行うとともに、渇水対応タイムラインに基づき河川管理者、利水者及び関係機関と連携を図りつつ、降雨状況に合わせてダムからの補給量をきめ細かく変更するなど、効率的な水運用を図り、国民生活及び産業活動への影響軽減を図った。</p> <p>(2)安全で良質な用水の供給 機構が管理する54施設において水質管理計画を策定し、同計画に基づき日常的に水質情報を把握して利水者等に提供するとともに、曝気循環設備や選択取水設備等の水質保全対策設備を適切に運用することにより、水質異常への対策に取り組んだ。 平常時より河川管理者、利水者を始めとする関係機関と連携し、水質調査結果等の情報共有を図るとともに、定期的な連絡会議等において水質改善の取組や水質に関する情報交換を行った。 水質事故対応訓練を定期的を実施するとともに、関係機関との合同訓練により連携強化を図ることで、水質事故や水質異常が発生した場合における的確な施設操作や拡散防止策等を迅速かつ効果的に実施できるよう取り組んだ。 機構施設における富栄養化現象や濁水長期化現象等の水質異常の発生時や、機構施設及びその周辺における水質事故の発生時には、迅速に河川管理者、利水者を始めとする関係機関へ情報提供し、的確な施設操作や拡散防止策等を関係機関と連携して実施することで影響の回避・軽減を図った。 また、機構が実施する工事等に起因する水質事故の防止を徹底するため、工事の受注者に対して指導徹底を図った。 良質な用水供給を行うため、水系全体の水質改善に向けた様々な施策について検討を行う場に参画し、貯水池や水道取水口における水質状況や水質調査結果等の情報共有を行うことで、流入水質の改善に向けた取組等施策の具体化に取り組んだ。</p> <p>(3)危機的な渇水への対策推進 吉野川水系では、全国のフルプラン水系に先がけて、吉野川水系渇水対応タイムラインを令和3年1月に策定した。 また、淀川水系では、近畿地方で初となる淀川水系渇水対応タイムラインを5つの渇水対策会議等ごとに作成し、令和3年4月から試行運用を開始した。 利根川・荒川水系では、関東地方初となる利根川水系渇水対応タイムライン及び荒川水系渇水対応タイムラインを策定し、令和3年12月16日から運用を開始した。 令和4年度から令和6年度において、利根川水系、淀川水系及び吉野川水系で発生した渇水では、渇水対応タイムラインに基づき、ダム貯水率に基づいた自主節水や取水制限開始のタイミングを判断するなどの渇水対応を行った。 渇水対応タイムライン未策定の3水系（豊川水系、木曾川水系、筑後川水系）のうち、豊川水系、木曾川水系については、策定の動きはない状況であるが、筑後川水系については、引き続き、渇水対応タイムラインの策定に向け、関係機関と調整を進めている。 また、渇水調整のために開催された渇水調整協議会等に全て出席し、渇水被害の軽減のために緊密な連携が図</p>	<p>きな効果を発揮した。 吉野川水系銅山川では、渇水対応タイムラインに基づく節水に取り組むことはもとより、銅山川3ダム（富郷ダム・柳瀬ダム・新宮ダム）において、ダム管理者の垣根を越えた3ダム連携運用を行い、渇水時における水質悪化の抑制等を図りつつ実施した渇水対応は、日本ダムアワード2022において「低水管理賞」を受賞した。 また、筑後川水系では、令和5年12月20日から、第一次渇水調整として、小石原川ダム管理開始以降初の運用である6ダム等（水機構特定：大山ダム、小石原川ダム、寺内ダム、水機構利水：江川ダム、水機構堰：筑後大堰、農水：合所ダム）統合運用を開始し、筑後川本川の筑後大堰湛水域より取水する福岡地区水道企業団、福岡県南広域水道企業団及び佐賀東部水道企業団に対して効率的な補給を実施すると共に、既に企業団の目的別貯水量が低下していた合所ダムの温存に寄与した。通常時は筑後川ダム統合管理所が補給の判断、各ダムの補給量の算出と補給指示を一元的に実施しているが、第一次渇水調整後の6ダム等統合運用では、より水源の効率的かつ効果的な運用を行う必要があるため、機構が各ダムの貯留バランスや水源予測を基に補給対象ダム、ダム毎の補給量についてダム統管に提案し、それらの情報を踏まえてダム統管より各ダムの補給量の算出と補給指示を実施した。その後も流況が悪化し令和6年2月14日時点で主要6施設の合計貯水量は3割程度まで落ち込んだため、令和6年2月17日から第二次渇水調整として、6ダム等統合運用に加え、取水制限（福岡地区水道企業団10%、福岡県南広域水道企業団及び佐賀東部水道企業団3%）と、山口調整池の貯留水40万m<sup>3</sup>を使用した運用を行った。 これら各河川の取水制限等に併せて本社、関西・吉野川支社吉野川本部、筑後川局及び各事務所に渇水対策本部や渇水対策支部を設置し、水源状況や取水状況等について、一般への情報発信や関係機関への情報提供の頻度を高め、節水の啓発等を行うとともに、渇水対応タイムラインに基づき河川管理者、利水者及び関係機関と連携を図りつつ、降雨状況に合わせてダムからの補給量をきめ細かく変更するなど、効率的な水運用を図り、国民生活及び産</p>	<p>留バランスや水源予測を基に補給対象ダム、ダム毎の補給量についてダム統管に提案し、それらの情報を踏まえてダム統管より各ダムの補給量の算出と補給指示を行うことにより、効率的な補給を実施するとともに、既に企業団の目的別貯水量が低下していた合所ダムの温存に寄与した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質事故対応訓練を定期的を実施し、関係機関との合同訓練により連携強化しており、淡水赤潮等の水質異常や油流出等の水質事故の際には、関係機関等と迅速な連絡調整を図るとともに、必要に応じて拡散防止対策を実施することで、その影響の回避・軽減を図った。</li> <li>・令和4年度から令和6年度における利根川水系、淀川水系及び吉野川水系で発生した渇水では、渇水対応タイムラインに基づき、ダム貯水率に基づいた自主節水や取水制限開始のタイミングを判断するなどの渇水対応を行うとともに、渇水対応タイムライン未策定の筑後川水系については、策定に向け、関係機関と調整を進めている。 なお、渇水調整のために開催された協議会等への出席率100%を達成した。</li> </ul> <p>このように、気候変動の影響が顕在化し、過去に例のない対応が必要となる中で、国民生活や経済活動において必要不可欠な安全で良質な水を供給し続けた機構の調整能力及び対応力は特筆すべきものであり、また、困難度「高」と設定した項目に対して確実に成果を出したと高く評価できる。 以上を総合的に判断し、当該法人の業務向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が見込まれることから、A評定とした。</p>
---	--	---	--	--

<p>(3) 危機的な渇水への対策推進 気候変動適応計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、今後の危機的な渇水に備えるため、水資源開発水系において、関係者が協働して渇水による影響等を想定し、渇水対応の手順を明らかにする「渇水対応タイムライン」の策定に積極的に参画するなど地域と一体となって、関係者相互の連携強化や渇水対応力の向上に重点的に取</p>	<p>機構施設において水質管理計画に基づき日常的に水質情報を把握して利水者等に提供するとともに、富栄養化、濁水長期化による水質異常への対策に取り組む。 河川管理者、利水者を始めとする関係機関と連携し、管理上必要な情報共有等を図る。 水質事故や第三者に起因する突発事象等を含め水質異常が発生した場合には、迅速に河川管理者、利水者を始めとする関係機関へ情報提供し、的確な施設操作や拡散防止策等を関係機関と連携して実施することで、その影響の回避・軽減を図る。 また、機構が実施する工事等に起因する水質事故の防止を徹底するとともに、水質事故の発生時には迅速かつ適切に対応する。 より良質な用水供給を行うために、水系全体の水質改善に向けた様々な施策について検討を行う場に参画し、関係機関と連携して施策の具体化に取り組む。</p> <p>(3) 危機的な渇水への対策推進 気候変動適応計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、今後の危機的な渇水に備えるため、水資源開発水系において、関係者が協働して渇水による影響等を想定し、渇水対応の手順を明らかにする「渇水対応タイムライン」の策定に積極的に参画するなど地域と一体となって、関係者相互の連携強化や渇水対応力の向上に重点的に取</p>	<p>られるよう、国や地方公共団体、関係機関、利水者へダムの水質情報について情報共有を行った。</p>	<p>業活動への影響軽減を図った。  <ul style="list-style-type: none"> <li>機構が管理する54施設において水質管理計画を策定し、同計画に基づき日常的に水質情報を把握して利水者等に提供するとともに、曝気循環設備や選択取水設備等の水質保全対策設備を適切に運用することにより、水質異常への対策に取り組んだ。</li> <li>平常時より河川管理者、利水者を始めとする関係機関と連携し、水質調査結果等の情報共有を図るとともに、定期的な連絡会議等において水質改善の取組や水質に関する情報交換を行った。</li> <li>水質事故対応訓練を定期的に実施するとともに、関係機関との合同訓練により連携強化を図ることで、水質事故や水質異常が発生した場合における的確な施設操作や拡散防止策等を迅速かつ効果的に実施できるよう取り組んだ。</li> <li>機構施設における富栄養化現象や濁水長期化現象等の水質異常の発生時や、機構施設及びその周辺における水質事故の発生時には、迅速に河川管理者、利水者を始めとする関係機関へ情報提供し、的確な施設操作や拡散防止策等を関係機関と連携して実施することで影響の回避・軽減を図った。</li> <li>また、機構が実施する工事等に起因する水質事故の防止を徹底するため、工事の受注者に対して指導徹底を図った。</li> <li>良質な用水供給を行うため、水系全体の水質改善に向けた様々な施策について検討を行う場に参画し、貯水池や水道取水口における水質状況や水質調査結果等の情報共有を行うことで、流入水質の改善に向けた取組等施策の具体化に取り組んだ。</li> <li>吉野川水系では、全国のフルプラン水系に先がけて、吉野川水系渇水対応タイムラインを令和3年1月に策定した。</li> <li>また、淀川水系では、近畿地方で初となる淀川水系渇水対応タイムラインを5つの渇水対策会議等ごとに作成し、令和3年4月から試行運用を開始した。</li> <li>利根川・荒川水系では、関東地方初となる利根川水系渇水対応タイムライン及び荒川水系渇水対応タイムラインを策定し、令和3年12月16日から運用を開始した。</li> <li>令和4年度から令和6年度において、利根川水系、淀川水系及び吉野川水系で</li> </ul> </p>	<p>&lt; 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 &gt; (特になし)</p> <p>&lt; その他事項 &gt; (外部有識者からの主な意見)  <ul style="list-style-type: none"> <li>広域的な渇水リスクに対し迅速に本部体制を整備し、渇水対応タイムラインを活用した適切な渇水調整や関係機関と連携した水質異常の影響回避・軽減など、きめ細やかな施設操作などにより効果的な水運用を実施したことについて高く評価する。また、災害の有無にかかわらず、通常時においても安全で良質な水の安定した供給が行えていること自体に対して適切に評価されるべきであると考えている。</li> </ul> </p>
---	---	---	--	--

り組むこと。	り組む。			<p>発生した渇水では、渇水対応タイムラインに基づき、ダム貯水率に基づいた自主節水や取水制限開始のタイミングを判断するなどの渇水対応を行った。</p> <p>渇水対応タイムライン未策定の3水系（豊川水系、木曾川水系、筑後川水系）のうち、豊川水系、木曾川水系については、策定の動きはない状況であるが、筑後川水系については、引き続き、渇水対応タイムラインの策定に向け、関係機関と調整を進めている。</p> <p>また、渇水調整のために開催された渇水調整協議会等に全て出席し、渇水被害の軽減のために緊密な連携が図られるよう、国や地方公共団体、関係機関、利水者へダムの水源情報について情報共有を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、令和7年度もこれらの取組を実施することにより、困難度を高く設定した目標について、中期目標における所期の目標を達成できる見通しであることから、A評定とした。</li> </ul> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>		
4 . その他参考情報						
特になし						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1 - 1 - 2	洪水被害の防止・軽減		
業務に関連する政策・施策	政策目標 2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 6：水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条第1項2号
当該項目の重要度、困難度	<p>重要度：「高」</p> <p>（既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な7つの水資源開発水系において、国民生活・経済に必要不可欠な「洪水被害の防止・軽減」を行うことが極めて重要であるため。また、特定施設及び利水ダム建設・管理を行っている機構は、流域の関係者と連携・協働して流域治水に取り組むことで、洪水被害の防止・軽減への取組をこれまで以上に深化させ、気候変動の影響で激甚化・頻発化する水災害から国民の生命と財産を守る必要があるため。）</p> <p>困難度：「高」</p> <p>（降雨等の定量予測については、ダム流域という比較的狭いエリアが対象であり、依然として精度上の技術的制約がある中で、確実な洪水調節を実施する必要があるため。</p> <p>近年の気候変動等による局所的な豪雨や、記録的な短時間雨量等、施設計画規模を超える洪水に対応しなければならない災害が増加しつつあるため。</p> <p>下流の河川整備の状況を踏まえつつ、河川管理者の指示や、下流の地方公共団体等と住民避難に関する情報等を共有しながら高度な専門技術を必要とするダム等施設管理を的確に実施する必要があるため。</p> <p>ダムの事前放流を行うには、ダムごとの上流域の予測降雨量、ダム下流の河川における現況の流下能力等の状況判断に加え、治水協定を踏まえた関係利水者との綿密な調整等を行う必要があるため。</p> <p>新型コロナウイルス感染症等の影響に伴う制限下であっても、洪水被害の防止・軽減に関する業務を切れ目なく継続的に行うことは、国民経済の成長と国民生活の向上に不可欠であるため。）</p>	<p>関連する政策評価・行政事業レビュー</p> <p>予算事業ID 004046</p>	

2. 主要な経年データ											
主要なアウトプット（アウトカム）情報							主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度		R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
洪水調節適正実施割合（計画値）	洪水調節適正実施割合（注1）100%	-	-	-	-	-		予算額（千円）	45,658,521 (26,210,633)	49,762,309 (28,086,036)	50,756,028 (28,073,419)
洪水調節適正実施割合（実績値）	洪水調節適正実施割合（注1）	100%	100%	100%	100%		決算額（千円）	43,976,813 (25,375,909)	47,460,264 (26,274,883)	48,221,675 (26,621,760)	
達成度	-	-	100%	100%	100%		経常費用（千円）	114,032,433 (64,890,793)	117,229,840 (65,766,002)	118,047,095 (66,255,692)	
情報発信するための説明会等の実施件数（計画値）	-	-	-	-	-		経常利益（千円）	428,948 (186,318)	204,644 (68,905)	198,775 (40,752)	
情報発信するための説明会等の実施件数	-	-	45件	59件	68件		行政コスト（千円）	114,021,919 (64,890,793)	118,631,635 (66,030,219)	118,585,332 (66,255,822)	

(実績値)														
達成度	-	-	-	-	-					従事人員数	852 (505)	884 (542)	865 (532)	

定量目標 各年度の洪水調節適正実施割合：100%

(注1) 洪水調節適正実施割合は、洪水回数に対して適正に洪水調節対応を行った割合である。

(注2) 水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

(注3) ( )は、ダム等の管理業務に係る予算額等を参考値として示すもので内数である。

(注4) 従事人員数は、1月1日時点。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
<p>機構は、洪水(高潮を含む。)防御の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその目的に含む「特定施設」の管理を行うことから、治水機能を有するダム等施設においては、的確な洪水調節等を行い、洪水被害の防止・軽減を図ること。</p> <p>また、令和3年4月28日に成立した特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)(通称「流域治水関連法」)に基づく「流域治水」(流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策)を推進するため、治水機能を有するダムの建設・再生による洪水調節機能の増強や、河川法(昭和39年法律第167号)第26条の許可を受け設置した利水ダム等の事前放流の実施、新技術を用いた高度なダム操作のためのシステム開発・実装による既設ダム機能の最大活用等、流域全体で洪水被害を防止・軽減させるための対策に、関係機関や関係者と密接な連携を図りつつ重点的に取り組むこと。</p> <p>なお、過去の台風や豪雨等の災害発生時に機構が関係者と連携して取り組んだ事例や成果等を、より多くの関係者に分かりやすく情報発信すること。</p> <p>また、下流で洪水被害の発生が予想される場合及び既に被害が発生している場合において、河川管理者の指示や下流の地方公共団体から洪水被害軽減に係る要請があった場合等</p>	<p>機構は、洪水(高潮を含む。)防御の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその目的に含む「特定施設」の管理を行うことから、治水機能を有するダム等施設においては、的確な洪水調節等を行い、洪水被害の防止・軽減を図る。</p> <p>また、令和3年4月28日に成立した特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号。通称「流域治水関連法」)に基づく「流域治水」(流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策)を推進するため、治水機能を有するダムの建設・再生による洪水調節機能の増強や、河川法(昭和39年法律第167号)第26条の許可を受け設置した利水ダム等の事前放流の実施、新技術を用いた高度なダム操作のためのシステム開発・実装による既設ダム機能の最大活用等、流域全体で洪水被害を防止・軽減させるための対策に、関係機関や関係者と密接な連携を図りつつ重点的に取り組む。</p> <p>具体的には、以下の取組を行う。</p>	<p>&lt; 定量目標 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各年度の洪水調節適正実施割合100%</li> </ul> <p>&lt; 指標 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機構が管理する特定施設及び利水ダムの関係者(国や地方公共団体を除く。)への洪水被害軽減のための取組事例や成果等を情報発信するための説明会等の実施件数</li> </ul> <p>&lt; 評価の視点 &gt;</p> <p>的確な洪水調節等を実施し、洪水被害の防止又は軽減を図ることができたか。</p>	<p>&lt; 主要な業務実績 &gt;</p> <p>(1)的確な洪水調節等の実施と関係機関との連携 令和4年度から令和6年度において、洪水調節を目的に含む全25ダム(令和4年度は全24ダム)において、延べ40ダムで、延べ116回の洪水調節を実施し、ダム等の治水効果を確実に発揮させた。これにより、定量目標である洪水調節適正実施割合100%を達成した。</p> <p>特に顕著な取組実績として、令和5年7月7日から九州北部を中心に停滞した梅雨前線に伴う降雨は、令和5年7月10日未明からの線状降水帯の発生とその後の停滞により記録的な豪雨となり、筑後川の中下流域に大きな被害をもたらした。寺内ダムの流域でも、最大時間雨量69mm、総雨量約510mmを記録し、ダムへの流入量は平成29年九州北部豪雨時に次いで2番目となる最大毎秒530m<sup>3</sup>に達した。</p> <p>今回の豪雨において、寺内ダムでは、令和5年7月10日午前2時40分に洪水調節を開始したが、午前5時前後の降雨流出予測で約6時間後の午前11時頃には洪水調節容量の約8割を使い切り、さらに洪水時最高水位を超過することが予測されたことから、午前5時40分に「緊急放流5時間前情報」、午前8時30分には「緊急放流3時間前通知」を関係機関に発出し、沿川住民の避難措置を図るよう依頼した。しかし、その間に1時間50mmを超える強い降雨の影響で、洪水調節容量の8割に到達する時刻が、それまでの予測よりも2時間も早まることが降雨流出予測で明らかとなったため、急遽、午前8時50分に「緊急放流1時間前通知」を発出した。</p> <p>その後、午前9時50分に緊急放流を開始し、午前11時00分に流入量と放流量がほぼ同じになり、午後4時50分に緊急放流を終了した時点で寺内ダムの洪水調節容量をほぼ使い切った状況であった。緊急放流には至ったものの、約8時間の間洪水調節機能を発揮し続け、これら一連の防災操作により、ダム下流の金丸橋地点の最高水位(3.89m)は、同地点の氾濫危険水位(3.87m)から2cmの超過に抑えられた。寺内ダムの洪水調節機能が発揮されなければ、同地点の水位は5.27m(氾濫危険水位+1.4m)に達し、深刻な浸水被害を回避させたものと考えられる。普段から異常洪水を想定した訓練を行う等、防災力・管理技術力向上に努めたことで、実際の異常洪水に対しても施設管理規程に基づき的確な操作を実施することができた。</p> <p>令和6年8月29日に鹿児島県に上陸した台風10号は、その後、九州・四国を通過して東海道沖に進み、令和6年9月1日に紀州半島の沖において、熱帯低気圧となった。台風10号の影響により、令和6年8月29日から同月31日にかけて、徳山ダム(岐阜県揖斐川町)の上流では、約207mmの流域平均総雨量を、横山ダム(岐阜県揖斐川町)の上流では、約247mmの流域平均総雨量を観測した。</p> <p>水資源機構の施設である徳山ダム(上流側)と国土交通省の施設である横山ダム(下流側)とは、揖斐川本川の上下流に位置し、より効率的・効果的な管理を目的として、令和6年度から横山ダムの管理を水資源機構が受託していたことから、台風10号の大雨に対して、徳山ダムと横山ダムとが流入量予測やダム操作のタイミング等の情報交換をより密に行い円滑な防災操作を実施した。</p> <p>徳山ダムでは最大流入量時(毎秒約488m<sup>3</sup>)において、全量をダムに貯留し、横山ダムでは最大流入時(毎秒約445m<sup>3</sup>)において、約38%に相当する毎秒約168m<sup>3</sup>をダム</p>	<p>&lt; 評定と根拠 &gt;</p> <p>評定：A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度から令和6年度において、洪水調節を目的に含む全25ダム(令和4年度は全24ダム)において、延べ40ダムで、延べ116回の洪水調節を実施し、ダム等の治水効果を確実に発揮させた。これにより、定量目標である洪水調節適正実施割合100%を達成した。</li> <li>特に顕著な取組実績として、令和5年7月7日から九州北部を中心に停滞した梅雨前線に伴う降雨は、令和5年7月10日未明からの線状降水帯の発生とその後の停滞により記録的な豪雨となり、筑後川の中下流域に大きな被害をもたらした。寺内ダムの流域でも、最大時間雨量69mm、総雨量約510mmを記録し、ダムへの流入量は平成29年九州北部豪雨時に次いで2番目となる最大毎秒530m<sup>3</sup>に達した。</li> <li>今回の豪雨において、寺内ダムでは、令和5年7月10日午前2時40分に洪水調節を開始したが、午前5時前後の降雨流出予測で約6時間後の午前11時頃には洪水調節容量の約8割を使い切り、さらに洪水時最高水位を超過することが予測されたことから、午前5時40分に「緊急放流5時間前情報」、午前8時30分には「緊急放流3時間前通知」を関係機関に発出し、沿川住民の避難措置を図るよう依頼した。しかし、その間に1時間50mmを超える強い降雨の影響で、洪水調節容量の8割に到達する時刻が、それまでの予測よりも2時間も早まることが降雨流出予測で明らかとなったため、急遽、午前8時50分に「緊急放流1時間前通知」を発出した。</li> <li>その後、午前9時50分に緊急放流を開始し、午前11時00分に流入量と放流量がほぼ同じになり、午後4時50分に緊急放流を終了した時点で寺内ダムの洪水調節容量をほぼ使い切った状況であった。緊急放流には至ったものの、約8時間の間洪水調節機能を発揮し続け、これら一連の防災操作により、ダム下流の金丸橋地点の最高水位(3.89m)は、同地点の氾濫危険水位(3.87m)から2cmの超過に抑えられた。寺内ダムの洪水調節機能が発揮されなければ、同地点の水位は5.27m(氾濫危険水位+1.4m)に達し、深刻な浸水被害を回</li> </ul>	<p>評定</p> <p>A</p> <p>&lt; 評定に至った理由 &gt;</p> <p>前線・台風等による洪水被害の防止・軽減のため、延べ116回の洪水調節を適正に実施した結果、治水効果を確実に発揮し、定量目標である「洪水調節適正実施割合」100%を達成した。</p> <p>・ 湯水により貯水位が低下していた吉野川上流ダム群では、令和4年台風第14号による確実な貯水量の回復が要求される一方で、刻々と変化する予測雨量にに応じて、ダムからの放流量を適切に設定し、確実に洪水調節容量を確保する対応に迫られた。その中で、吉野川水系銅山川の富郷ダム、柳瀬ダム、新宮ダムでは、令和3年度から国土交通省が管理する柳瀬ダムの管理を機構が受託し、連続する3つのダムを効率的かつ効果的に運用する「3ダム連携操作検討プログラム」を活用することにより、下流の河川に対して洪水調節の効果を発揮するとともに、連携操作を行いながら3ダムの利水容量を100%まで回復させた。</p> <p>・ 令和5年7月の九州北部の豪雨では、寺内ダムで管理開始から45年目で初めてとなる緊急放流に至ったものの洪水調節容量をほぼ使い切るという最大限の防災操作により、寺内ダムが洪水調節を行わなかった場合と比べて下流河川の水位を約1.4m低下させ、下流域の洪水被害軽減に大き</p>	<p>評定</p>		

<p>は、今後のダム流域への降雨等も勘案しつつ可能な範囲で、通常の洪水調節よりも貯留量を増やして容量を有効に活用する高度な操作等に努めること。</p>	<p>(1) 的確な洪水調節等の実施と関係機関との連携 洪水被害の防止・軽減を図るため、ダム等施設によりの確な洪水調節等を実施するとともに、河川管理者、地方公共団体等と連携し、流域の安全を確保する。 施設管理規程に基づく洪水調節等を的確に行い、ダム等の治水効果を確実に発揮させる。 洪水時におけるダム等の操作、ダム等下流の河川の状態、計画規模を超える出水における浸水被害想定等について、河川管理者と連携して地方公共団体に説明し、当該地域における浸水リスクに係る認識を共有する。 また、ダム等下流地方公共団体の防災力の向上に資するため、流域治水協議会及び大規模氾濫減災協議会に参画するほか、ダム等施設の放流警報設備を情報伝達手段として活用することについて地方公共団体に働きかけを行う。 洪水時には、地方公共団体を始めとする関係機関に、防災、避難等の判断に資する情報の提供等を適時・適切に行う。また、過去の台風や豪雨等による災害発生時に機構が関係機関と連携して取り組んだ事例や成果等を、説明会を通じてより多くの関係者に分か</p>	<p>に貯留し、2ダムで約1,140万<sup>3</sup>mの洪水を貯留した。 この洪水調節により、揖斐川の岡島地点(揖斐川町)において、河川水位を約1.10m低減させ、出水水位の超過を防ぐとともに、万石地点(大垣市)において、河川水位を約0.50m低下させた。 洪水調節を目的に含む全てのダムにおいて、洪水期前に防災操作説明会を開催し、洪水時のダムの防災操作(緊急放流を含む)ダム下流河川の状態の他、計画規模を超える出水時における緊急放流について説明し、ダムの機能について正しく理解してもらい、ダムの計画規模を超える出水時には、自治体から避難指示等を発令し、下流沿川住民の速やかな避難行動に繋げてもらうよう関係機関と情報を共有した。 令和4年度から令和6年度において、水資源機構の関連水系において、延べ31の流域治水協議会に参画し、流域治水に関する協議・情報共有を図るとともに、機構が管理するダム等の関連する河川において、延べ92の大規模氾濫減災協議会に参画し、出水時におけるダムからの情報伝達や洪水発生時の対応に関する説明、訓練を行うなど、情報の共有・リスクコミュニケーションを図った。 ダム等の放流警報設備を放流警報時に支障とならない範囲で利用し、市町村が流域住民に災害情報や警戒避難に関する情報を周知する際の情報伝達手段として活用することについて、ダム下流の関係市町村等の地方公共団体に対して説明を行うとともに、既に協定締結済みの関係市町村と警報設備の利用要請をダム管理者に伝達する訓練を行う等の働きかけを行った。 令和4年度から令和6年度において、洪水時には地方公共団体をはじめとする関係機関に、ダムの防災操作や警報等の情報提供を適時的確に実施するとともに、洪水調節を行った延べ40ダムの洪水調節状況等をリアルタイムにウェブサイトで公表すると共に洪水後速やかにダムの防災操作の効果について記者発表やHP等に公表するなど、ダムによる洪水被害の軽減効果について情報発信を行った。 地域住民や河川利用者等を含めたより多くの関係者に対して、過去の台風や豪雨等による災害発生時に機構が関係機関と連携して取り組んだ事例や成果等を情報発信するための説明会等を172件行った。また、ダムの防災操作や放流警報などについて、一般の方にも分かりやすい内容でとりまとめ、HPへの掲載やダム下流の市町村に配布するなど情報発信を行った。</p>	<p>(2) 異常洪水に備えた対応の強化 令和元年12月に策定された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針(既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議)」に基づき、利水ダムも含め水系ごとに治水協定を締結(特定施設24ダム、利水ダム12ダム)し、事前放流等に取り組んでいる。 令和4年度から令和6年度において、特定施設の6ダムでのべ延べ8回、利水ダムの4ダムで延べ21回の事前放流を実施した。 木曾川水系王滝川の牧尾ダムでは、前線の影響により木曾川水系治水協定に定められた基準降雨量の230mmを超過する予測となったため、7つの関係機関や利水者と協議の上で、5月6日16時30分から事前放流を開始した。 事前放流の実施により約1,141万<sup>3</sup>mの洪水調節可能容量を確保したことで、貯水池の最高水位を常時満水位以下のEL.878.75mにおさえてダムの安全性を確保するとともに、最大約236<sup>3</sup>m/sの放流量の低減による下流の洪水負荷軽減が図られた。 アンサンブル降雨予測情報を用いた流出予測を広くダム管理に実務的に浸透を図るため、BRIDGE(研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム)における「ダム運用</p>	<p>避させたものとする。普段から異常洪水を想定した訓練を行う等、防災力・管理技術力向上に努めたことで、実際の異常洪水に対しても施設管理規程に基づき的確な操作を実施することができた。 令和6年8月29日に鹿児島県に上陸した台風10号は、その後、九州・四国を通過して東海道沖に進み、令和6年9月1日に紀州半島の沖において、熱帯低気圧となった。台風10号の影響により、令和6年8月29日から同月31日にかけて、徳山ダム(岐阜県揖斐川町)の上流では、約207mmの流域平均総雨量を、横山ダム(岐阜県揖斐川町)の上流では、約247mmの流域平均総雨量を観測した。 水資源機構の施設である徳山ダム(上流側)と国土交通省の施設である横山ダム(下流側)とは、揖斐川本川の上下流に位置し、より効率的・効果的な管理を目的として、令和6年度から横山ダムの管理を水資源機構が受託していたことから、台風10号の大雨に対して、徳山ダムと横山ダムとが流入量予測やダム操作のタイミング等の情報交換をより密に行い円滑な防災操作を実施した。 徳山ダムでは最大流入量時(毎秒約488<sup>3</sup>m)において、全量をダムに貯留し、横山ダムでは最大流入時(毎秒約445<sup>3</sup>m)において、約38%に相当する毎秒約168<sup>3</sup>mをダムに貯留し、2ダムで約1,140万<sup>3</sup>mの洪水を貯留した。 この洪水調節により、揖斐川の岡島地点(揖斐川町)において、河川水位を約1.10m低減させ、出水水位の超過を防ぐとともに、万石地点(大垣市)において、河川水位を約0.50m低下させた。 洪水調節を目的に含む全てのダムにおいて、洪水期前に防災操作説明会を開催し、洪水時のダムの防災操作(緊急放流を含む)ダム下流河川の状態の他、計画規模を超える出水時における緊急放流について説明し、ダムの機能について正しく理解してもらい、ダムの計画規模を超える出水時には、自治体から避難指示等を発令し、下流沿川住民の速やかな避難行動に繋げてもらうよう関係機関と情報を共有した。 令和4年度から令和6年度において、水資源機構の関連水系において、延べ31の流域治水協議会に参画し、流域治水に関する協議・情報共有を図るとともに、機構が管理するダム等の関連する河川において、延べ92の大規模氾濫減災協議会に参画し、出水時におけるダムからの情報伝達や洪水発生時の対応に関</p>	<p>な効果を発揮した。 令和6年8月台風10号では、揖斐川本川の上下流に位置する徳山ダムと横山ダムで、流入予測や操作のタイミング等の情報交換をより密に行い、円滑な防災操作を実施して、2ダムで約1,140万<sup>3</sup>mの洪水を貯留した。この洪水調節により、下流域の洪水被害軽減に大きな効果を発揮した。 流域治水協議会、大規模氾濫減災協議会に参画し、ダム下流の地方公共団体とのリスクコミュニケーションを図るとともに、過去の台風や豪雨等による災害発生時に取り組んだ事例や成果等を情報発信するための説明会等を延べ172件実施するなど、関係者への分かりやすい情報発信を行った。 治水協定に基づく利水ダムを含む10ダムで事前放流を延べ29回実施し、洪水被害の防止・軽減を図った。 このように、気候変動の影響が顕在化し、過去に例のない対応が必要となる中で、関係機関と情報等を共有しながら高度な専門技術を必要とするダム等施設管理により地域の浸水被害を防止・軽減させ、国民の生命や財産を災害から守ることに貢献し、困難度「高」と設定した項目に対して確実に成果を出したことは、高く評価できる。 以上を総合的に判断し、当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が見込まれることから、A評価とした。</p>	
---	---	---	--	--	---	--

	<p>りやすく情報発信する。</p> <p>(2) 異常洪水に備えた対応の強化 洪水被害の防止・軽減に向けた取組を強化するため、治水協定に基づく利水ダム等の事前放流に的確に取り組む。</p> <p>内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム」(SIP)において検討を進めているアンサンブル降雨予測情報を用いたダムへの流出予測を活用したダム操作の高度化を進めるとともに、現在開発を進めているダム群連携最適操作シミュレータを一部、試行的に実装し、その効果を検証しつつ、ダム操作の支援環境の構築を進めるなど、既存施設の機能を最大限活用する方策について検討を進める。</p> <p>さらに、下流で洪水被害の発生が予想される場合及び既に被害が発生している場合において、河川管理者の指示や下流の地方公共団体から洪水被害軽減に係る要請があった場合等は、今後のダム流域への降雨等も勘案しつつ可能な範囲で、通常の洪水調節よりも貯留量を増やして容量を有効に活用する高度な操作等に努める。</p>		<p>高度化による流域治水能力向上と再生可能エネルギー増強の加速化プロジェクト」を令和5年度に受託し、SIP期で開発した長時間アンサンブル降雨予測技術をベースに予測技術の融合、ダム種別と放流操作のタイミング別に長期アンサンブル降雨予測の活用技術を高度化するための技術開発と運用ルールの策定を、関係機関と共に取り組むとともに、個別ダムにおいて令和7年度より実装運用を開始する環境を構築した。</p> <p>ダム群連携最適操作シミュレータを木津川ダム総合管理所及び荒川ダム総合管理所において試行運用を継続し、運用コスト縮減について検討を行った。</p> <p>下流で洪水被害の発生が予想される場合及び既に被害が発生している場合において、河川管理者の指示や下流の地方公共団体から洪水被害軽減に係る要請に応じて、通常の洪水調節よりも貯留量を増やして容量を有効に活用する高度な操作(特別防災操作)の実施と検討に努めており、令和4年度から令和6年度において、味噌川ダムにおいて2回の特別防災操作を実施した。また、利根川水系の4ダム(矢木沢ダム、奈良俣ダム、下久保ダム、草木ダム)、荒川水系の2ダム(浦山ダム、滝沢ダム)、淀川水系の1ダム(川上ダム)の延べ7ダムについては「特別防災操作指示要領」が策定され、日吉ダムについては、特別防災操作に関する指示要領策定に向けて関係機関との調整を行うとともに、味噌川ダムにおいて降雨のピーク前に特別防災操作を行うことで、より効果的な下流河川の水位低下を行うことが可能となるよう、アンサンブル降雨予測技術を活用した新たな適用ルール案を策定し、令和7年度の洪水期からの運用に向け河川管理者と協議を行うとともに、河川管理者とWeb上でリアルタイムに情報共有する特別防災操作の適用可否について、画面表示案を作成した。</p>	<p>する説明、訓練を行うなど、情報の共有・リスクコミュニケーションを図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダム等の放流警報設備を放流警報時に支障とならない範囲で利用し、市町村が流域住民に災害情報や警戒避難に関する情報を周知する際の情報伝達手段として活用することについて、ダム下流の関係市町村等の地方公共団体に対して説明を行うとともに、既に協定締結済みの関係市町村と警報設備の利用要請をダム管理者に伝達する訓練を行う等の働きかけを行った。</li> <li>令和4年度から令和6年度において、洪水時には地方公共団体をはじめとする関係機関に、ダムの防災操作や警報等の情報提供を適時的確に実施するとともに、洪水調節を行った延べ40ダムの洪水調節状況等をリアルタイムにウェブサイトで公表すると共に洪水後速やかにダムの防災操作の効果について記者発表やHP等に公表するなど、ダムによる洪水被害の軽減効果について情報発信を行った。</li> <li>地域住民や河川利用者等を含めたより多くの関係者に対して、過去の台風や豪雨等による災害発生時に機構が関係機関と連携して取り組んだ事例や成果等を情報発信するための説明会等を172件行った。また、ダムの防災操作や放流警報などについて、一般の方にも分かりやすい内容でとりまとめ、HPへの掲載やダム下流の市町村に配布するなど情報発信を行った。</li> <li>令和元年12月に策定された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針(既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議)」に基づき、利水ダムも含め水系ごとに治水協定を締結(特定施設24ダム、利水ダム12ダム)し、事前放流等に取り組んでいる。</li> <li>令和4年度から令和6年度において、特定施設の6ダムで延べ8回、利水ダムの4ダムで延べ21回の事前放流を実施した。</li> <li>木曽川水系王滝川の牧尾ダムでは、前線の影響により木曽川水系治水協定に定められた基準降雨量の230mmを超過する予測となったため、7つの関係機関や利水者と協議の上で、5月6日16時30分から事前放流を開始した。</li> <li>事前放流の実施により約1,141万m<sup>3</sup>の洪水調節可能容量を確保したことで、貯水池の最高水位を常時満水位以下のEL.878.75mにおさえてダムの安全性を確保するとともに、最大約236m<sup>3</sup>/sの放流量の低減による下流の洪</li> </ul>	<p>&lt; 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 &gt;</p> <p>(特になし)</p> <p>&lt; その他事項 &gt;</p> <p>(外部有識者からの主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害の激甚化が問題となる中で、各ダム施設において的確に対応し、下流沿川の洪水被害を防止・軽減させたことは高い技術力と経験に裏打ちされたものであり、大いに評価できる。今後も技術力の維持・向上及び承継に取り組まれない。</li> <li>ダム下流水位低下量だけでなく、適切な対応がなされなかった場合における被害額を数値化できれば、機構の取組がより一層アピールでき、宣伝効果にもなると考える。</li> </ul>	
--	---	--	---	---	---	--

				<p>水負荷軽減が図られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アンサンプル降雨予測情報を用いた流出予測を広くダム管理に実務的に浸透を図るため、BRIDGE（研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム）における「ダム運用高度化による流域治水能力向上と再生可能エネルギー増強の加速化プロジェクト」を令和5年度に受託し、SIP期で開発した長時間アンサンプル降雨予測技術をベースに予測技術の融合、ダム種別と放流操作のタイミング別に長期アンサンプル降雨予測の活用技術を高度化するための技術開発と運用ルールの策定を、関係機関と共に取り組むとともに、個別ダムにおいて令和7年度より実装運用を開始する環境を構築した。</li> <li>ダム群連携最適操作シミュレータを木津川ダム総合管理所及び荒川ダム総合管理所において試行運用を継続し、運用コスト縮減について検討を行った。</li> <li>下流で洪水被害の発生が予想される場合及び既に被害が発生している場合において、河川管理者の指示や下流の地方公共団体から洪水被害軽減に係る要請に応じて、通常の洪水調節よりも貯留量を増やして容量を有効に活用する高度な操作（特別防災操作）の実施と検討に努めており、令和4年度から令和6年度において、味噌川ダムにおいて2回の特別防災操作を実施した。また、利根川水系の4ダム（矢木沢ダム、奈良俣ダム、下久保ダム、草木ダム）、荒川水系の2ダム（浦山ダム、滝沢ダム）、淀川水系の1ダム（川上ダム）の延べ7ダムについて「特別防災操作指示要領」が策定され、日吉ダムについては、特別防災操作に関する指示要領策定に向けて関係機関との調整を行うとともに、味噌川ダムにおいて降雨のピーク前に特別防災操作を行うことで、より効果的な下流河川の水位低下を行うことが可能となるよう、アンサンプル降雨予測技術を活用した新たな適用ルール案を策定し、令和7年度の洪水期からの運用に向け河川管理者と協議を行うとともに、河川管理者とWeb上でリアルタイムに情報共有する特別防災操作の適用可否について、画面表示案を作成した。</li> <li>引き続き、令和7年度もこれらの取組を実施することにより、困難度を高く設定した目標について、中期目標における所期の目標を達成できる見通しであることから、A評定とした。</li> </ul>	
--	--	--	--	--	--

					<課題と対応> 特になし。		
4. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1 - 1 - 3	危機的状況への的確な対応		
業務に関連する政策・施策	政策目標 2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 6：水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条第1項2号及び3号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 （近年、風水害、渇水、地震等の災害が多発化、激甚化しつつある中で、国民生活・経済に必要不可欠な水資源開発施設の被災等を極力軽減し、早期に復旧を図ることは極めて重要であるため。 また、他機関施設の被災時に、機構の有する高い技術力等を活かし、被災による影響の軽減や早期復旧のための支援を行うことが極めて重要であるため。） 困難度：「高」 （目標として、 風水害、大規模地震、異常渇水等の事態の危機的状況については、様々な被害状況等に対応できるよう、十分な危機管理体制を整備する必要があると同時に、発生した被害状況に応じて高い技術力を必要とする迅速な施設復旧を行うこと。 被災状況等に応じて協力業者、物資等の確保や備蓄資材を活用した直営の支援を実施するなど、機構の業務に支障のない範囲で、機構の技術力を活かした他機関施設の復旧対応等、他機関への迅速な支援を行うことを設定しているため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2. 主要な経年データ											
主要なアウトプット（アウトカム）情報							主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間平均実施回数（見込み）	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度		R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
災害対応訓練の実施回数	-	393回	432回	421回	408回			予算額（千円）	139,341,231	136,636,975	157,964,757
各年度の災害支援協定等に基づく連携を強化する取組回数	-	64回	84回	78回	97回			決算額（千円）	135,187,966	129,560,510	143,367,990
								経常費用（千円）	117,468,926	124,110,600	120,817,071
								経常利益（千円）	2,963,808	2,654,074	1,890,175
								行政コスト（千円）	117,680,354	125,726,324	121,555,923
								従事人員数	1,239	1,204	1,249

指標 各年度の災害対応訓練の実施回数

各年度の災害支援協定等に基づく連携を強化する取組回数

（注1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

（注2）従事人員数は、1月1日時点。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
<p>(1) 機構施設の危機的状況への的確な対応</p> <p>地震等の大規模災害、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、危機的な漏水等の危機時においても最低限必要な水を確保するため、日頃から危機的状況を想定し、対応マニュアルの整備や訓練等を実施するなど、危機管理体制の整備・強化により、危機的状況の発生時には的確な対応を図ること。</p> <p>また、災害発生時の迅速な災害復旧工事等を的確に実施するとともに、保有する備蓄資機材の情報共有、災害時の融通等、関係機関との連携を図ること。</p>	<p>(1) 危機的状況に対する平常時からの備えの強化</p> <p>大規模地震等の災害や突発事象の発生時、異常湧水時においても、用水供給に係る施設の機能が最低限維持できるよう、各種設備の充実を図る。</p> <p>また、防災業務計画を適宜見直し、実践的な訓練の実施等の様々な取組を進める。</p> <p>ダム、堰及び水路の効率的・効果的な施設管理を推進するため、管理用制御処理設備を計画的に整備・更新する。</p> <p>また、ICT技術の積極的な導入・活用を図り、災害発生時における的確な点検や応急復旧への備えを図る。</p> <p>関係機関と連携して、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、異常湧水等の危機的状況を想定した訓練を実施するとともに、備蓄資機材の情報共有・相互融通を図る。ま</p>	<p>&lt; 定量目標 &gt;</p> <p>-</p> <p>&lt; 指標 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各年度の災害対応訓練の実施回数 393回</li> <li>各年度の災害支援協定等に基づく連携を強化する取組回数 64回</li> </ul> <p>&lt; 評価の視点 &gt;</p> <p>危機的状況に備え、危機管理体制の強化及び危機管理能力の向上を図り、危機的状況に的確に対応したか。</p> <p>災害発生時に迅速な災害復旧工事を的確に実施するとともに関係機関との連携を図ったか。</p>	<p>&lt; 主要な業務実績 &gt;</p> <p>(1) 危機的状況に対する平常時からの備えの強化</p> <p>ダム、堰及び水路の効率的・効果的な施設管理を進めるため、7施設(草木ダム、味噌川ダム、南摩ダム、徳山ダム、牧尾ダム、旧吉野川河口堰、女男石頭首工)で管理用制御処理設備の整備を行っており、このうち、令和5年度に草木ダム及び味噌川ダムについては、整備を完了した。</p> <p>また、1施設(下久保ダム)の監査廊にWi-Fi設備の整備を行った。</p> <p>関係機関と連携して、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、異常湧水等の危機的状況を想定した災害対応訓練を中期目標期間で平均420回実施するとともに、災害支援協定等に基づく連携を強化する取組を中期目標期間で平均86回実施した。なお、これら実績は、中期目標において困難度が「高」とされており、指標として定められた第4期中期目標期間の平均実施回数(見込み)393回及び64回をともに上回る回数(災害対応訓練実施回数:107%、連携強化取組回数:134%)である。</p> <p>また、非常時参集訓練、設備操作訓練、備蓄資機材等を活用した訓練等を実施することにより、危機管理能力の向上を図った。</p> <p>備蓄資機材の相互融通や情報共有を図るため、機構が保有する備蓄資機材の情報共有を継続した。</p> <p>危機管理体制維持のため4事務所の防災宿舍について改修工事等を進めるとともに、全事務所において宿舍整備計画を策定し、防災宿舍の計画的な整備・維持管理に取り組んだ。</p> <p>また、車両等機材であるポンプ車及びクレーン付トラックの法令点検整備、可搬式浄水装置の定期整備とともに、備蓄資材については、管理台帳や使用記録簿と照合して規格、数量等の状態確認を行うなど適切な管理を行った。</p> <p>柳瀬ダム(四国地整)管理受託の防災態勢の発令を、関西・吉野川支社吉野川本部で防災態勢を発令するよう防災業務計画本社細則の見直しを実施。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正及び気象庁から北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された際の茨城県、千葉県に機構施設が所在する市町村の追加による防災業務計画、防災業務計画本社細則の見直しを行った。</p> <p>可搬式浄水装置(2号機)の更新に伴う可搬式浄水装置の管理に関する規程の一部を改正。利根大堰において、堰上流の取水位が確保できない取水障害を想定した水資源機構、各利水者、河川管理者が相互連携する業務継続計画(取水障害対応編)を策定し、これに基づいた情報伝達訓練及びポンプ車等の操作訓練を水資源機構主催で開催した。</p> <p>令和4年度から令和6年度に23件の漏水事故が発生したが、いずれも「漏水事故対応マニュアル」に基づき迅速に対応を行ったことで、用水供給の確保、被害拡大の防止を図ることができた。</p> <p>なお、本マニュアルについては、全職員が閲覧できるよう機構内LANの掲示板に掲示して周知徹底を図ること、危機管理体制を強化している。</p> <p>災害時の復旧工事における借地等に係る損失補償を迅速かつ適切に行うため、「災害時の復旧工事における工事</p>	<p>&lt; 評価と根拠 &gt;</p> <p>評価: S</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダム、堰及び水路の効率的・効果的な施設管理を進めるため、7施設(草木ダム、味噌川ダム、南摩ダム、徳山ダム、牧尾ダム、旧吉野川河口堰、女男石頭首工)で管理用制御処理設備の整備を行っており、このうち、令和5年度に草木ダム及び味噌川ダムについては、整備を完了した。</li> <li>また、1施設(下久保ダム)の監査廊にWi-Fi設備の整備を行った。</li> <li>関係機関と連携して、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、異常湧水等の危機的状況を想定した災害対応訓練を中期目標期間で平均420回実施するとともに、災害支援協定等に基づく連携を強化する取組を中期目標期間で平均86回実施した。なお、これら実績は、中期目標において困難度が「高」とされており、指標として定められた第4期中期目標期間の平均実施回数(見込み)393回及び64回をともに上回る回数(災害対応訓練実施回数:107%、連携強化取組回数:134%)である。</li> <li>また、非常時参集訓練、設備操作訓練、備蓄資機材等を活用した訓練等を実施することにより、危機管理能力の向上を図った。</li> <li>備蓄資機材の相互融通や情報共有を図るため、機構が保有する備蓄資機材の情報共有を継続した。</li> <li>危機管理体制維持のため4事務所の防災宿舍について改修工事等を進めるとともに、全事務所において宿舍整備計画を策定し、防災宿舍の計画的な整備・維持管理に取り組んだ。</li> <li>また、車両等機材であるポンプ車及びクレーン付トラックの法令点検整備、可搬式浄水装置の定期整備とともに、備蓄資材については、管理台帳や使用記録簿と照合して規格、数量等の状態確認を行うなど適切な管理を行った。</li> <li>柳瀬ダム(四国地整)管理受託の防災態勢の発令を、関西・吉野川支社吉野川本部で防災態勢を発令するよう防災業務計画本社細則の見直しを実施。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正及び気象庁から北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された際</li> </ul>	<p>評価</p> <p>S</p>	<p>&lt; 評価に至った理由 &gt;</p> <p>令和4年度から令和6年度は、災害対応訓練を平均420回/年(対指標:107%)実施するとともに、災害支援協定等に基づく連携を強化する取組を平均86回/年(対指標:134%)実施するなど、平常時からの備えの強化に積極的に取り組んでいる。また、備蓄資機材の情報共有化を図るため、機構が保有する備蓄資機材の情報共有化を継続している。</p> <p>令和4年度から令和6年度に発生した23件の漏水事故については、いずれも「漏水事故対応マニュアル」に基づき迅速に対応を行い、用水供給の確保、被害拡大の防止を図った。</p> <p>なお、本マニュアルについては、職員が閲覧できるよう機構内LANの掲示板に掲示して周知徹底を図っており、危機管理体制を強化している。</p> <p>施設の臨時点検が必要な地震が計15回発生し、昼夜問わず速やかに防災体制を執り19施設において延べ26回の臨時点検を行い、安全を確認した上で用水供給を継続した。</p> <p>災害発生時に迅速な初動対応を行うため、機構が所有する配備機材の運転等を実施できる企業と災害協定を結び(令和6年度末までに193社)合同操作訓練等を行い、支援体制を強化した。</p> <p>災害時等における他機関への支援として、令和4年度は、明治用水頭首工で発生した漏水事故に対し、愛知県企業庁及び東海農政局からの支援</p>		

<p>た、非常時参集訓練、設備操作訓練、備蓄資機材等を活用した訓練等の個別訓練を実施することにより、危機管理能力の向上を図り、災害時や異常湧水時等における被害軽減に取り組む。</p> <p>危機管理体制維持のため、防災宿舍・備蓄資機材の適切な整備・管理を行う。</p> <p>防災業務計画、業務継続計画等について、災害対応や防災訓練等の結果を踏まえ、最新の情報や知見を盛り込むなどの見直しを適時・適切に行い、危機管理体制の強化を図る。</p> <p>水質事故や漏水等、突発事象の発生により取水や導水ができなくなった場合に速やかに水融通や代替取水等の対応ができるよう、対応マニュアルの更新や必要に応じた追加作成を適時・適切に行うとともに、職員への周知徹底を図ることで、危機管理体制を強化する。</p> <p>災害復旧工事において必要となる工事用借地等に係る損失補償を迅速かつ適切に行うため、マニュアルを職員に周知徹底する。</p> <p>(2) 危機的状況への的確な対応</p> <p>危機的状況が発生した場合には、速やかに、施設被害の拡大防止、最低限必要な用水の確保及び供給並びに施設機能の早期回復を図る。</p> <p>防災業務計画及び業務継続計画に基づき、迅速な情報収集・伝達を図るとともに、施設の安全の確保と用水の安定供給に努める。</p>	<p>用借地に係る損失補償マニュアル」を用地に携わる職員以外の職員も対象とした勉強会・研修及び会議において、周知徹底することができた。</p> <p>(2) 危機的状況への的確な対応</p> <p>令和4年度から令和6年度にかけて、水資源機構が管理する施設において臨時点検が必要となる地震（震度4以上又はダム基礎地盤において25gal以上）が計15回発生した。</p> <p>これらの地震が発生した際には、早朝・夜間・休日を問わず、防災業務計画等に基づき速やかに防災態勢を執り、19施設において延べ26回の臨時点検を行い、施設の安全を確認した上で、用水の供給を継続した。</p> <p>大規模地震、施設の老朽化に伴う大規模な損傷、異常湧水等の発生時において、可搬式浄水装置、ポンプ車を含む備蓄資機材を活用し、最低限必要な用水の確保及び速やかな施設の復旧を図った。</p> <p>水資源開発施設等に直接的な影響を及ぼす武力攻撃事態等は発生しなかった。</p> <p>武力攻撃事態等が発生した場合、メディアの報道及びEm-Net（エムネット）を活用して情報を収集するとともに、防災業務計画細則の発令基準に基づき防災本部を設置し、関係機関との緊密な連携及び施設の安全確保等の国民保護措置等を迅速かつ的確に実施する体制を継続している。</p> <p>豪雨等による災害の発生に伴い、ダム等施設及び水路等施設の一部で施設被害が発生したが、早期に応急復旧を行うとともに、施設機能の早期復旧を図るため、迅速に災害復旧工事を実施した。</p> <p>代表例としては、令和5年7月10日の豪雨により、寺内ダム、小石原川ダムにおいて、洪水調節容量内への異常堆砂の被害が発生したため、施設機能の早期復旧を図るため小石原川ダムでは令和6年1月25日から、寺内ダムでは令和6年3月19日から災害復旧工事を実施した。</p> <p>(3) 特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）</p> <p>第5期中期目標期間において、都道府県知事等からの要請に基づく特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）業務は生じなかった。なお、特定河川工事の代行要請に備え、全国都道府県ダム担当課長会議や支社局等を通じて都府県等に情報提供した。</p> <p>(4) 災害時等における他機関への支援</p> <p>令和4年度の明治用水頭首工における漏水事故の発生、山口県下関市の離島（六連島）と本土を結ぶ海底送水管の漏水、令和6年1月1日16時10分に発生した「令和6年能登半島地震」の被災地での可搬式浄水装置による給水支援活動等、各機関から支援の要請を受け緊急災害対策支援本部を設置し、支援要員の手配や支援先との調整等を行った。</p> <p>被災地方公共団体及びその他の関係機関から災害等に係る支援要請を受け、機構の業務に支障のない範囲で、被害が顕在化又は拡大しないよう機構の技術力を活かした支援を12回実施した。</p> <p>備蓄資材を活用した支援活動として、福島県のそうま土地改良区が管理する管水路が令和4年3月16日に発生した地震により破損し、かんがい期までに復旧する必要があることから、災害復旧事業を実施する福島県新地町及び東北農政局から継手補強材の支援要請があり、利根導水総合事業所に保管している継手補強材 1000mmを速やかに支援する等、機構の備蓄資材の他機関への支援により迅速な復旧工事が可能となり、他機関における被害の顕在化を防ぐことに寄与し、これらの迅速な復旧支援に対して東北農政局長から感謝状を受領した。</p>	<p>の茨城県、千葉県に機構施設が所在する市町村の追加による防災業務計画、防災業務計画本社細則の見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬式浄水装置（2号機）の更新に伴う可搬式浄水装置の管理に関する規程の一部を改正。利根大堰において、堰上流の取水水位が確保できない取水障害を想定した水資源機構、各利水者、河川管理者が相互連携する業務継続計画（取水障害対応編）を策定し、これに基づいた情報伝達訓練及びポンプ車等の操作訓練を水資源機構主催で開催した。</li> <li>令和4年度から令和6年度に23件の漏水事故が発生したが、いずれも「漏水事故対応マニュアル」に基づき迅速に対応を行ったことで、用水供給の確保、被害拡大の防止を図ることができた。</li> <li>なお、本マニュアルについては、全職員が閲覧できるよう機構内LANの掲示板に掲示して周知徹底を図ることで、危機管理体制を強化している。</li> <li>災害時の復旧工事における借地等に係る損失補償を迅速かつ適切に行うため、「災害時の復旧工事における工事用借地に係る損失補償マニュアル」を用地に携わる職員以外の職員も対象とした勉強会・研修及び会議において、周知徹底することができた。</li> <li>令和4年度から令和6年度にかけて、水資源機構が管理する施設において臨時点検が必要となる地震（震度4以上又はダム基礎地盤において25gal以上）が計15回発生した。</li> </ul> <p>これらの地震が発生した際には、早朝・夜間・休日を問わず、防災業務計画等に基づき速やかに防災態勢を執り、19施設において延べ26回の臨時点検を行い、施設の安全を確認した上で、用水の供給を継続した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模地震、施設の老朽化に伴う大規模な損傷、異常湧水等の発生時において、可搬式浄水装置、ポンプ車を含む備蓄資機材を活用し、最低限必要な用水の確保及び速やかな施設の復旧を図った。</li> <li>水資源開発施設等に直接的な影響を及ぼす武力攻撃事態等は発生しなかった。</li> <li>武力攻撃事態等が発生した場合、メディアの報道及びEm-Net（エムネット）を活用して情報を収集するとともに、防災業務計画細則の発令基準に基づき防災本部を設置し、関係機関との緊密な連携及び施設の安全確保等の国民保護措置等を迅速かつ的確に実施する体制を継続している。</li> </ul>	<p>要請を受け、直ちにポンプ車等を搬入するとともに、緊急災害支援隊として8名の職員を現地に派遣し仮設ポンプ等の維持管理、農業用水の受益地域における巡回点検などの支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被災地では、断水が広範囲に及び用水の不足が極めて深刻な問題となることが予想されたことから、1月5日に緊急災害支援隊を編成し、職員により被災地に向けて可搬式浄水装置2台の輸送を開始した。</li> <li>1月7日には石川県珠洲市内亀ヶ谷池の堰堤に到着し、浄水装置を設置・運転調整を行い、1月9日から生活用水として自衛隊、国が派遣する給水車両に生活用水を給水開始した。</li> <li>これにより、珠洲市総合病院、避難所のお風呂に使用され、被災された多くの方々の身体を暖め、心の癒しとなったとの報道がなされ、その後、1月12日には、水道法に基づく水質検査に合格したことから、飲用としての給水を開始した。被災地への給水支援は、令和6年1月9日から令和6年4月19日までの102日間、延べ800人の職員を派遣して実施し、高い評価を得た。</li> <li>令和6年5月28日に発生した豪雨による出水で、九州農政局が管理する「遥拝堰」のゲート更新のために河川内に設置していた水位確保のための仮設物が流出し、取水不能となったため、ポンプ車1台を派遣し、かんがい期間中の用水確保を目的とした応急取水を支援した。</li> </ul> <p>日頃から危機管理状況を想定し、</p>	
---	--	---	--	--

<p>(2) 特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの） 都道府県等を技術的に支援するため、機構法第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）の実施に向けた準備等を進めること。また、都道府県知事等から要請され、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図ること。</p> <p>(3) 災害時等における他機関への支援 機構は、災害対策基本法に基づく指定公共機関に指定されていることから、国、被災地方公共団体及びその他の関係機関から災害等に係る支</p>	<p>大規模地震、施設の老朽化に伴う大規模な損傷、異常湧水等の発生時において、可搬式浄水装置、ポンプ車を含む備蓄資機材等を活用し、最低限必要な用水の確保及び速やかな施設の復旧を図る。 武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護業務計画等に基づき、対策本部の設置、関係機関との緊密な連携、施設の安全確保等の国民保護措置等を迅速かつ的確に実施する。 災害等の発生に伴い、水資源開発施設等に被害が発生した場合には、迅速に応急復旧を行うとともに、施設機能等の早期回復を図るため災害復旧工事を実施する。</p> <p>(3) 特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの） 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号。以下「機構法」という。）第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）を都道府県知事等から要請された場合に向けた準備等を進める。また、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図る。</p> <p>(4) 災害時等における他機関への支援 機構は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく指定公共機関に指定されていることから、国、被災地方公共団体及びその他の関</p>	<p>備蓄機材を活用した支援活動は、令和4年5月の明治用水頭首工漏水事故に対して、愛知県企業庁及び東海農政局からポンプ車等の至急の支援要請があり、直ちに中部支社管内のポンプ車等を搬出し約3時間後には、現地にポンプ車を搬入し支援を開始する等、平常時より関係機関等と連携を深めるとともに、危機的状況を想定した様々な訓練により培われてきた技術が活かされ、迅速な初動対応に繋がった。さらに、仮設ポンプ等の維持管理、農業用水の受益地域における巡回点検、空気の漏水対応等の人的支援（8名）においては、これまでの管理業務において日常的に培われてきた施設管理の技術が活かされ、災害対応時における施設管理を効果的に支援することができた。 令和5年7月の梅雨前線による大雨で機構において防災態勢を執り切迫した状況であったが、深刻な浸水被害を受けていた福岡県大川市から至急のポンプパッケージの支援要請を受けた。防災業務に支障のない範囲でポンプパッケージの操作等に精通した職員により大川市に対して技術的指導を行ったうえでポンプパッケージを貸与した。これら困難な状況下における排水支援に対して、大川市より後日感謝状を受領した。 更に、九州農政局が管理する「遥拝堰」（国営八代平野土地改良事業）では、令和6年5月28日に発生した豪雨によりゲート更新工事のために河川内に設置していた水位確保のための仮設物が豪雨出水により流出し取水不能となった。この事象に対して、九州農政局の要請により、筑後川下流総合管理所に配備するポンプ車（60m<sup>3</sup>/min）1台を現地に派遣し、令和6年5月31日から令和6年6月26日までの間、かんがい期間中の用水確保を目的とした応急的な取水対応に機構のポンプ車が活用された。 この支援に対して、九州農政局長より後日、被災した堰の用水確保への貢献に対する感謝状を受領した。 可搬式浄水装置を活用した給水支援は、令和4年12月に山口県下関市の離島（六連島）において発生した海底送水管における漏水に対して、公益社団法人日本水道協会から「災害時における支援活動に関する協定」に基づく可搬式浄水装置による給水支援要請があり、年末年始期間ではあったが、装置の組立・設置・運転管理に係る技術指導を行う職員を派遣し、速やかに給水支援を実施した。 「令和6年能登半島地震」により水道基幹施設等に甚大な被害を受けた石川県珠洲市において、発災直後から可搬式浄水装置による応急給水支援の調整を行い、令和6年1月9日から令和6年4月19日までの102日間、延べ約800人の職員を派遣し、給水総量約4,500m<sup>3</sup>を提供。農林水産省北陸農政局から被災地の未点検ため池を点検する職員派遣の要請を受け、令和6年1月13日から令和6年4月26日までの105日間、延べ約400人の職員を派遣し、約320箇所のため池点検を実施。機構の技術力を活かした被災地支援を行うとともに、地震で被災した用水路復旧のための備蓄資材（水輸送用塗覆鋼管 1650mm）を提供した。給水支援活動の終了にあたっては、珠洲市長への報告の機会において、機構の支援活動に対する謝意を頂き、農林水産大臣からは、被災地における災害援助の貢献に対する感謝状を受領した。 機構の技術力を活かした支援等により、被害の顕在化及び拡大防止を図るとともに、機構の有する危機対応能力の更なる向上に繋がった。 平常時においては、迅速な初動対応につなげるため、災害発生時に機構が所有する配備機材の輸送等を機構に代わり実施できる企業と災害支援に関する災害協定を193社と締結し、支援体制の整備を図った。 「災害時における支援活動に関する協定」を締結している公益社団法人日本水道協会との連携強化を図るた</p>	<p>豪雨等による災害の発生に伴い、ダム等施設及び水路等施設の一部で施設被害が発生したが、早期に応急復旧を行うとともに、施設機能の早期復旧を図るため、迅速に災害復旧工事を実施した。 代表例としては、令和5年7月10日の豪雨により、寺内ダム、小石原川ダムにおいて、洪水調節容量内への異常堆砂の被害が発生したため、施設機能の早期復旧を図るため小石原川ダムでは令和6年1月25日から、寺内ダムでは令和6年3月19日から災害復旧工事を実施した。 第5期中期目標期間において、都道府県知事等からの要請に基づく特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）業務は生じなかった。なお、特定河川工事の代行要請に備え、全国都道府県ダム担当課長会議や支社局等を通じて都道府県等に情報提供した。 令和4年度の明治用水頭首工における漏水事故の発生、山口県下関市の離島（六連島）と本土を結ぶ海底送水管の漏水、令和6年1月1日16時10分に発生した「令和6年能登半島地震」の被災地での可搬式浄水装置による給水支援活動等、各機関から支援の要請を受け緊急災害対策支援本部を設置し、支援要員の手配や支援先との調整等を行った。 被災地方公共団体及びその他の関係機関から災害等に係る支援要請を受け、機構の業務に支障のない範囲で、被害が顕在化又は拡大しないよう機構の技術力を活かした支援を12回実施した。 備蓄資材を活用した支援活動として、福島県のそつま土地改良区が管理する管水路が令和4年3月16日に発生した地震により破損し、かんがい期までに復旧する必要があることから、災害復旧事業を実施する福島県新地町及び東北農政局から継手補強材の支援要請があり、利根導水総合事業所に保管している継手補強材 1000mmを速やかに支援する等、機構の備蓄資材の他機関への支援により迅速な復旧工事が可能となり、他機関における被害の顕在化を防ぐことに寄与し、これらの迅速な復旧支援に対して東北農政局長から感謝状を受領した。 備蓄機材を活用した支援活動は、令和4年5月の明治用水頭首工漏水事故に対して、愛知県企業庁及び東海農政局からポンプ車等の至急の支援要請があり、直ちに中部支社管内のポンプ車等を搬出し約3時間後には、現地にポンプ車を搬入し支援を開始する等、平常時より関係機</p>	<p>対応マニュアルの整備や訓練等を実施するなど、危機管理体制の整備・強化を図っている。また、発生場所や被災規模の予見が難しい災害対応において、速やかに機構の備蓄資材等による支援を行っており、特に能登半島地震では、主要インフラに甚大な被害が発生するなど、厳しい状況下での職員による迅速な災害支援活動は高く評価できる。 さらに、災害支援活動をすることで地域住民の生活に大きく貢献しており、高く評価できる。 以上を総合的に判断し、当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られており、かつ質的に顕著な成果が見込まれることから、S評価とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; (特になし)</p> <p>&lt;その他事項&gt; (外部有識者からの主な意見) ・災害時における配備機材・備蓄資材・人的支援活動に対しては、関係機関より感謝状が授与されており、評価に値する。特に遥拝頭首工や能登半島豪雨における珠洲市への支援はS評価以上の取組であると考え。また、天災の有無にかかわらず、災害に備えて平常時から各種訓練等を通じた対応能力の向上に係る取り組みも評価に値する。今後とも継続して頂きたい。 ・地震や漏水等の突発的災害時において、迅速な応急対応や職員派遣、仮設設備の維持管理を的確に実施し、農業用水の安定供給を確保し</p>
--	---	--	---	---

<p>援の要請を受けた場合において、水資源開発水系における「安全で良質な水の安定した供給」と「洪水被害の防止・軽減」という業務に支障のない範囲で、被害が顕在化又は拡大しないよう機構の技術力を活かした支援等に努めること。</p> <p>そのために、これまでの災害支援の実績を踏まえ、引き続き関係機関等と災害支援協定を締結するなどの連携を推進し、速やかな支援の実施等に努めること。</p> <p>なお、災害等は発生場所や被災規模等の予見が難しく、発生時の状況把握にも時間を要することから、災害発生の可能性のある段階等で支援体制の準備を行う等、自発的な判断も含めた支援に努めること。</p>	<p>係機関から災害等に係る支援の要請を受けた場合には、業務に支障のない範囲で、被害が顕在化又は拡大しないよう機構の技術力を活かした支援等を行う。</p> <p>また、関係機関等との災害支援協定等に基づき、合同訓練や情報交換を実施し、支援体制の整備等の連携強化を図る。</p> <p>災害等は発生場所や被災規模等の予見が難しく、発生時の状況把握にも時間を要することから、災害発生の可能性のある段階等で、関係機関等との災害支援協定等に基づき、支援の準備を行う。</p> <p>迅速な初動対応につなげるため、平常時より関係機関等と連携を深め、支援可能な内容や備蓄資機材についてあらかじめ情報共有を行う。</p>	<p>め、可搬式浄水装置の合同操作訓練等を行うとともに、備蓄資機材の相互融通にかかる意見交換を行い、支援体制の整備等の連携強化を図った。</p> <p>令和6年度に実施したポンプ車操作訓練では、機構の訓練計画を農林水産省本省から各地方農政局と共有して合同訓練を実施するなど、危機管理能力の向上及び連携強化を図るとともに、関係自治体や利水者の参加も促し、機構の配備機材や装備について情報共有を行った。</p>	<p>関等と連携を深めるとともに、危機的状況を想定した様々な訓練により培われてきた技術が活かされ、迅速な初動対応に繋がった。さらに、仮設ポンプ等の維持管理、農業用水の受益地域における巡回点検、空気弁の漏水対応等の人的支援(8名)においては、これまでの管理業務において日常的に培われてきた施設管理の技術が活かされ、災害対応時における施設管理を効果的に支援することができた。</p> <p>令和5年7月の梅雨前線による大雨で機構において防災態勢を執り切迫した状況であったが、深刻な浸水被害を受けていた福岡県大川市から至急のポンプパッケージの支援要請を受けた。防災業務に支障のない範囲でポンプパッケージの操作等に精通した職員により大川市に対して技術的指導を行ったうえでポンプパッケージを貸与した。これら困難な状況下における排水支援に対して、大川市より後日感謝状を受領した。</p> <p>更に、九州農政局が管理する「遥拝堰(国営八代平野土地改良事業)では、令和6年5月28日に発生した豪雨によりゲート更新工事のために河川内に設置していた水位確保のための仮設物が豪雨出水により流出し取水不能となった。この事象に対して、九州農政局の要請により、筑後川下流総合管理所に配備するポンプ車(60m<sup>3</sup>/min)1台を現地に派遣し、令和6年5月31日から令和6年6月26日までの間、かんがい期間中の用水確保を目的とした応急的な取水対応に機構のポンプ車が活用された。</p> <p>この支援に対して、九州農政局長より後日、被災した堰の用水確保への貢献に対する感謝状を受領した。</p> <p>可搬式浄水装置を活用した給水支援は、令和4年12月に山口県下関市の離島(六連島)において発生した海底送水管における漏水に対して、公益社団法人日本水道協会から「災害時における支援活動に関する協定」に基づく可搬式浄水装置による給水支援要請があり、年未年始期間ではあったが、装置の組立・設置・運転管理に係る技術指導を行う職員を派遣し、速やかに給水支援を実施した。</p> <p>「令和6年能登半島地震」により水道基幹施設等に甚大な被害を受けた石川県珠洲市において、発災直後から可搬式浄水装置による応急給水支援の調整を行い、令和6年1月9日から令和6年4月19日までの102日間、延べ約800人の職員を派遣し、</p>	<p>た点は高く評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・能登への浄水装置の設置について、長期間に渡り遠方から支援を実施し、積極的に関与されたことは、高く評価できる。</li> </ul>
--	---	---	---	--

					<p>給水総量約4,500m<sup>3</sup>を提供。農林水産省北陸農政局から被災地の未点検ため池を点検する職員派遣の要請を受け、令和6年1月13日から令和6年4月26日までの105日間、延べ約400人の職員を派遣し、約320箇所のため池点検を実施。機構の技術力を活かした被災地支援を行うとともに、地震で被災した水路復旧のための備蓄資材(水輸送用塗覆装鋼管 1650mm)を提供した。給水支援活動の終了にあたっては、珠洲市長への報告の機会において、機構の支援活動に対する謝意を頂き、農林水産大臣からは、被災地における災害援助の貢献に対する感謝状を受領した。</p> <p>機構の技術力を活かした支援等により、被害の顕在化及び拡大防止を図るとともに、機構の有する危機対応能力の更なる向上に繋がった。</p> <p>平常時においては、迅速な初動対応につなげるため、災害発生時に機構が所有する配備機材の輸送等を機構に代わり実施できる企業と災害支援に関する災害協定を193社と締結し、支援体制の整備を図った。</p> <p>「災害時における支援活動に関する協定」を締結している公益社団法人日本水道協会との連携強化を図るため、可搬式浄水装置の合同操作訓練等を行うとともに、備蓄資機材の相互融通にかかる意見交換を行い、支援体制の整備等の連携強化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度に実施したポンプ車操作訓練では、機構の訓練計画を農林水産省本省から各地方農政局と共有して合同訓練を実施するなど、危機管理能力の向上及び連携強化を図るとともに、関係自治体や利水者の参加も促し、機構の配備機材や装備について情報共有を行った。</li> <li>引き続き、令和7年度もこれらの取組を実施することにより、困難度を高く設定した目標について、中期目標における所期の目標を達成できる見通しであることに加え、質的に顕著な成果が得られる見通しであることから、S評価とした。</li> </ul> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1 - 1 - 4	施設機能の確保と向上		
業務に関連する政策・施策	政策目標 2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 6：水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条第1項2号
当該項目の重要度、困難度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2. 主要な経年データ													
主要なアウトプット（アウトカム）情報							主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度			R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	
インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の新規策定又は見直し回数	(注1)	-	10回	13回 (23回) (注6)	11回 (34回) (注6)				予算額（千円）	45,658,521	49,762,309	50,756,028	
インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の見直しに向けた機能診断を行った地区数	(注1)	-	16地区	17地区 (18地区) (注6)	17地区 (19地区) (注6)				決算額（千円）	43,976,813	47,460,264	48,221,676	
ダム定期検査 [計画値] (注2)	-	-	6 施設	9 施設	9 施設				経常費用（千円）	114,032,433	117,229,840	118,047,095	
ダム定期検査 [実績値]	-	9 施設	6 施設	9 施設	9 施設				経常利益（千円）	428,948	204,644	198,775	
達成度	-	-	100%	100%	100%				行政コスト（千円）	114,021,919	118,631,635	118,585,332	
ダム等管理フォローアップ施設数 [計画値] (注2)	-	-	6 施設	4 施設	9 施設				従事人員数	852	884	865	
ダム等管理フォローアップ施設数 [実績値]	-	5 施設	6 施設	4 施設	9 施設								
達成度	-	-	100%	100%	100%								

指標 インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の新規策定又は見直しを行った回数。

インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の見直しに向けた機能診断を行った地区数

(注1) 機構が管理する54施設の内、(今中期目標期間中)ダム等施設についてはダム定期検査等に基づく見直し45回、水路等施設については見直しに向けた機能診断調査20地区を予定している。

(注2) 令和6年度計画において、ダム定期検査を9施設、ダム等の管理に係るフォローアップを9施設で計画している。

(注3) 水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

(注4) 本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとめ」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載。

(注5) 従事人員数は、1月1日時点。

(注6) ( ) は今中期目標期間中の累計を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
<p>水資源を巡るリスクに対応し、水の安定供給を実現するためには、既存施設の徹底活用が重要であることから、引き続き確実な施設機能の確保と向上に取り組むこと。</p> <p>確実な施設機能の確保のため、水資源開発施設等用地の適切な保全、計画的な施設・設備の点検等に加えて、定期的な機能診断を実施することにより、施設の状態を確実に把握すること。</p> <p>今後、老朽化した施設が更に増加することから、政府が定めたインフラ長寿命化基本計画（平成25年11月）及びこれに基づき主務省が策定・改定したインフラ長寿命化計画（行動計画）を踏まえ、予防保全型のインフラ老朽化対策を重点的に推進し、維持管理・更新に係るトータルコストの縮減を図りつつ、ロボットやICT等の新技術や新材料を活用した点検・診断・補修等の高度化・効率化により、施設が有する機能を将来にわたって適切に発揮できる、持続可能なインフラメンテナンส์に向け、計画的に取り組むこと。</p> <p>また、機構が管理するダム等施設について、「ダム再生ビジョン」（平成29年6月国土交通省）を踏まえ、ダムの長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進するとともに、水資源開発、水資源管理分野における</p>	<p>水資源を巡るリスクに対応し、水の安定供給を実現するためには、既存施設の徹底活用が重要であることから、引き続き確実な施設機能の確保と向上に取り組む。</p> <p>また、ダムの長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進する。</p> <p>さらに、施設管理に付随する業務や発電等の受託業務及び河川管理施設の管理の受託について、ダム群の一体的な管理を含めて的確に実施する。</p> <p>具体的には、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 予防保全型のインフラメンテナンส์の推進</p> <p>「独立行政法人水資源機構インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、施設の特性を考慮した予防保全型のインフラメンテナンส์の着実な実施による維持管理・更新に係るトータルコストの縮減や新技術等の普及促進によるインフラメンテナンส์の効率化・高度化等を進め、重要な社会基盤として整備された水インフラが持つ機能が将来にわたって適切に発揮できる持続可能なインフラメンテナンส์を推進する。</p> <p>ダムの安全管理については、日常管理における巡視・点検に加え、定期検査、総合点検等を計画的に実施する。</p> <p>また、ダム等施設</p>	<p>&lt; 定量目標 &gt;</p> <p>-</p> <p>&lt; 指標 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の新規策定又は見直し回数</li> <li>・インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の見直しに向けた機能診断を行った地区数</li> </ul> <p>&lt; 評価の視点 &gt;</p> <p>確実な施設機能の確保と向上に取り組んでいるか。</p> <p>既設ダムの有効活用に向けた取組を推進しているか。</p> <p>河川管理施設の管理の受託についての確実に実施しているか。</p>	<p>&lt; 主要な業務実績 &gt;</p> <p>(1) 予防保全型のインフラメンテナンส์の推進</p> <p>令和4年度から令和6年度において、特定施設ダムの延べ24ダムにおいて定期検査を計画どおり実施するとともに、利水ダムの延べ10ダムにおいて河川管理者が実施する検査を受検した。また、特定施設ダムの1ダムにおいて総合点検を計画どおり実施した。</p> <p>特定施設ダムにおいては、この機会を利用し、延べ7ダムで利水者との意見交換や施設見学を行う管理状況報告会等を開催し施設の状態について認識の共有を図った。</p> <p>ダム等施設の耐震性能の強化を図り、安全性に係る信頼を高めるために、令和4年度から令和6年度においては、ダム付属施設等を対象に耐震性能照査に使用する地震動について最新の知見に基づく見直しも含め、ダム付属施設等についての耐震性能照査を実施した。また、4施設（利根川河口堰、旧吉野川河口堰、今切川河口堰、筑後大堰）の耐震性能照査が完了し、平成28年度に耐震性能照査を完了している長良川河口堰を含め、全ての河口堰について耐震性能照査を完了させた。</p> <p>第5期中期目標期間において、施設機能の回復又は向上、大規模地震対策等、緊急性が高く短期間で集中的な改築を要する寺内ダム、旧吉野川河口堰・今切川河口堰及び利根川河口堰について、関係機関と調整を進めるとともに、事前評価を適切に実施し、事業の必要性、効率性、有効性等が確認されたことから、施設の改築等の事業化について所要の手続きを進め、主務大臣から事業実施計画の認可を得て事業に着手した。</p> <p>筑後大堰については耐震性能照査を行った結果、耐震性能不足が明らかとなったため、耐震性能が不足している施設のうち管理橋の耐震対策検討を行うとともに施工計画の検討を進めた。</p> <p>ダム貯水池の堆砂に礫・砂のほかシルト・粘土成分が多く含まれるダムの堆砂対策手法について、下久保ダムをモデルに検討を行った。砂礫については「排砂バイパス」を設置して掃流により排出し、シルト・粘土成分については堤体に「新設放流設備」を設置して密度流により排出する施設の改築を伴う抜本的な堆砂対策手法の検討を進めた。</p> <p>水路等施設については、令和3年度に全20施設において調査結果を踏まえた機能保全計画（個別施設計画）の見直しを実施しており、令和4年度から令和6年度までに次回の見直しに向けて、19施設においてコンクリート構造物の劣化診断や管内調査等の機能診断調査を計画的に実施した。</p> <p>豊川用水など4施設において適切な機能保全対策を行うなど、ストックマネジメントの取組を着実に展開した。</p> <p>大規模地震対策の必要性について水路等施設の耐震性能照査を実施した（北総東部用水、愛知用水、霞ヶ浦用水）。</p> <p>機能診断調査や耐震性能照査の結果等を踏まえつつ、管理運営協議会等の場を活用し、利水者とのリスクコミュニケーションを水路等全20施設で実施した。</p> <p>これまでの機能診断調査の結果等により、令和4年度に緊急性が高く短期間で集中的な改築を要することが明らかとなった筑後川下流用水施設について、機能が低下している水路（クリーク）等の整備について事業制度の</p>	<p>&lt; 評価と根拠 &gt;</p> <p>評価：B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度から令和6年度において、特定施設ダムの延べ24ダムにおいて定期検査を計画どおり実施するとともに、利水ダムの延べ10ダムにおいて河川管理者が実施する検査を受検した。また、特定施設ダムの1ダムにおいて総合点検を計画どおり実施した。</li> <li>・特定施設ダムにおいては、この機会を利用し、延べ7ダムで利水者との意見交換や施設見学を行う管理状況報告会等を開催し施設の状態について認識の共有を図った。</li> <li>・ダム等施設の耐震性能の強化を図り、安全性に係る信頼を高めるために、令和4年度から令和6年度においては、ダム付属施設等を対象に耐震性能照査に使用する地震動について最新の知見に基づく見直しも含め、ダム付属施設等についての耐震性能照査を実施した。また、4施設（利根川河口堰、旧吉野川河口堰、今切川河口堰、筑後大堰）の耐震性能照査が完了し、平成28年度に耐震性能照査を完了している長良川河口堰を含め、全ての河口堰について耐震性能照査を完了させた。</li> <li>・第5期中期目標期間において、施設機能の回復又は向上、大規模地震対策等、緊急性が高く短期間で集中的な改築を要する寺内ダム、旧吉野川河口堰・今切川河口堰及び利根川河口堰について、関係機関と調整を進めるとともに、事前評価を適切に実施し、事業の必要性、効率性、有効性等が確認されたことから、施設の改築等の事業化について所要の手続きを進め、主務大臣から事業実施計画の認可を得て事業に着手した。</li> <li>・筑後大堰については耐震性能照査を行った結果、耐震性能不足が明らかとなったため、耐震性能が不足している施設のうち管理橋の耐震対策検討を行うとともに施工計画の検討を進めた。</li> <li>・ダム貯水池の堆砂に礫・砂のほかシルト・粘土成分が多く含まれるダムの堆砂対策手法について、下久保ダムをモデルに検討を行った。砂礫については「排砂</li> </ul>	<p>評価</p> <p>B</p> <p>&lt; 評価に至った理由 &gt;</p> <p>「独立行政法人水資源機構インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、予防保全型インフラメンテナンส์の着実な実施によるコストの縮減やICT等新技術の活用による効率化・高度化等を推進した。</p> <p>令和4年度から令和6年度において、特定施設ダム24ダムにてダム定期検査を計画どおり実施、利水ダム10ダムにて河川管理者による検査を受検、ダム総合点検を特定施設1ダムにて実施した。また、ダム等施設において個別施設計画の見直し・新規作成を計34回実施、水路等施設において機能診断調査等を19地区実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドローンや水中ドローン、リアルタイム状態監視装置等のICT等新技術を活用し、調査、点検、診断等を効率化・高度化（DX）を進めた。</li> <li>・ダム等施設の管理に係るフォローアップ制度に基づき、19施設で定期報告書を作成・公表した。</li> <li>・カーボンニュートラル実現に向けて、既存ダムを活用した増電の試行を20ダムで40回実施し、再生可能エネルギーの創出を推進した。</li> <li>・国土交通省が管理する2施設（令和5年度から下笠ダム、令和6年度から横山ダム）の管理業務を受託し的確に実施するとともに、国土交通省松原ダムの令和7年度からの受託開始の手続きを完了した。</li> </ul>	<p>評価</p>		

<p>新たな技術力を向上させ、この分野において日本国内のみならず、世界をリードするような持続可能なダム管理を推進する観点からDXを積極的に推進すること。</p> <p>さらに、機構法第12条第1項第2号八の規定に基づく施設管理に附帯する業務や発電等の受託業務及び機構法第17条第5項の規定に基づく河川管理施設の管理の受託について、ダム群の一体的な管理を含めて的確に実施すること。</p> <p>加えて、既存施設の徹底活用や、予防保全型のインフラ老朽化対策を行っても、なお適切な施設機能の確保が困難な場合その他施設の改築等を事業化することが合理的な場合には、主務大臣や利水者等と調整を図りつつ、施設の改築等の事業化も含めて検討すること。</p> <p>なお、機構が管理する施設は、国、地方公共団体、各種用水の利水者等、関係機関が多岐にわたり、その改築等に当たっては関係者の合意形成や費用負担が必要となることから、関係者と施設の長寿命化に向けた共通認識を醸成しつつ、施設の戦略的な維持管理・更新への設備投資の平準化に留意すること。</p>	<p>の耐震性能の強化を図り、安全性に係る信頼を高めるために、大規模地震に対する耐震性能照査を実施する。あわせて大規模地震に備え、ICT等新技術を活用した監視体制を強化する。さらに、貯水池堆砂対策等を含めた施設の長寿命化に向けた調査を行い、個別施設計画の見直しを行う。</p> <p>特に、施設機能の回復又は向上、大規模地震対策等、緊急性が高く短期間で集中的な改築を要するダム等施設については、速やかに関係機関と調整を進めるとともに、事業の必要性、効率性、有効性等の観点から事前評価を適切に実施し、施設の改築等の事業化も含めて検討する。</p> <p>水路等施設については、個別施設計画の見直しに向けて、施設の機能診断調査により劣化状況を把握するとともに、水理性能の検証や耐震性能照査の結果も踏まえて、利水者とのリスクコミュニケーションを図りつつ適時・適切な機能保全対策を行うなど、ストックマネジメントの取組を展開する。</p> <p>特に、地域の状況や水管理の効率化を踏まえた施設改良、老朽化対策、大規模地震対策等、緊急性が高く短期間で集中的な改築を要する水路等施設については、速やかに関係機関と調整を進めるとともに、事業の必要性、効率性、有効性等の観点から事前評価を適切に実施し、施設の改築等の事業化も含めて検討する。</p>		<p>拡充を行った上で、速やかに関係機関と調整を進めるとともに、事前評価を適切に実施した。また、令和5年度に早急に老朽化対策が必要とされる群馬用水施設について、関係者との協議を重ねた上で事業計画案をとりまとめ、農業用水、水道用水に係る事業の事前評価を適切に実施した。これにより事業の必要性、効率性、有効性等が確認されたことから、施設の改築等の事業化について所要の手続きを進めた。</p> <p>電気通信設備維持管理計画作成手順（案）及び機械設備管理指針に基づき、点検結果を踏まえた各設備の健全度評価を実施し、機能保全計画（維持管理計画）の見直しを特定施設32施設、水路等施設20施設において随時実施した。それによりライフサイクルコストの低減、設備の長寿命化及び確実な施設機能の確保を図った。</p> <p>令和4年度から令和6年度において、UAVや水中ドローン、移動設置型振動診断装置、リアルタイム状態監視装置、汎用のクラウドシステム(XC-Gate)等の新技術を活用して、調査、点検、診断等の効率化・高度化を図った。また、道路途絶によりダム管理所の職員が参集できなくなる等の異常事態が発生してもダムの防災操作が行えるように、遠隔化に必要な施設整備計画や概算費用などについて定めた「特定施設等放流設備遠隔操作化整備計画」を策定するとともに、延べ10ダムで利水放流設備、延べ3ダムで洪水吐きゲートの遠隔操作に向けた施設整備を実施した。また、荒川総管（滝沢ダム）では、洪水吐きゲートの遠隔操作要領案を作成するとともに、貯水位低下移行期間中の6月に計3回（3日）、洪水吐きゲートの遠隔操作を試行した。</p> <p>令和4年度から令和6年度において、ロックフィルダム6施設について、GNSSセンサを用いた堤体挙動のリアルタイム計測を実施できる体制を整備し、ダム管理業務の効率化・高度化を図った。</p> <p>その他、監視カメラと動体検知AIシステムを用いた河川巡視省力化については、草木ダムにおいて、目視による河川巡視の代替えとするなど、河川巡視省力化のための実証試験を行っている。令和5年度の実証試験の結果では、目視等での河川巡視と概ね同等の動体検知が行えることを確認した。今後、実証試験の結果を踏まえ、更なる河川巡視の省力化の検討を進めるとともに、機構内の他ダムへの展開を図る。</p> <p>思川開発事業における事業費50億円増及び工期延期（2年延期、令和8年度概成）に伴う事業実施計画の変更（第7回）については、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調え、主務大臣へ認可申請を行い、認可を得た。</p> <p>早明浦ダム再生事業における事業費100億円増に伴う事業実施計画の変更（第1回）については、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調え、主務大臣へ認可申請を行い、認可を得た。</p> <p>木曾川水系連絡導水路における事業費1,380億円増及び工期延期に伴う事業実施計画の変更（第2回）については、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調え、主務大臣へ認可申請を行い、認可を得た。</p> <p>令和4年度から令和6年度までに延べ16の施設管理規程において、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調え、主務大臣から策定・変更の認可を得た。</p> <p>また、利根導水路大規模地震対策事業、筑後川下流用水総合対策事業、吉野川下流域用水事業、群馬用水施設改築事業の事業実施計画策定・変更に当たっては、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調え、主務大臣に認可申請し認可を得た。</p> <p>地上権再設定を効率的に推進することを目的として、</p>	<p>バイパス」を設置して掃流により排出し、シルト・粘土成分については堤体に「新設放流設備」を設置して密度流により排出する施設の改築を伴う抜本的な堆砂対策手法の検討を進めた。</p> <p>水路等施設については、令和3年度に全20施設において調査結果を踏まえた機能保全計画（個別施設計画）の見直しを実施しており、令和4年度から令和6年度までに次回の見直しに向けて、19施設においてコンクリート構造物の劣化診断や管内調査等の機能診断調査を計画的に実施した。</p> <p>豊川用水など4施設において適切な機能保全対策を行うなど、ストックマネジメントの取組を着実に展開した。</p> <p>大規模地震対策の必要性について水路等施設の耐震性能照査を実施した（北総東部用水、愛知用水、霞ヶ浦用水）。</p> <p>機能診断調査や耐震性能照査の結果等を踏まえつつ、管理運営協議会等の場を活用し、利水者とのリスクコミュニケーションを水路等全20施設で実施した。</p> <p>これまでの機能診断調査の結果等により、令和4年度に緊急性が高く短期間で集中的な改築を要することが明らかとなった筑後川下流用水施設について、機能が低下している水路（クリーク）等の整備について事業制度の拡充を行った上で、速やかに関係機関と調整を進めるとともに、事前評価を適切に実施した。また、令和5年度に早急に老朽化対策が必要とされる群馬用水施設について、関係者との協議を重ねた上で事業計画案をとりまとめ、農業用水、水道用水に係る事業の事前評価を適切に実施した。これにより事業の必要性、効率性、有効性等が確認されたことから、施設の改築等の事業化について所要の手続きを進めた。</p> <p>電気通信設備維持管理計画作成手順（案）及び機械設備管理指針に基づき、点検結果を踏まえた各設備の健全度評価を実施し、機能保全計画（維持管理計画）の見直しを特定施設32施設、水路等施設20施設において随時実施した。それによりライフサイクルコストの低減、設備の長寿命化及び確実な施設機能の確保を図った。</p> <p>令和4年度から令和6年度において、UAVや水中ドローン、移動設置型振動診断装置、リアルタイム状態監視装置、汎用のクラウドシ</p>	<p>このように、平時からの施設機能の確保・向上に向けた取組について、所期の目標の達成が見込まれることから、B評価とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>（特になし）</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>（外部有識者からの主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インフラの予防保全型管理の着実な実施、ICTや気象予測技術の活用、ダム操作を遠隔で行うことは管理の効率化及び高度化に資する取組であり、持続可能な施設運用の観点から高く評価できる。</li> <li>・洪水被害におけるダム群の連携も非常に重要であるが徳山ダムと横山ダムが連携した増電の取組も非常に重要な取組である。このような取組を継続して、他のダムにも適用されたい。</li> </ul>	
---	---	--	--	--	---	--

	<p>ダム・水路等施設の電気・機械設備に係る保全計画について、更なるライフサイクルコストの低減、施設の長寿命化及び確実な機能維持を図るため、設備点検の結果及び技術の進捗を踏まえて適時・適切に見直しを行う。</p> <p>ICT等新技术を活用し、不可視部分の調査や上空からの面的な調査等、点検、診断、補修等の効率化・高度化を図ることにより、維持管理コストの抑制に留意しつつ、コスト面も含め、持続可能なインフラメンテナンスを計画的に実施する。また、ICT化をダム管理全体に展開し、施設操作のバックアップ・二重化に向けた遠隔操作等やICT技術を活用したロックフィルダム堤体のリアルタイム挙動把握等、既存の点検等技術とICT等新技术を融合させるなど、コスト面も含め、持続可能で高度なダム管理を推進し、出水規模の増大等の年々増す外力に対応する。</p> <p>事業実施計画又は施設管理規程の策定・変更に伴い、費用の負担割合等を決定する場合には、費用負担者に対して必要な情報提供を行うとともに、関係機関との円滑な調整を図る。</p> <p>水資源開発施設等を適切に管理・運用するためには、権利関係を含め用地を適切に保全する必要があり、関係機関と連携し、地上権の更新等の着実な実施を図る。</p> <p>(2) 機構施設の機能確保・向上、既存施設</p>	<p>令和5年度に地上権再設定推進連絡会議を設置した。また、関係する14事務所で補償業務規程に基づき毎年度、地上権再設定計画を策定し、本社によるヒアリングを行うとともに、地上権再設定推進連絡会議において、課題の対応方針や効果的な施策の検討等を行った。</p> <p>これらの取組と併せて、土地改良区等の関係機関と情報交換及び協力体制の維持を図りつつ連携し、諸課題の対応策について、関係機関等に相談を行いながら地上権再設定契約の推進を図った。</p> <p>加えて、房総導水路で地上権再設定協議が整わず存続期間の満了が迫っている案件について、土地収用手続きを活用すべく、国土交通省土地収用管理室に事前相談を行うとともに、申請予定事業の登録を行い、総括ヒアリングで案件の概要を説明した。</p> <p>これらにより、房総導水路、北総東部用水、成田用水、埼玉合口二期、木曾川用水、愛知用水及び三重用水に係る地上権再設定契約を着実に進捗させた。</p> <p>(2) 機構施設の機能確保・向上、既存施設の有効活用</p> <p>ダム等の管理に係るフォローアップ制度に基づき、令和4年度から令和6年度において、延べ19施設について施設等の運用も含めた事業の効果等の分析・評価を適切に行い、「定期報告書」を作成し、公表した。</p> <p>カーボンニュートラルの実現に向けて令和5年3月に発電に資する既存ダムの活用に関する取組(ダムの高度化運用)が進められることになり、水資源機構では18ダムを試行対象として、11ダムにおいて高度化運用の試行要領を策定し、6ダムで既存の弾力的管理試験の枠組みを利用することで高度化運用を実施できる体制を整備し、令和6年度末時点において、20ダムで延べ40回の高度化運用を実施することで、再生可能エネルギーの創出を推進した。</p> <p>特に顕著な取組実績として、令和6年6月22日から同月23日の出水後には、令和6年度から管理受託を開始した国土交通省の横山ダムと徳山ダムが連携して発電に資する水位運用高度化操作を初めて実施した。両ダムで洪水調節容量に貯留した約275万<math>m^3</math>の水を水力発電に有効活用することで約1,581MWh(約6,080戸の一般家庭1ヶ月に消費する電力に相当)の増電効果があった。(横山ダム単独実施時に比べて約4.5倍の発電量)</p> <p>早明浦ダム再生事業については、令和5年4月に主要な工事(増設洪水吐き工事、増設放流設備工事、上流仮締切工事)を契約し、放流設備3門増設等の工事に着手している。また、寺内ダム再生事業については、令和5年度から事業に着手し、利水容量77万<math>m^3</math>を洪水調節容量に容量振替を行う手続きを進めているとともに、非常用洪水吐の改造工事を契約し、現在ゲートの製作を実施している。旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業については、令和5年度から事業に着手し、開閉装置や護岸耐震対策の設計を実施している。利根川河口堰大規模耐震対策事業については、令和6年度から事業に着手し、ゲート設備の耐震工事に係る契約手続きに向けた検討を進めるとともに、堰下流護床工の洗掘箇所に対して、応急対策として袋詰玉石を設置する工事を実施するなど、既存ダムの有効活用に向けたダム再生の取組を着実に推進した。</p> <p>第5期中期目標期間において、施設機能の回復又は向上、大規模地震対策等、緊急性が高く短期間で集中的な改築を要する寺内ダム、旧吉野川河口堰・今切川河口堰及び利根川河口堰について、関係機関と調整を進めるとともに、事前評価を適切に実施し、事業の必要性、効率性、有効性等が確認されたことから、施設の改築等の事業化について所要の手続きを進め、主務大臣から事業実施計画の認可を得て事業に着手した。</p> <p>筑後大堰については耐震性能照査を行った結果、耐震</p>	<p>システム(XC-Gate)等の新技术を活用して、調査、点検、診断等の効率化・高度化を図った。また、道路途絶によりダム管理所の職員が参集できなくなる等の異常事態が発生してもダムの防災操作が行えるように、遠隔化に必要な施設整備計画や概算費用などについて定めた「特定施設等放流設備遠隔操作化整備計画」を策定するとともに、延べ10ダムで利水放流設備、延べ3ダムで洪水吐きゲートの遠隔操作に向けた施設整備を実施した。また、荒川総管(滝沢ダム)では、洪水吐きゲートの遠隔操作要領案を作成するとともに、貯水位低下移行期間中の6月に計3回(3日)洪水吐きゲートの遠隔操作を試行した。</p> <p>令和4年度から令和6年度において、ロックフィルダム6施設について、GNSSセンサを用いた堤体挙動のリアルタイム計測を実施できる体制を整備し、ダム管理業務の効率化・高度化を図った。</p> <p>その他、監視カメラと動体検知AIシステムを用いた河川巡視省力化については、草木ダムにおいて、目視による河川巡視の代替えとするなど、河川巡視省力化のための実証試験を行っている。令和5年度の実証試験の結果では、目視等での河川巡視と概ね同等の動体検知が行えることを確認した。今後、実証試験の結果を踏まえ、更なる河川巡視の省力化の検討を進めるとともに、機構内の他ダムへの展開を図る。</p> <p>思川開発事業における事業費50億円増及び工期延期(2年延期、令和8年度概成)に伴う事業実施計画の変更(第7回)については、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調べ、主務大臣へ認可申請を行い、認可を得た。</p> <p>早明浦ダム再生事業における事業費100億円増に伴う事業実施計画の変更(第1回)については、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調べ、主務大臣へ認可申請を行い、認可を得た。</p> <p>木曾川水系連絡導水路における事業費1,380億円増及び工期延期に伴う事業実施計画の変更(第2回)については、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調べ、主務大臣へ認可申請を行い、認可を得た。</p> <p>令和4年度から令和6年度までに延べ16の施設管理</p>	
--	--	--	--	--

	<p>設の有効活用 ダム等施設の管理に係るフォローアップ制度に基づき、施設の運用を含めた事業の効果等の分析・評価を適切に実施する。</p> <p>また、ダム等の長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良等の既設ダムの有効活用に向けたダム再生の取組を推進し、必要と判断される事業については、関係機関と調整を進め、事業の必要性、効率性、有効性等の観点から事前評価を適切に実施し、施設の改築等の事業化も含めて検討する。</p> <p>(3) 他機関施設の管理受託の的確な実施 施設管理に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務について、的確な実施を図る。 また、機構法第12条第1項第2号八に規定する施設の管理について、的確に実施する。</p>		<p>性能不足が明らかとなったため、耐震性能が不足している施設のうち管理橋の耐震対策検討を行うとともに施工計画の検討を進めた。</p> <p>ダム貯水池の堆砂に礫・砂のほかシルト・粘土成分が多く含まれるダムの堆砂対策手法について、下久保ダムをモデルに検討を行った。砂礫については「排砂バイパス」を設置して掃流により排出し、シルト・粘土成分については堤体に「新設放流設備」を設置して密度流により排出する施設の改築を伴う抜本的な堆砂対策手法の検討を進めた。</p> <p>淀川水系では、流域全体を俯瞰し利水・治水安全度を向上にかかる検討を行った。桂川(保津峡)及び名張川の一部区間で流下能力が不足していることに着目し、当該区間の治水安全度を向上させるため、利水安全度を低下させない条件のもと、日吉ダム及び青蓮寺ダムの改造を行って治水能力を強化する容量振替手法を検討した。</p> <p>(3) 他機関施設の管理受託の的確な実施 国土交通省、県、土地改良区、電力会社等から施設管理に附帯する業務として受託し、的確に実施するとともに、委託に基づき実施する発電に係る業務についても的確に実施した。</p> <p>令和4年度から令和6年度において、令和5年度に国土交通省の下笠ダム、令和6年度に国土交通省の横山ダムの管理を受託し、柳瀬ダムについても令和3年度以降、ダムの管理を継続して受託するなど、機構の有するダム管理技術を展開して、機構ダムと一体的なダム管理を的確に実施した。</p> <p>特に、令和6年6月22日・23日の出水後には、徳山ダムと横山ダムが緊密に連携して発電に資する水位運用高度化操作を実施することで、横山ダム単独実施時に比べて約4.5倍の再生可能エネルギーを創出するなど、連続する2ダムの連携により、効率的かつ効果的な運用を実施した。</p>	<p>規程において、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調え、主務大臣から策定・変更の認可を得た。</p> <p>また、利根導水路大規模地震対策事業、筑後川下流水総合対策事業、吉野川下流域用水事業、群馬用水施設改築事業の事業実施計画策定・変更に当たっては、関係機関に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水者等と協議を調え、主務大臣に認可申請し認可を得た。</p> <p>地上権再設定を効率的に推進することを目的として、令和5年度に地上権再設定推進連絡会議を設置した。また、関係する14事務所で補償業務規程に基づき毎年度、地上権再設定計画を策定し、本社によるヒアリングを行うとともに、地上権再設定推進連絡会議において、課題の対応方針や効果的な施策の検討等を行った。</p> <p>これらの取組と併せて、土地改良区等の関係機関と情報交換及び協力体制の維持を図りつつ連携し、諸課題の対応策について、関係機関等に相談を行いながら地上権再設定契約の推進を図った。</p> <p>加えて、房総導水路で地上権再設定協議が整わず存続期間の満了が迫っている案件について、土地収用手続きを活用すべく、国土交通省土地収用管理室に事前相談を行うとともに、申請予定事業の登録を行い、総括ヒアリングで案件の概要を説明した。</p> <p>これらにより、房総導水路、北総東部用水、成田用水、埼玉合口二期、木曾川用水、愛知用水及び三重用水に係る地上権再設定契約を着実に進捗させた。</p> <p>ダム等の管理に係るフォローアップ制度に基づき、令和4年度から令和6年度において、延べ19施設について施設等の運用も含めた事業の効果等の分析・評価を適切に行い、「定期報告書」を作成し、公表した。</p> <p>カーボンニュートラルの実現に向けて令和5年3月に発電に資する既存ダムの活用に関する取組(ダムの高度化運用)が進められることになり、水資源機構では18ダムを試行対象として、11ダムにおいて高度化運用の試行要領を策定し、6ダムで既存の弾力的管理試験の枠組みを利用することで高度化運用を実施できる体制を整備し、令和6年度末時点において、20ダムで延べ40回の高度化運用を実施することで、再生可能</p>	
--	---	--	--	--	--

				<p>エネルギーの創出を推進した。</p> <p>特に顕著な取組実績として、令和6年6月22日から同月23日の出水後には、令和6年度から管理受託を開始した国土交通省の横山ダムと徳山ダムが連携して発電に資する水位運用高度化操作を初めて実施した。両ダムで洪水調節容量に貯留した約275万m<sup>3</sup>の水を水力発電に有効活用することで約1,581MWh(約6,080戸の一般家庭1ヶ月に消費する電力に相当)の増電効果があった。(横山ダム単独実施時に比べて約4.5倍の発電量)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早明浦ダム再生事業については、令和5年4月に主要な工事(増設洪水吐き工事、増設放流設備工事、上流仮締切工事)を契約し、放流設備3門増設等の工事に着手している。また、寺内ダム再生事業については、令和5年度から事業に着手し、利水容量77万m<sup>3</sup>を洪水調節容量に容量振替を行う手続きを進めているとともに、非常用洪水吐の改造工事を契約し、現在ゲートの製作を実施している。旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業については、令和5年度から事業に着手し、開閉装置や護岸耐震対策の設計を実施している。利根川河口堰大規模耐震対策事業については、令和6年度から事業に着手し、ゲート設備の耐震工事に係る契約手続きに向けた検討を進めるとともに、堰下流護床工の洗掘箇所に対して、応急対策として袋詰玉石を設置する工事を実施するなど、既存ダムの有効活用に向けたダム再生の取組を着実に推進した。</li> <li>・ 第5期中期目標期間において、施設機能の回復又は向上、大規模地震対策等、緊急性が高く短期間で集中的な改築を要する寺内ダム、旧吉野川河口堰・今切川河口堰及び利根川河口堰について、関係機関と調整を進めるとともに、事前評価を適切に実施し、事業の必要性、効率性、有効性等が確認されたことから、施設の改築等の事業化について所要の手続きを進め、主務大臣から事業実施計画の認可を得て事業に着手した。</li> <li>・ 筑後大堰については耐震性能照査を行った結果、耐震性能不足が明らかとなったため、耐震性能が不足している施設のうち管理橋の耐震対策検討を行うとともに施工計画の検討を進めた。</li> <li>・ ダム貯水池の堆砂に礫・砂のほかシルト・粘土成分</li> </ul>	
--	--	--	--	---	--

				<p>が多く含まれるダムの堆砂対策手法について、下久保ダムをモデルに検討を行った。砂礫については「排砂バイパス」を設置して掃流により排出し、シルト・粘土成分については堤体に「新設放流設備」を設置して密度流により排出する施設の改築を伴う抜本的な堆砂対策手法の検討を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 淀川水系では、流域全体を俯瞰し利水・治水安全度を向上にかける検討を行った。桂川（保津峡）及び名張川の一部区間で流下能力が不足していることに着目し、当該区間の治水安全度を向上させるため、利水安全度を低下させない条件のもと、日吉ダム及び青蓮寺ダムの改造を行って治水能力を強化する容量振替手法を検討した。</li> <li>・ 国土交通省、県、土地改良区、電力会社等から施設管理に附帯する業務として受託し、的確に実施するとともに、委託に基づき実施する発電に係る業務についても的確に実施した。</li> </ul> <p>令和4年度から令和6年度において、令和5年度に国土交通省の下笠ダム、令和6年度に国土交通省の横山ダムの管理を受託し、柳瀬ダムについても令和3年度以降、ダムの管理を継続して受託するなど、機構の有するダム管理技術を展開して、機構ダムと一体的なダム管理を的確に実施した。</p> <p>特に、令和6年6月22日・23日の出水後には、徳山ダムと横山ダムが緊密に連携して発電に資する水位運用高度化操作を実施することで、横山ダム単独実施時に比べて約4.5倍の再生可能エネルギーを創出するなど、連続する2ダムの連携により、効率的かつ効果的な運用を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き、令和7年度もこれらの取組を実施することにより、中期目標における所期の目標の水準を満たすことができる見通しであることから、B評定とした。</li> </ul> <p>&lt;課題と対応&gt; 老朽化した施設が増加していく中で、長寿命化、適切な更新・耐震化等に向けた戦略的な維持管理・更新等の推進が必要である。</p>	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1 - 1 - 5	インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施		
業務に関連する政策・施策	政策目標 2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 6：水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条第2項
当該項目の重要度、困難度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2. 主要な経年データ												
主要なアウトプット（アウトカム）情報							主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間実績（見込み）値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度			R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
我が国事業者の参入を目指して機構が行った海外調査等の件数	-	18件	13件	7件	6件				予算額（千円）	45,658,521	49,762,309	50,756,028
									決算額（千円）	43,976,813	47,460,264	48,221,676
									経常費用（千円）	114,032,433	117,229,840	118,047,095
									経常利益（千円）	428,948	204,644	198,775
									行政コスト（千円）	114,021,919	118,631,635	118,585,332
									従事人員数	852	884	865

指標 我が国事業者の参入を目指して機構が行った海外調査等の件数

（注1）水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

（注2）本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとめ」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載している。

（注3）従事人員数は、1月1日時点。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
<p>海外インフラ展開法第5条に規定する業務等について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針」(平成30年8月30日)に従い、「質の高いインフラシステム」の海外展開を戦略的に進めるため、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら、機構が有する公的機関としての中立性や交渉力、専門的な技術・ノウハウを活用し、水資源分野の川上段階における案件形成や施設整備・運営及び対象国の人材育成・技術支援等に関与すること。</p> <p>その際、様々なマーケット分析や展開国ニーズ等の情報を活用しつつ、戦略的に海外の水資源案件の調査等に取り組むこと。</p> <p>また、インフラシステムの海外展開にあたっては、カーボンニュートラル実現等の観点も踏まえつつ、我が国の経済成長の実現、展開国の社会課題の解決・SDGsの達成への貢献に取り組むこと。</p>	<p>海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成30年法律第40号)第5条に規定する業務等について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針」(平成30年8月30日国土交通大臣告示)に従い、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら、機構が有する公的機関としての中立性や交渉力、専門的な技術・ノウハウを活用し、我が国事業者の参入を目指して海外調査等(ニーズ調査やマスタープラン策定、事業性調査、設計、入札支援・施工監理等の発注者支援、施設管理支援等)を実施し、水資源分野の川上段階における案件形成や施設整備・運営及び対象国の人材育成・技術支援等に関与することで、「質の高いインフラシステム」の海外展開を戦略的に進め、官民一体となって海外社会資本事業への我が国事業者の参入促進を目指す。</p> <p>その際、様々なマーケット分析や展開国ニーズ等の情報を活用し、戦略的に実施するよう留意する。</p> <p>また、インフラシステムの海外展開にあたっては、カーボンニュートラル実現等の観点も踏まえつつ、我が国の経済成長の実現、展開国の社会課題の解決、SDGsの達成へ貢献できるよう取り組む。</p>	<p>&lt;定量目標&gt;</p> <p>-</p> <p>&lt;指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国事業者の参入を目指して機構が行った海外調査等の件数 18件</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>国土交通大臣が定める基本的な方針に従い、海外社会資本事業への我が国事業者の参入促進に努めたか。</p> <p>実施に当たっては戦略的に実施するよう留意しつつ、カーボンニュートラル等実現の観点を踏まえて取り組んだか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施</p> <p>令和4年度から令和6年度における「我が国事業者の参入を目指して機構が行った海外調査等の件数」は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国事業者の参入を目指した海外調査の実施に関するもの 17件</li> </ul> <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度 水資源分野における海外社会資本事業への参入促進に関する調査業務関係 4件</li> <li>令和4年度 ダム再生事業による海外ダム水力発電増強等調査業務 3件</li> <li>令和5年度 水資源分野における海外社会資本事業への参入促進に関する調査業務関係 3件</li> <li>令和5年度 ダム再生事業による海外ダム水力発電増強その他調査業務 3件</li> <li>令和6年度 水資源分野における海外社会資本事業への参入促進に関する調査業務関係 3件</li> <li>令和6年度 トルコ共和国等における水資源関連施設に関する案件形成調査検討業務 1件</li> <li>ODA業務への参画を通じた案件形成・実施の支援に関するもの 9件</li> </ul> <p>の計26件である(過年度から継続している調査を含む。)</p> <p>機構は、活性化協議会の事務局機関として、全体会議を6回開催したほか、活性化協議会の全体会議及び作業部会を通じ、選定した案件候補について、我が国事業者の海外展開に資する案件とするため、案件候補に係る流域や施設に係る課題や対応策、相手国政府の意向を明確にするための情報収集を行うとともに、概略の対応策案について検討し、相手国の関係機関等へ提案した(現地調査を計13回、外国政府機関等との協議(WEB会議を含む)を計65回実施。)。これらと併せて、本邦企業の技術が適用可能となる案件の発掘に向けて実施された、本邦の団体等を対象とする意見交換会等についても90回実施した。</p> <p>特に、フィリピン国カガヤン川流域のダム堆砂対策に係る調査については、これまでの調査・検討及び関係機関との調整の結果、同国政府側から日本政府側に本事業の実施に関する支援要請がなされ、現在、日本側での検討が進められているところである。</p> <p>また、民間コンサルタントとの協力体制を構築した上で、令和4年度においては、アジア地域において本邦企業が建設等に関わった海外ダム等を対象に情報収集を行った上で、気候変動の緩和策となる水力発電増強に着目したダム再生事業の候補ダムの選定及び対策について検討するため、同地域における3ダムを対象とした現地調査を1回行うとともに、また外国政府機関との対面協議を5回実施した。</p> <p>令和5年度においては、水力発電増強等のダム再生候補として基礎的調査を行ったインドネシアの既設ダムの中から、対策の具体化に向けて詳細な調査を行う対象ダムを2つ選定し、現地調査を3回行うとともに、外国</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度から令和6年度における「我が国事業者の参入を目指して機構が行った海外調査等の件数」は、</li> <li>我が国事業者の参入を目指した海外調査の実施に関するもの 17件</li> </ul> <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度 水資源分野における海外社会資本事業への参入促進に関する調査業務関係 4件</li> <li>令和4年度 ダム再生事業による海外ダム水力発電増強等調査業務 3件</li> <li>令和5年度 水資源分野における海外社会資本事業への参入促進に関する調査業務関係 3件</li> <li>令和5年度 ダム再生事業による海外ダム水力発電増強その他調査業務 3件</li> <li>令和6年度 水資源分野における海外社会資本事業への参入促進に関する調査業務関係 3件</li> <li>令和6年度 トルコ共和国等における水資源関連施設に関する案件形成調査検討業務 1件</li> <li>ODA業務への参画を通じた案件形成・実施の支援に関するもの 9件</li> </ul> <p>の計26件である(過年度から継続している調査を含む。)</p> <p>機構は、活性化協議会の事務局機関として、全体会議を6回開催したほか、活性化協議会の全体会議及び作業部会を通じ、選定した案件候補について、我が国事業者の海外展開に資する案件とするため、案件候補に係る流域や施設に係る課題や対応策、相手国政府の意向を明確にするための情報収集を行うとともに、概略の対応策案について検討し、相手国の関係機関等へ提案した(現地調査を計13回、外国政府機関等との協議(WEB会議を含む)を計65回実施。)。これらと併せて、本邦企業の技術が適用可能となる案件の発掘に向けて実施された、本邦の団体等を対象とする意見交換会等についても90回実施した。</p> <p>特に、フィリピン国カガヤン川流域のダム堆砂対策に係る調査については、これまで</p>	<p>評定</p> <p>B</p>	<p>評定</p>	<p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>我が国事業者の参入を目指して機構が行った海外調査の実施に関するものは17件、また、ODA業務への参画を通じた案件形成・実施の支援に関するものは9件、過年度から継続している調査を含むものの合計26件を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>活性化協議会の事務局機関として、流域や施設に係る課題や対応策、相手国政府の意向を明確にするための情報収集を行い、対応策を検討し、相手国の関係機関へ提案した。</li> <li>令和4年度においては、アジア地域において本邦企業が建設等に関わった海外ダム等を対象に情報収集を行った上で、気候変動の緩和策となる水力発電増強に着目したダム再生事業の候補ダムの選定及び対策について検討するため、同地域における3ダムを対象とした現地調査を1回行うとともに、また外国政府機関との対面協議を5回実施した。</li> <li>令和5年度においては、フィリピン国カガヤン川流域のダム堆砂対策に係る調査について、これまでの調査・検討及び関係機関との調整の結果、同国政府側から日本政府側に本事業の実施に関する支援要請がなされ、現在、日本側での検討が進められているところである。</li> <li>令和6年度においては、トルコ国の政府関係機関等へのヒアリングや現地調査を行い、同国の水資源分野におけるインフラ事業に関する情報を</li> </ul>	

			<p>政府機関との対面及びオンライン協議を複数回実施した。併せて、海外インフラ事業では官民連携（PPP）による民間リソースの活用事例が増えている状況を踏まえ、ダム分野のPPPについて、ケニアを対象国として調査（現地調査1回を含む。）を行った。</p> <p>令和6年度においては、トルコ国の政府関係機関等へのヒアリング、現地調査を1回行い、同国の水資源分野におけるインフラ事業に関する情報を収集し、本邦技術を活用したプロジェクトとして有望な案件の絞り込みを実施したほか、同分野におけるトルコ企業と本邦企業によるトルコ国内での協業やアフリカ諸国との第三国連携の可能性について調査し、これらを推進するための方策を取りまとめた。</p> <p>併せて、機構が有する水資源開発施設の建設及び運用・維持管理に関するノウハウ、利害関係者との調整に関する経験及び水資源分野における管理組織や法制度に関する知識並びに民間コンサルタントが有する設計ノウハウを融合し、JVを組成等することにより、JICAが委託する海外インフラ事業に係るODA業務を9件実施し、水資源分野の川上段階における案件形成を支援した。</p> <p>さらに、案件形成を推進するために、ダム点検をテーマとして、令和5年2月にはベトナム国との間で、また、令和6年3月にはインドネシア国との間で、ダム点検に関する具体的な方法や技術に関する意見交換等を行うセミナーを開催した（日越ダム点検セミナー：対面参加約120名、オンライン参加約160名/日越ダム点検セミナー：オンライン参加約300名）。当該セミナーの実施・参画を通じ、開催国において本邦技術についての紹介及び相手国側のニーズの把握、さらにはマーケットの開拓にも努めた。</p> <p>機構自らが実施主体として、農林水産省補助事業「アジアモンsoon地域の農業農村開発を通じた気候変動対策事業（後発途上国型）」を、令和5年度から4カ年間の事業計画で進めている。これは、機構の有する水管理の技術を活かした内容であり、「質の高いインフラ整備」の海外展開に貢献する取組である。令和5年度においては、国内企業へのヒアリング、対象国の政府機関との意見交換を行い、導入候補としての本邦気候変動対策技術の検討を進めた。令和6年度においては、前年度より引き続きいた実証計画（案）の作成を進め、対象国の政府関係機関との協議、合意を経て、計画として確定させた。また、同内容を含むミニッツ（協議議事録）の署名を取り交わした。併せて、本邦製品を導入した現地整備を終え、年度後半から現地での実証調査に着手した。水田メタン発生削減のための国際ワークショップ」に参加し、同課題解決に貢献する本事業の取組を紹介するとともに、関係機関との情報交換・意見交換を行うなど、社会課題の解決に対し貢献できるよう進めている。</p> <p>なお、インフラシステムの海外展開に当たっては、カーボンニュートラル実現、我が国の経済成長の実現、展開国の社会課題の解決及びSDGsの達成への貢献が期待されるダム再生事業の展開に取り組んだ。</p>	<p>との調整の結果、同国政府側から日本政府側に本事業の実施に関する支援要請がなされ、現在、日本側での検討が進められているところである。</p> <p>また、民間コンサルタントとの協力体制を構築した上で、令和4年度においては、アジア地域において本邦企業が建設等に関わった海外ダム等を対象に情報収集を行った上で、気候変動の緩和策となる水力発電増強に着目したダム再生事業の候補ダムの選定及び対策について検討するため、同地域における3ダムを対象とした現地調査を1回行うとともに、また外国政府機関との対面協議を5回実施した。</p> <p>令和5年度においては、水力発電増強等のダム再生候補として基礎的調査を行ったインドネシアの既設ダムの中から、対策の具体化に向けて詳細な調査を行う対象ダムを2つ選定し、現地調査を3回行うとともに、外国政府機関との対面及びオンライン協議を複数回実施した。併せて、海外インフラ事業では官民連携（PPP）による民間リソースの活用事例が増えている状況を踏まえ、ダム分野のPPPについて、ケニアを対象国として調査（現地調査1回を含む。）を行った。</p> <p>令和6年度においては、トルコ国の政府関係機関等へのヒアリング、現地調査を1回行い、同国の水資源分野におけるインフラ事業に関する情報を収集し、本邦技術を活用したプロジェクトとして有望な案件の絞り込みを実施したほか、同分野におけるトルコ企業と本邦企業によるトルコ国内での協業やアフリカ諸国との第三国連携の可能性について調査し、これらを推進するための方策を取りまとめた。</p> <p>併せて、機構が有する水資源開発施設の建設及び運用・維持管理に関するノウハウ、利害関係者との調整に関する経験及び水資源分野における管理組織や法制度に関する知識並びに民間コンサルタントが有する設計ノウハウを融合し、JVを組成等することにより、JICAが委託する海外インフラ事業に係るODA業務を9件実施し、水資源分野の川上段階における案件形成を支援した。</p> <p>さらに、案件形成を推進するために、ダム点検をテーマとして、令和5年2月にはベトナム国との間で、また、令和6年3月にはインドネシア国との間で、ダム点検に関する具体的な方法や技術に関する意見交換等を行うセミナーを開催した（日越ダム点検セミナー：対面参加約120</p>	<p>収集し、本邦技術を活用したプロジェクトとして有望な案件の絞り込みを実施したほか、同分野におけるトルコ企業と本邦企業によるトルコ国内での協業やアフリカ諸国との第三国連携の可能性について調査し、推進するための方策を取りまとめた。</p> <p>このように、インフラシステムの海外展開の調査等について、所期の目標の達成が見込まれることから、B評定とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; (特になし)</p> <p>&lt;その他事項&gt; (外部有識者からの主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本の水資源分野における技術的優位性を活かし、国際的な水資源開発支援を通じてODA案件の川上段階から関与する体制を構築している点で評価できる。フィリピンにおける堆砂問題への技術提案や、ベトナム・インドネシアとのセミナー開催を通じたニーズ把握と市場開拓は、日本の農業・水管理分野の知見を活かしたインフラシステムの国際展開の好事例であり、国内農業の縮小が進む中で、関連産業の国際市場での活路を拓く観点からも意義深い。</li> <li>今後とも、海外業務を若手技術者育成の場として活用するなど、我が国事業者の海外展開に係る支援を継続して頂きたい。</li> </ul>	
--	--	--	---	---	---	--

					<p>名、オンライン参加約160名/日尼ダム点検セミナー：オンライン参加約300名。当該セミナーの実施・参画を通じ、開催国において本邦技術についての紹介及び相手国側のニーズの把握、さらにはマーケットの開拓にも努めた。</p> <p>機構自らが実施主体として、農林水産省補助事業「アジアモンスーン地域の農業農村開発を通じた気候変動対策事業（後発途上国型）」を、令和5年度から4カ年間の事業計画で進めている。これは、機構の有する水管理の技術を活かした内容であり、「質の高いインフラ整備」の海外展開に貢献する取組である。令和5年度においては、国内企業へのヒアリング、対象国の政府機関との意見交換を行い、導入候補としての本邦気候変動対策技術の検討を進めた。令和6年度においては、前年度より引き続いていた実証計画（案）の作成を進め、対象国の政府関係機関との協議、合意を経て、計画として確定させた。また、同内容を含むミニッツ（協議議事録）の署名を取り交わした。併せて、本邦製品を導入した現地整備を終え、年度後半から現地での実証調査に着手した。水田メタン発生削減のための国際ワークショップ」に参加し、同課題解決に貢献する本事業の取組を紹介するとともに、関係機関との情報交換・意見交換を行うなど、社会課題の解決に対し貢献できるよう進めている。</p> <p>なお、インフラシステムの海外展開に当たっては、カーボンニュートラル実現、我が国の経済成長の実現、展開国の社会課題の解決及びSDGsの達成への貢献が期待されるダム再生事業の展開に取り組んだ。</p> <p>引き続き、令和7年度もこれらの取組を実施することにより、中期目標における所期の目標を達成できる見通しであることから、B評価とした。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>		
--	--	--	--	--	---	--	--

4 . その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1 - 2 - 1	ダム等建設業務		
業務に関連する政策・施策	政策目標 2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 6：水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条第1項1号及び第19条の2
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 （国民生活・経済にとって特に重要な7つの水資源開発水系において、閣議決定された水資源開発基本計画に基づき、水資源開発施設の新築やダム再生の取組等を行うことにより、用水の安定供給や洪水被害の防止・軽減等を可能とすることが極めて重要であるため。） 困難度：「高」 （複雑かつ高度な水利用が行われている7つの水資源開発水系において、目的の異なる広域的かつ複数の利水者や水源地域等の調整を行い、的確に事業進捗を図る必要があるため。 ダム等施設の新築やダムの機能を確保しながら整備を行うダム再生の取組については、高度な技術力を要するため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2. 主要な経年データ													
主要なアウトプット（アウトカム）情報							主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間最終年度値	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度		R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度		
思川開発事業進捗率（実績値）	-	71.2%	82.0%	85.9%	97.5%			予算額（千円）	35,839,981	32,185,275	47,175,743		
木曾川水系連絡導水路事業進捗率（実績値）	-	-	-	-	2.6%			決算額（千円）	34,468,302	30,098,853	35,706,215		
川上ダム建設事業進捗率（実績値）	令和4年度に事業を完了させる。	85.9%	100.0%	-	-			経常費用（千円）	770,819	806,044	516,108		
筑後川水系ダム群連携事業進捗率（実績値）	-	-	-	7.2%	8.4%			経常利益（千円）	-	-	-		
利根川河口堰大規模地震対策事業進捗率（実績値）	-	-	-	-	2.2%			行政コスト（千円）	770,819	806,044	516,108		
藤原・奈良俣ダム再編ダム再生（奈良俣ダム関係）事業進捗率（実績値）	令和4年度に事業を完了させる。	37.9%	100.0%	-	-			従事人員数	218	170	221		
早明浦ダム再生事業進捗率（実績値）	-	6.4%	11.1%	18.1%	32.2%								
旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業（実績値）	-	-	-	3.0%	5.8%								
寺内ダム再生事業（実績値）	-	-	-	3.0%	40.9%								

定量目標・藤原・奈良俣ダム再編ダム再生（奈良俣ダム関係）：令和4年度に事業を完了させる。

・川上ダム建設事業：令和4年度に事業を完了させる。

・第5期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業実施計画に基づく事業については、同計画に定める工期内に完了させる。

- 指標 ・ 思川開発事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（令和3年度実績71.1%）（令和8年度までに工事完成）
- ・ 早明浦ダム再生事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（令和3年度見込実績5.1%）（令和10年度までに事業完了）
  - ・ 第5期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業実施計画に基づく事業については、その進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行率）。

（注1）ダム等建設業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

（注2）従事人員数は、1月1日時点。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
(1) 計画的で的確な施設の整備 水需要の動向、事業の必要性、費用対効果、事業の進捗見込み等を踏まえ事業評価を行うとともに、用地補償も含まれた円滑な業務執行、事業に係る適正な要員配置、新技術の活用や工法の工夫、生産性の向上等によりコスト縮減等を図りつつ、計画的かつ的確な実施を図ること。 また、事業に付随する業務についても、的確に実施すること。	<p>中期目標を踏まえて、計画的で的確な施設の整備を行う。 このうち、藤原・奈良俣再編ダム再生事業(奈良俣ダム関係)及び川上ダム建設事業については令和4年度に事業を完了させる。(定量目標) また、思川開発事業については令和8年度までに工事を完成させ、利根川河口堰大規模地震対策事業については令和20年度まで、木曾川水系連絡導水路事業については令和18年度まで、早明浦ダム再生事業については令和10年度まで、旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業については令和13年度まで、筑後川水系ダム群連携事業については令和19年度まで、寺内ダム再生事業については令和11年度までに事業を完了させるよう計画に沿った整備を行う。 なお、新たに事業実施計画が認可された事業については速やかに事業に着手し、その進捗を図る。</p> <p>(1) 計画的で的確な施設の整備 別表2「ダム等事業」に掲げる4施設の改築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的かつ的確な事業執行を図る。丹生ダムについては、事業廃止に伴い追加的に必要となる工事等を実施する。 水需要の動向、事業の必要性、費用対効果、事業の進捗見込み等を踏まえ事業評価を行うとともに、用地補償も含</p>	<p>&lt;定量目標&gt; ・藤原・奈良俣ダム再編ダム再生事業(奈良俣ダム関係) 令和4年度に事業を完了させる。 ・川上ダム建設事業 令和4年度に事業を完了させる。</p> <p>&lt;指標&gt; ・思川開発事業進捗率 ・早明浦ダム再生事業進捗率 ・利根川河口堰大規模地震対策事業進捗率 ・筑後川水系ダム群連携事業進捗率 ・旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業進捗率 ・寺内ダム再生事業進捗率</p> <p>&lt;評価の視点&gt; ダム等の新築・改築事業の計画的かつ的確な事業執行を行っているか。 既設ダムの有効活用に向けた取組を推進しているか。 特定河川工事の代行(特定改築等工事に係るもの)を要請された場合に向けた準備を進めたか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(1) 計画的で的確な施設の整備 各ダム建設事業については、学識経験者等からなる委員会等において、コスト縮減や工程管理の観点から専門的知見に基づく助言等を得て、着実な事業進捗を図った。 ・ 思川開発事業は、導水路工事、送水路工事、付替道路工事、管理設備工事等を継続して実施した。ダム本体工事は、令和6年5月に南摩ダム堤体上流面の表面遮水壁(メインスラブ)のコンクリート打設が完了、令和6年9月に基礎処理が完了するなど工事を進捗させ、令和6年11月8日から試験湛水を開始した(事業進捗率:97.5%)。 ・ 木曾川水系連絡導水路事業は、継続的な調査を必要とする環境調査等を実施し、事業を進捗させた。(事業進捗率:2.6%)。 ・ 早明浦ダム再生事業は、令和5年4月に主要な工事(増設洪水吐き工事、増設放流設備工事、上流仮締切工事)を契約し放流設備3門増設等の工事に着手し、事業を進捗させた。(事業進捗率:32.2%)。 ・ 丹生ダムでは、事業廃止に伴い追加的に必要となる工事として、現県道の原形復旧等を行った。 ・ 旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業は、令和5年8月に護岸に係る詳細設計業務を契約し、耐震対策工法検討を進めるなど、事業を進捗させた(事業進捗率:7.8%)。 ・ 筑後川水系ダム群連携事業は、令和6年4月に詳細設計業務を契約し、導水施設の検討を進めるなど、事業を進捗させた(事業進捗率:8.4%)。 ・ 寺内ダム再生事業は、令和6年11月にゲート設備改造工事(詳細設計付)を契約し、同工事の詳細設計に着手するなど、事業を進捗させた(事業進捗率:40.9%)。 ・ 利根川河口堰大規模地震対策事業は、令和5年4月に詳細設計業務を契約し、土木構造物の耐震補強に関する検討を進めるなど、事業を進捗させた(事業進捗率:2.5%)。 ・ 思川開発事業については、事業評価(治水、利水)を実施し、国土交通省から「継続」とする対応方針が決定された。 ・ 早明浦ダム再生事業については、事業評価(治水)を実施し、国土交通省から「継続」とする対応方針が決定された。 ・ 木曾川水系連絡導水路事業については、事業評価(治水・利水)を実施し、それぞれ国土交通省及び経済産業省から「継続」とする対応方針が決定された。 木曾川水系連絡導水路事業については、令和6年度に「木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書(原案)」を作成し「令和6年度第1回中部地方整備局事業評価監視委員会」での審議の結果、「事業を継続する」とする機構の対応方針案が妥当であると判断され、「木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書」として国土交通省に提出した。その後国土交通省において開催された「社会資本整備審議会河川分科会事業評価小委員会(第18回)」での審議を踏まえ、国土交通省により「継続」とする対応方針が決定された。 事業費の縮減を図るため、計画(調査)・設計・施工・維持管理の段階毎に新技術の活用を検討するとともに</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定: B</p> <p>・ 各ダム建設事業については、学識経験者等からなる委員会等において、コスト縮減や工程管理の観点から専門的知見に基づく助言等を得て、着実な事業進捗を図った。 ・ 思川開発事業は、導水路工事、送水路工事、付替道路工事、管理設備工事等を継続して実施した。ダム本体工事は、令和6年5月に南摩ダム堤体上流面の表面遮水壁(メインスラブ)のコンクリート打設が完了、令和6年9月に基礎処理が完了するなど工事を進捗させ、令和6年11月8日から試験湛水を開始した(事業進捗率:97.5%)。 ・ 木曾川水系連絡導水路事業は、継続的な調査を必要とする環境調査等を実施し、事業を進捗させた。(事業進捗率:2.6%)。 ・ 早明浦ダム再生事業は、令和5年4月に主要な工事(増設洪水吐き工事、増設放流設備工事、上流仮締切工事)を契約し放流設備3門増設等の工事に着手し、事業を進捗させた。(事業進捗率:32.2%)。 ・ 丹生ダムでは、事業廃止に伴い追加的に必要となる工事として、現県道の原形復旧等を行った。 ・ 旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業は、令和5年8月に護岸に係る詳細設計業務を契約し、耐震対策工法検討を進めるなど、事業を進捗させた(事業進捗率:7.8%)。 ・ 筑後川水系ダム群連携事業は、令和6年4月に詳細設計業務を契約し、導水施設の検討を進めるなど、事業を進捗させた(事業進捗率:8.4%)。 ・ 寺内ダム再生事業は、令和6年11月にゲート設備改造工事(詳細設計付)を契約し、同工事の詳細設計に着手するなど、事業を進捗させた(事業進捗率:40.9%)。 ・ 利根川河口堰大規模地震対策事業は、令和5年4月に詳細設計業務を契約し、土木構造物の耐震補強に関する検討を進めるなど、事業を進捗させた(事業進捗率:2.5%)。 ・ 思川開発事業について</p>	<p>評定 B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt; 定量目標に掲げた藤原・奈良俣再編ダム再生事業及び川上ダム建設事業は、定量目標のとおり完了させた。 ・ 継続事業である思川開発事業及び早明浦ダム再生事業の2事業は、着実に事業の進捗を図った。 ・ 旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業、筑後川水系ダム群連携事業、寺内ダム再生事業及び利根川河口堰大規模地震対策事業の4事業に新規着手し、着実に事業の進捗を図った。 ・ 新技術の活用・DXの取組として、川上ダムでは、建設から管理へ円滑に移行するため、設計・施工データを付与した施工CIMをベースに管理CIMを構築し、各種観測記録等を一元管理し、可視化することで、管理の効率化・高度化を実現した。また、思川開発事業では、堤体盛立における層厚管理・転圧管理システムを導入した自動化施工による生産性の向上やWEBカメラを用いた施工状況監視システムによる監督業務の効率化等を実施した。 ・ 「遠隔臨場」を導入することで、立会に伴う移動時間の削減、調整時間の削減が可能となった。 ・ 思川開発事業においては、南摩ダム本体工事、導水路工事等の全工事で移動時間、調整時間等約1,150時間(約3割)の縮減がされ、生産性向上が図られた。</p>	

<p>工期の遅延やこれに伴うコスト増を回避するため、可能な範囲で特定事業先行調整費制度等を活用することにより、事業の計画的かつ的確な実施に努めること。</p> <p>なお、第5期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業実施計画に基づく事業については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第30条の規定に基づき、第5期中期計画に必要事項を記載し、主務大臣の認可を受けること。</p>	<p>めた円滑な業務執行、事業に係る適正な要員配置及びコスト縮減を図りつつ、計画的かつ的確に取り組むとともに、第三者の意見を求めるなど、事業費・工程の適正な管理を行う。</p> <p>また、災害等が発生した場合には、工期の遅延や事業費の増嵩を極力軽減する。</p> <p>事業費の縮減を図るため、新技術の活用、計画・設計・施工の最適化等に取り組む。</p> <p>特定事業先行調整費制度等を活用することにより、工期の遅延やこれに伴うコスト増を回避するとともに、財政負担の平準化を図り、事業の計画的かつ的確な実施に努める。</p> <p>当該中期目標の期間に完成を予定する思川開発事業の計画的かつ的確な実施を図るため、当該事業において特定事業先行調整費制度を活用する。</p> <p>特定事業先行調整費制度においては、機構法第21条第1項に規定する特定施設に係る国の交付金の一部に相当する資金を支弁する。</p> <p>なお、上記により支弁した資金については、当該事業の実施に要する費用を交付する者から交付を受け、期限までに、支弁した資金の回収を完了する。</p> <p>ダム等事業に直接関係する住民及び下流受益地の理解と協力を得て、水源地域対策特別措置法(昭和48年法律第118号)及び水源地域対策基金と相まって、関係者の生活再建対策を実施</p>	<p>CIMを活用した各段階のシームレス化に取り組んだ。</p> <p>川上ダム建設事業では、堤内構造物等の全面的なプレキャスト化(堤内型枠99.9%)を行い、施工の合理化・効率化を達成するとともに、熟練ダム技能者不足に対応した。併せて、施工機械の自動・自律運転システムや施工管理システム等を開発・導入した。また、設計、施工、維持管理の一貫したCIMを構築した。さらに、維持管理の効率化・高度化に向け、監査廊点検の効率化、カメラ画像情報による迅速・的確な状況把握及び判断ができる環境整備を目指し、自律飛行UAVによる監査廊点検の自動化に取り組んだ。</p> <p>思川開発事業では、南摩ダム本体建設工事の施工時において、発注時に参考資料として配付した3次元モデルのデータを活用して、従来の2次元図面では不明瞭であった複雑なフェイススラブの止水構造等の細部を確認し、必要な修正を行い施工した。山岳道路工事では、付替林道の路線計画の見直し(ショートカット)を行いコスト縮減を図ったほか、急峻で狭隘な現場条件での道路築造に新技術情報提供システム(NETIS)を利用して施工性、経済性に優れた工法を採用するなど設計・施工の最適化を図った。また、「南摩ダム本体建設工事におけるDX推進に関する協定書」を受注者と結び取組を実施した。さらに、管理CIMの構築に向け、建設段階で作成した調査・設計及び施工データについて、管理に必要な各種記録データの優先順位付けと取捨選択の実施と、Wi-Fiによる通信環境整備等、管理CIMの運用環境の整備を進めた。</p> <p>早明浦ダム再生事業では、施工時において3次元モデルのデータを活用して、増設放流管の立体的な配置、既設ダム堤体や現況地盤との位置関係を確認し、エレベータシャフト等の詳細設計を行った。増設洪水吐き工事において、4次元モデルを活用し、時系列の施工ステップによる工程や安全性の確認や、再生事業をわかりやすく説明するための広報資料の作成や、ICT施工として、掘削工において空中写真測量(UAV)を用いた出来形管理を行った。また、上流仮締切設備工事において、ガス回収装置を国内工事で初採用し、飽和潜水で使用するヘリウムガスをリサイクルすることで、その使用量を約4割に減らし、コスト縮減を図った。</p> <p>寺内ダム再生事業では、非常用洪水吐きゲート扉体の高上げにおいて、門柱の高上げの省略や扉体を3分割にするなど最適な設計を実施した。また、非常用洪水吐きゲートの扉体及び操作橋の材質を二相系ステンレス鋼にすることで、維持管理性能の向上及びライフサイクルコストの縮減を図った。</p> <p>このほか、思川開発事業と早明浦ダム再生事業では、専門家らで構成する検討会を事業進捗に応じて開催し、技術的課題の解決と経済性も考慮した設計・施工の最適化に取り組んだ。また、建設事業の各工事において試行的に「遠隔臨場」を導入することで、立会に伴う移動時間及び待ち時間の削減、調整時間の削減が可能となり、生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化を図っている。</p> <p>小石原川ダム建設事業において、特定事業先行調整費制度を活用して支弁した資金を計画どおり回収した。また、ダム建設調整費制度を活用し借入れた資金を計画どおり償還した。</p> <p>思川開発事業に特定事業先行調整費制度を活用し、工期の遅延やこれに伴うコスト増を回避するとともに、財政負担の平準化及び計画的かつ的確な事業の実施を図った。</p> <p>思川開発事業における水源地域の振興及び生活再建対策として、ダム建設に附帯する付替道路工事を実施した。また、丹生ダムにおいては、事業廃止に伴い実施する道路整備を基本協定に基づき滋賀県からの委託を受けて実施した。</p>	<p>は、事業評価(治水、利水)を実施し、国土交通省から「継続」とする対応方針が決定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早明浦ダム再生事業については、事業評価(治水)を実施し、国土交通省から「継続」とする対応方針が決定された。</li> <li>・ 木曾川水系連絡導水路事業については、事業評価(治水・利水)を実施し、それぞれ国土交通省及び経済産業省から「継続」とする対応方針が決定された。</li> <li>・ 木曾川水系連絡導水路事業については、令和6年度に「木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書(原案)」を作成し「令和6年度第1回中部地方整備局事業評価監視委員会」での審議の結果、「事業を継続する」とする機構の対応方針案が妥当であると判断され、「木曾川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書」として国土交通省に提出した。その後国土交通省において開催された「社会資本整備審議会河川分科会事業評価小委員会(第18回)」での審議を踏まえ、国土交通省により「継続」とする対応方針が決定された。</li> <li>・ 事業費の縮減を図るため、計画(調査)・設計・施工・維持管理の段階毎に新技術の活用を検討するとともにCIMを活用した各段階のシームレス化に取り組んだ。</li> </ul> <p>川上ダム建設事業では、堤内構造物等の全面的なプレキャスト化(堤内型枠99.9%)を行い、施工の合理化・効率化を達成するとともに、熟練ダム技能者不足に対応した。併せて、施工機械の自動・自律運転システムや施工管理システム等を開発・導入した。また、設計、施工、維持管理の一貫したCIMを構築した。さらに、維持管理の効率化・高度化に向け、監査廊点検の効率化、カメラ画像情報による迅速・的確な状況把握及び判断ができる環境整備を目指し、自律飛行UAVによる監査廊点検の自動化に取り組んだ。</p> <p>思川開発事業では、南摩ダム本体建設工事の施工時において、発注時に参考資料として配付した3次元モデルのデータを活用して、従来の2次元図面では不明瞭であった複雑なフェイススラブの止水構造等の細部を確認し、必要な修正を行い施工した。山岳道路工事では、付替林道の路線計画の見直し(ショートカット)を行いコスト縮減を図ったほか、急峻で狭隘な現場条</p>	<p>このように、ダム等建設業務について、新技術の活用やDXに取り組みながら工夫を凝らして事業の進捗を図っており、所期の目標の達成が見込まれることから、B評価とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>(特になし)</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>(外部有識者からの主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ CIMを活用した計画・設計・維持管理の各段階のシームレス化や新技術を活用した施工管理の高度化など、DXの推進に取り組みながら着実に事業進捗が図られていることは評価できる。</li> </ul>	
--	--	--	--	---	--

<p>(2) ダム再生の取組 「ダム再生ビジョン」を踏まえ、「3-1 水資源開発施設等の管理業務」の取組とあわせ、ダムの長寿命化や放流能力を強化する等高機能化のための施設改良、維持管理における効率化・高度化等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進すること。</p> <p>(3) 特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの） 都道府県等を技術的に支援するため、機構法第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの）の実施に向けた準備等を進めること。また、都道府県知事等から要請され、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図ること。</p>	<p>する。 事業に附帯する業務についても、的確な実施を図る。 事業の必要性や施工技術について、地域住民や関係機関等に対し積極的に情報発信を行う。</p> <p>(2) ダム再生の取組 「ダム再生ビジョン」(平成29年6月国土交通省)を踏まえ、「1-1 水資源開発施設等の管理業務」の取組とあわせ、ダムの長寿命化や放流能力を強化するなどの高機能化のための施設改良、維持管理における効率化・高度化等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進する。</p> <p>(3) 特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの） 機構法第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの）を都道府県知事等から要請された場合に向けた準備等を進める。また、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図る。</p>		<p>事業に附帯する業務として、丹生ダム建設事業廃止に伴う道路整備について、基本協定に基づく関係県からの委託を受けて道路拡幅の工事を的確に実施した。 各建設事業において、工事進捗説明会等を開催し、関係機関、地元住民等に対して、事業の必要性や施工技術について積極的な情報発信を行った。</p> <p>(2) ダム再生の取組 早明浦ダム再生事業では、放流設備3門増設等の工事に着手、旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業では、開閉装置や護岸耐震対策の設計に着手、寺内ダム再生事業では、利水容量77万m<sup>3</sup>を洪水調節容量に容量振替を行う手続きを進めているとともに、非常用洪水吐の改造工事を契約し、ゲートの製作に着手するなど事業を着実に進めた。また、令和6年度には利根川河口堰大規模地震対策事業に着手するなど、着実にダム再生の取組を進展させた。</p> <p>(3) 特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの） 第5期中期目標期間において、都道府県知事等からの要請に基づく特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）業務は生じなかった。なお、特定河川工事の代行要請に備え、全国都道府県ダム担当課長会議や支社局等を通じて都道府県等に情報提供した。</p>	<p>件での道路築造に新技術情報提供システム（NETIS）を利用して施工性、経済性に優れた工法を採用するなど設計・施工の最適化を図った。また、「南摩ダム本体建設工事におけるDX推進に関する協定書」を受注者と結び取組を実施した。さらに、管理CIMの構築に向け、建設段階で作成した調査・設計及び施工データについて、管理に必要な各種記録データの優先順位付けと取捨選択の実施と、Wi-Fiによる通信環境整備等、管理CIMの運用環境の整備を進めた。</p> <p>早明浦ダム再生事業では、施工時において3次元モデルのデータを活用して、増設放流管の立体的な配置、既設ダム堤体や現況地盤との位置関係を確認し、エレベータシャフト等の詳細設計を行った。増設洪水吐き工事において、4次元モデルを活用し、時系列の施工ステップによる工程や安全性の確認や、再生事業をわかりやすく説明するための広報資料の作成や、ICT施工として、掘削工において空中写真測量（UAV）を用いた出来形管理を行った。また、上流仮締切設備工事において、ガス回収装置を国内工事で初採用し、飽和潜水で使用するヘリウムガスをリサイクルすることで、その使用量を約4割に減らし、コスト縮減を図った。</p> <p>寺内ダム再生事業では、非常用洪水吐きゲート扉体の高上げにおいて、門柱の高上げの省略や扉体を3分割にするなど最適な設計を実施した。また、非常用洪水吐きゲートの扉体及び操作橋の材質を二相系ステンレス鋼にすることで、維持管理性能の向上及びライフサイクルコストの縮減を図った。</p> <p>このほか、思川開発事業と早明浦ダム再生事業では、専門家らで構成する検討会を事業進捗に応じて開催し、技術的課題の解決と経済性も考慮した設計・施工の最適化に取り組んだ。また、建設事業の各工事において試行的に「遠隔臨場」を導入することで、立会に伴う移動時間及び待ち時間の削減、調整時間の削減が可能となり、生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化を図っている。</p> <p>小石原川ダム建設事業において、特定事業先行調整費制度を活用して支弁した資金を計画どおり回収した。また、ダム建設調整費制度を活用し借入れた資金を計画どおり償還した。</p> <p>思川開発事業に特定事業</p>	
--	---	--	--	--	--

					<p>先行調整制度を活用し、工期の遅延やコスト増を回避するとともに、財政負担の平準化及び計画的かつ的確な事業の実施を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 思川開発事業における水源地域の振興及び生活再建対策として、ダム建設に付随する代替道路工事を実施した。また、丹生ダムにおいては、事業廃止に伴い実施する道路整備を基本協定に基づき滋賀県からの委託を受けて実施した。</li> <li>・ 事業に付随する業務として、丹生ダム建設事業廃止に伴う道路整備について、基本協定に基づき関係県、幅員の工事を受託して実施した。</li> <li>・ 各建設事業において、工事進捗説明会等を開催し、関係機関、地元住民等に對して、事業の必要性や施工技術について積極的な情報発信を行った。</li> <li>・ 早明浦ダム再生事業では、放流設備3門増設等の工事に着手、旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業は、開閉装置や護岸耐震対策の設計に着手、寺内容ダム再生事業では、利水容量77万m<sup>3</sup>を洪水調節容量に振り替えるとともに、非常用洪水吐の改造工事を契約し、ゲートの製作に着手するなど、事業を着実に進めた。また、令和6年度には利根川河口堰大規模地震対策事業に着手するなどを、着実にダム生の取組を進展させた。</li> <li>・ 第5期中期目標期間において、都道府県知事等からの要請に基づく特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）業務は生じなかった。なお、特定河川工事の代行要請に備え、全国都道府県ダム担当課長会議や支社局等を通じて都府等に情報提供した。</li> <li>・ 引き続き、令和7年度もこれらの取組を実施することにより、中期目標における所期の目標の水準を満たすことができる見通しであることから、B評定とした。</li> </ul> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>		
--	--	--	--	--	---	--	--

4 . その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1 - 2 - 2	用水路等建設業務		
業務に関連する政策・施策	政策目標 2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 6：水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	水資源機構法第12条第1項1号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 （国民生活・経済にとって特に重要な7つの水資源開発水系において、閣議決定された水資源開発基本計画に基づき、水資源開発施設等の改築等を行うことで、通水機能の回復、施設の長寿命化と耐震性の確保に努めることにより、用水の安定供給を可能とすることが極めて重要であるため。） 困難度：「高」 （複雑かつ高度な水利用が行われている7つの水資源開発水系において、広域的かつ複数の利水者に対して用水の適正配分、安定供給を実施するなど中立的で高い公共性が必要とされるなか、利水者ニーズを適時・適切に把握し、365日24時間、既存の用水を絶やすことなく継続的に供給しつつ、用水路等の改築事業を実施する必要があるため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2. 主要な経年データ													
主要なアウトプット（アウトカム）情報							主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		
利根導水路大規模地震対策事業進捗率（実績値）	令和5年度に事業を完了させる。	78.6%	92.1%	事業完了	-			予算額（千円）	17,736,949	15,809,189	14,860,218		
群馬用水施設改築事業進捗率（実績値）	-	-	-	-	2.8%			決算額（千円）	16,536,525	13,786,279	13,799,080		
成田用水施設改築事業進捗率（実績値）	-	14.2%	23.4%	34.8%	51.4%			経常費用（千円）	1,322,289	4,594,808	442,893		
豊川用水二期事業進捗率（実績値）	-	53.4%	63.0%	73.3%	79.4%			経常利益（千円）	-	-	-		
愛知用水三好支線水路緊急対策事業進捗率（実績値）	令和4年度に事業を完了させる。	96.0%	事業完了	-	-			行政コスト（千円）	1,322,289	4,594,808	442,893		
木曾川用水濃尾第二施設改築事業進捗率（実績値）	-	-	0.9%	5.4%	10.7%			従事人員数	169	150	163		
吉野下流域用水事業進捗率（実績値）	令和7年度に事業を完了させる。	-	-	99.6%	99.7%								
香川用水施設緊急対策事業進捗率（実績値）	令和6年度に事業を完了させる。	55.3%	86.8%	94.6%	事業完了								
筑後川下流用水総合対策事業進捗率（実績値）	-	-	-	0.8%	2.6%								
福岡導水路施設地震対策事業進捗率（実績値）	-	7.8%	15.7%	24.4%	34.4%								

- 定量目標 ・利根導水路大規模地震対策事業：令和5年度に事業を完了させる  
・愛知用水三好支線水路緊急対策事業：令和4年度に事業を完了させる  
・香川用水施設緊急対策事業：令和6年度に事業を完了させる  
・第5期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業実施計画に基づく事業については、同計画に定める工期内に完了させる。

- 指標 ・成田用水施設改築事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（令和3年度見込実績12.0%）（令和10年度までに事業完了）  
・豊川用水二期事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（令和3年度見込実績50.2%）（令和12年度までに事業完了）  
・福岡導水施設地震対策事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（令和3年度見込実績7.8%）（令和14年度までに事業完了）  
・第5期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業実施計画に基づく事業については、その進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行率）。

（注1）用水路等建設業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

（注2）従事人員数は、1月1日時点。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
<p>(1) 計画的で的確な施設の整備 水需要の動向、事業の必要性、費用対効果、事業の進捗見込み等を踏まえ事業評価を行うとともに、用地補償も含めた円滑な業務執行、事業に係る適正な要員配置、新技術の活用や工法の工夫、生産性の向上等によりコスト縮減等を図りつつ、計画的かつ的確な実施を図ること。 また、事業に附帯</p>	<p>中期目標を踏まえて、計画的で的確な施設の整備を行う。 このうち、利根導水路大規模地震対策事業については令和5年度、愛知用水三好支線水路緊急対策事業については令和4年度、香川用水施設緊急対策事業については令和6年度、吉野川下流域用水事業については令和7年度に事業を完了させる。(定量目標) また、群馬用水施設改築事業については令和12年度まで、成田用水施設改築事業については令和10年度まで、豊川用水二期事業については令和12年度まで、木曾川用水濃尾第二施設改築事業については令和18年度まで、筑後川下流用水総合対策事業については令和19年度まで、福岡導水施設地震対策事業については令和14年度までに事業を完了させるよう計画に沿った整備を行う。 なお、新たに事業実施計画が認可された事業については速やかに事業に着手し、その進捗を図る。</p>	<p>&lt;定量目標&gt; ・利根導水路大規模地震対策事業進捗率 令和5年度に事業を完了させる。 ・愛知用水三好支線水路緊急対策事業 令和4年度に事業を完了させる。 ・香川用水施設緊急対策事業 令和6年度に事業を完了させる。 ・吉野下流域用水事業 令和7年度に事業を完了させる。</p> <p>&lt;指標&gt; ・群馬用水施設改築事業進捗率 ・成田用水施設改築事業進捗率 ・豊川用水二期事業進捗率 ・木曾川用水濃尾第二施設改築事業進捗率 ・筑後下流用水総合対策事業進捗率 ・福岡導水施設地震対策事業進捗率</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 水路等の改築事業の計画的かつ的確な事業執行を行っているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; (1) 計画的で的確な施設の整備 計画的で的確な施設整備を推進するため、事業費・工程の適正な管理に努めコスト縮減を図りつつ、用水路等事業について、着実に事業を進捗させるとともに、ICTや新技術の活用、計画・設計・施工の最適化に取り組んだ。このうち、愛知用水三好支線水路緊急対策事業については、計画どおり令和4年度(一部原形復旧令和5年度完了)に、利根導水路大規模地震対策事業については、計画どおり令和5年度に、香川用水施設緊急対策事業については、計画どおり令和6年度に事業を完了させ、定量目標を達成した。 さらに、木曾川用水濃尾第二施設改築事業について令和4年度に、筑後川下流用水総合対策事業及び吉野川下流域用水事業について令和5年度に、群馬用水施設改築事業について令和6年度に事業実施計画の認可を受け、新たに事業に着手するなど、突発事故への緊急対策、早急な老朽化対策及び耐震対策等について計画的かつ的確に進捗させた。 また、豊川用水二期事業については、事業評価(再評価)を実施し、事業の継続性が確認され、筑後川下流用水総合対策事業及び群馬用水施設改築事業については、事業評価(事前評価)を実施し、事業採択された。 事業に附帯する業務として2件の耐震化工事及び機構施設の付け替え工事について、関係機関からの委託を受け、計画的かつ的確な実施を図った。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：A ・ 計画的で的確な施設整備を推進するため、事業費・工程の適正な管理に努めコスト縮減を図りつつ、用水路等事業について、着実に事業を進捗させるとともに、ICTや新技術の活用、計画・設計・施工の最適化に取り組んだ。このうち、愛知用水三好支線水路緊急対策事業については、計画どおり令和4年度(一部原形復旧令和5年度完了)に、利根導水路大規模地震対策事業については、計画どおり令和5年度に、香川用水施設緊急対策事業については、計画どおり令和6年度に事業を完了させ、定量目標を達成した。 さらに、木曾川用水濃尾第二施設改築事業について令和4年度に、筑後川下流用水総合対策事業及び吉野川下流域用水事業について令和5年度に、群馬用水施設改築事業について令和6年度に事業実施計画の認可を受け、新たに事業に着手するなど、突発事故への緊急対策、早急な老朽化対策及び耐震対策等について計画的かつ的確に進捗させた。 また、豊川用水二期事業については、事業評価(再評価)を実施し、事業の継続性が確認され、筑後川下流用水総合対策事業及び群馬用水施設改築事業については、事業評価(事前評価)を実施し、事業採択された。 事業に附帯する業務として2件の耐震化工事及び機構施設の付け替え工事について、関係機関からの委託を受け、計画的かつ的確な実施を図った。 引き続き、令和7年度もこれらの取組を実施することにより、困難度を高く設定した目標について、中期目標における所期の目標を達成できる見通しであることから、A評定とした。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>	<p>評定 A</p>	<p>&lt;評定に至った理由&gt; 定量目標に掲げた利根導水路大規模地震対策事業、愛知用水三好支線水路緊急対策事業及び香川用水施設緊急対策事業の3事業は、定量目標のとおり完了させた。 ・ 継続事業である成田用水施設改築事業、豊川用水二期事業及び福岡導水施設地震対策事業の3事業について、着実に事業の進捗を図った。 ・ 新規着手の群馬用水施設改築事業、木曾川用水濃尾第二施設改築事業及び筑後川下流用水総合対策事業の3事業並びに国から承継した吉野川下流域用水事業についても、着実に事業の進捗を図った。 ・ 工期遵守の取組として、利根導水路大規模地震対策事業では、事業最終年度において洪水が発生した場合、事業完了が困難となる可能性もあり、最終年度の工事を計画的に軽減し、前倒しで事業を進捗させて工期を遵守した。さらに、利根大堰の上屋工事を実施するにあたり、夜間施工により工事進捗を可能とすべく44の関係機関と事前調整を行い、夜間施工を可能とし、事業の進捗を図った。 ・ 香川用水施設緊急対策事業では、トンネル区間における鋼管挿入においてダクタイル鋳鉄管を採用することで、従来必要であった溶接による接合作業がボルト締めによる接合になり施工期間の短縮が可能であることから、施工計画を見直し、1年前倒しで工事を完了させることで事業工期の</p>

<p>する業務についても、的確に実施すること。</p> <p>なお、第5期中期目標期間に、機構法第13条の規定に基づき、新たに主務大臣の認可を受けた事業実施計画に基づく事業については、通則法第30条の規定に基づき、第5期中期計画に必要事項を記載し、主務大臣の認可を受けること。</p>	<p>な要員配置及びコスト縮減を図りつつ、水路等施設の長寿命化、耐震化を計画的かつ的確に取り組むとともに、事業費・工程の適正な管理を行う。</p> <p>また、災害等が発生した場合には、工期の遅延や事業費の増嵩を極力軽減する。</p> <p>事業費の縮減を図るため、新技術の活用、計画・設計・施工の最適化等に取り組む。</p> <p>事業に附帯する業務についても、機構が培ってきた改築技術を活用して、計画的かつ的確な実施を図る。</p> <p>改築事業の実施に当たっては、利水者ニーズを的確に把握し、通水に支障のない施工方法や調整池等を活用することにより、既存の用水を絶やすことなく継続的に供給しつつ、工事を実施する。</p> <p>改築事業の必要性や改築工事の技術について、地域住民や関係機関等に対し積極的に情報発信を行う。</p>				<p>遵守に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新技術の活用・DXの取組として、新技術や工法選定等の比較検討を行い、設計・施工の最適化に取り組んだ。香川用水施設緊急対策事業では、落橋防止装置の構造見直し、筑後川下流用水総合対策事業では、吐水槽補強工法の見直しを行うなど、コスト縮減を図るとともに、豊川用水二期事業及び福岡導水施設地震対策事業においては、長大水路トンネル坑内にWi-Fi設備を整備し、遠隔臨場による監督業務の効率化、骨伝導無線の導入等による現場環境の改善、安全管理の向上を図った。</li> </ul> <p>用水路等の建設業務の実施にあたっては、円滑な業務執行、新技術の活用や工法の工夫など、計画的かつ的確な事業の実施が認められた。</p> <p>以上を総合的に判断し、当該法人の業務向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると見込まれることから、A評定とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; (特になし)</p> <p>&lt;その他事項&gt; (外部有識者からの主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計・施工の最適化やDXを活用した監督業務の効率化を図りつつ、工夫を凝らして改築及び耐震補強を中心とした事業の着実かつ的確な実施は評価できる。特に利根大堰耐震補強工事や香川用水施設緊急対策事業の工期遵守の取組は高く評価できる。</li> <li>・老朽化や災害リスクの高い用水路等に対して、計画的な改築・対策事</li> </ul>	
--	---	--	--	--	--	--

						業が定量目標どおりに進められており、安定的な用水供給体制の維持という観点から高く評価できる。	
4. その他参考情報							
特になし。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2 - 1	業務運営の効率化		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
事業費(注1) (計画値)	今中期目標期間最終年度値 89,360,780千円	93,084,146千円	-	-	-			
事業費(注1) (実績値)	-	-	85,231,775千円	87,479,259千円	95,519,111千円			
上記縮減率(%)	今中期目標期間の最終年度値を前中期目標期間最終年度実績値(93,084,146千円)から4%以上縮減	-	(8.4%)	(6.0%)	(2.6%) <3.7%>			令和6年度の事業費は、消費税法の改正に伴う延払基準の特例廃止というやむを得ない特殊要因により、納付消費税額(約58億円)を計上したため、2.6%の増となったが、この特殊要因を除けば3.7%の縮減となる。
達成度	-	-	-	-	-			
一般管理費(注2) (計画値)	今中期目標期間最終年度値 800,687千円	834,049千円	-	-	-			
一般管理費(注2) (実績値)	-	-	830,390千円	819,285千円	805,959千円			
上記削減率(%)	今中期目標期間の最終年度値を前中期目標期間最終年度実績値(834,049千円)から4%以上削減	-	(0.4%)	(1.8%)	(3.4%)			
達成度	-	-	-	-	-			

(注1) 事業費については、新築・改築事業費を除く。

(注2) 一般管理費については、人件費、公租公課、高齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
<p>(1) 業務運営の効率化等 要員配置計画を作成し、重点的かつ効率的な組織整備及び機動的な組織運営を行うこと。また、災害等発生時のみならず、新型コロナウイルス感染症を前提とした「新たな日常」に適応し、本社・支社局等の機能維持、水資源開発施設等の適切な維持管理や建設事業を継続できる体制を整備すること。</p> <p>なお、組織体制については、引き続き支社局、事務所等を活用しつつ、事業の進捗状況等を踏まえて適正な規模となるよう、随時見直しを行うこと。</p> <p>機構は、中期目標管理型の独立行政法人であり、国からの運営費交付金によらず、治水事業のための国からの交付金や農業用水、工業用水、水道用水関係の国庫補助金、各種用水の利水者負担金等により運営している。</p> <p>こうしたことから、自主的・戦略的な業務運営を行い、最大限の成果を上げていくためには、業務運営の透明性を向上させるとともに、安定した組織運営体制を確保した上で、適切な事業監理を行うことにより、事業費については、新築・改築事業費を除き、第4期中期目標期間の最終年度(令和3年度)と第5期中期目標期間の最終年度(令和7年度)を比較して4%以上縮減すること。</p> <p>さらに、一般管理費(人件費、公租公</p>	<p>(1) 業務運営の効率化等 業務運営全体を通じて、以下の取組を実施することにより、効率的かつ経済的な業務運営を行う。</p> <p>機動的な組織運営を図るため、毎年度、要員配置計画を作成し、重点的かつ効率的な組織整備を行う。また、施設の朽朽化や新型コロナウイルス感染症を前提とした「新たな日常」に適応していくため、施設管理や建設事業を適切に実施するための組織体制を構築する。</p> <p>災害発生時の緊急対応等を含めた的確な施設管理や建設事業を円滑に実施していくため、引き続き支社局、事務所等を活用しつつ、事業の進捗状況等を踏まえ適正な組織体制となるよう、随時見直しを行う。</p> <p>国からの運営費交付金によらず、治水事業のための国からの交付金や都市用水及び農業用水関係の国庫補助金、各種用水の利水者負担金等により運営していることを踏まえ、自主的・戦略的な業務運営を行い、最大限の成果を上げていくため、業務運営の透明性を向上させるとともに、安定した組織運営体制を確保したうえで、適切な事業監理を行う。また、事業費については、新築・改築事業費を除き、第4期中期目標期間の最終年度(令和3年度)と第5期中期目標</p>	<p>&lt;年度計画達成目標&gt; ・事業費については、新築・改築事業費を除き、第4期中期目標期間の最終年度(令和3年度)と比較して、第5期中期目標期間の最終年度(令和7年度)までに4%以上縮減する。</p> <p>・一般管理費(人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、効率的な運用により第4期中期目標期間の最終年度(令和3年度)と比較して、第5期中期目標期間の最終年度(令和7年度)までに4%以上削減する。</p> <p>&lt;指標&gt; -</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 事業費の縮減、一般管理費の削減も含め、業務の効率的な運営が図られているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; (1)業務運営の効率化等 本社・支社局及び全事務所の要員配置計画を作成し、事業の諸課題対応を機動的に実施できる組織体制の構築等を踏まえ、施設管理や建設事業の遂行に必要な要員を配置した。</p> <p>人材育成、職員間のコミュニケーションが活性化するとともに、共通業務の集約化による業務の効率化・省力化や、防災対応時などで弾力的・機動的な人員配置を行うため、令和7年度から現場組織の再編(大括り化)を実施すべく、令和6年度に4カ所を対象として総合管理所化の試行をした。その中で顕在化した課題等については、本社関係部室長にて構成される総合管理所化コアメンバー会議で共有、分析、検討し、令和7年度からの総合管理所化(31事務所 18総合管理所)のスムーズな移行を進めた。</p> <p>令和6年度の事業費(新築・改築事業を除く。)については、適切な事業監理を行ったが、消費税法の改正に伴う延払基準の特例廃止というやむを得ない特殊要因により、納付消費税額(約58億円)を計上したため、第4期中期目標期間の最終年度(令和3年度)と比較して2.6%の増となった。この特殊要因を除けば第4期中期目標期間の最終年度(令和3年度)と比較して3.7%の縮減となり、第5期中期目標期間の最終年度(令和7年度)までに事業費を4%以上縮減する目標に対し、3年目(令和6年度)で3%以上縮減しており、目標達成に向けた適切な事業監理を行っていると考ええる。</p> <p>一般管理費については、厳しい財政状況や利水者の負担軽減の観点から、本社・支社局等において、電気・ガス等のエネルギー価格の上昇、その他の物価高騰がある中で、調達必要性、実施内容及び数量等を精査した執行を行い、令和6年度において第4期中期目標期間の最終年度(令和3年度)と比較して3.4%縮減したことから、第5期中期目標期間の最終年度(令和7年度)までに4%以上削減する目標に対し、3年目(令和6年度)で3%以上削減しており、目標の水準を達成していると考ええる。</p> <p>一方で、一般管理費の削減目標達成のために、情報処理機器費用の執行抑制による機器更新の先送りや、旅費の執行抑制による若手職員が現場へ出張し現地を見て意見交換する機会の減少等の課題が生じた。また、サイバー攻撃の多様化・高度化に対するセキュリティ強化、職員のITリテラシー向上のための研修・教育も必要となっている。そのため、令和7年度の一般管理費の執行にあたっては、これらの課題等の改善を優先する必要がある。業務推進発表会の開催や水資源機構カイゼン活動の取組により、業務の効率化に役立ち、横展開可能な取組を全社的に共有した。</p> <p>また、毎年度、理事長と支社局及び管内事務所長との意見交換を全支社局において実施するとともに、副理事長・理事と管内事務所職員との意見交換を半数の事務所において実施し、各職員の職務の重要性についての認識の向上を図った。</p> <p>事務系情報システムについて、大規模な障害なく適切に運用管理を行うことができた。また、人事システムや経理システムの更新および改造についても適切に実施した。その他にも、情報化利用規程の一部改正により、</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B</p> <p>・本社・支社局及び全事務所の要員配置計画を作成し、事業の諸課題対応を機動的に実施できる組織体制の構築等を踏まえ、施設管理や建設事業の遂行に必要な要員を配置した。</p> <p>人材育成、職員間のコミュニケーションが活性化するとともに、共通業務の集約化による業務の効率化・省力化や、防災対応時などで弾力的・機動的な人員配置を行うため、令和7年度から現場組織の再編(大括り化)を実施すべく、令和6年度に4カ所を対象として総合管理所化の試行をした。その中で顕在化した課題等については、本社関係部室長にて構成される総合管理所化コアメンバー会議で共有、分析、検討し、令和7年度からの総合管理所化(31事務所 18総合管理所)のスムーズな移行を進めた。</p> <p>令和6年度の事業費(新築・改築事業を除く。)については、適切な事業監理を行ったが、消費税法の改正に伴う延払基準の特例廃止というやむを得ない特殊要因により、納付消費税額(約58億円)を計上したため、第4期中期目標期間の最終年度(令和3年度)と比較して2.6%の増となった。この特殊要因を除けば第4期中期目標期間の最終年度(令和3年度)と比較して3.7%の縮減となり、第5期中期目標期間の最終年度(令和7年度)までに事業費を4%以上縮減する目標に対し、3年目(令和6年度)で3%以上縮減しており、目標達成に向けた適切な事業監理を行っていると考ええる。</p> <p>一般管理費については、厳しい財政状況や利水者の負担軽減の観点から、本社・支社局等において、電気・ガス等のエネルギー価格の上昇、その他の物価高騰がある中で、調達必要性、実施内容及び数量等を精査した執行を行い、令和6年度において第4期中期目標期間の最終年度(令和3年度)と比較して3.4%縮減したことから、第5期中期目標期間の最終年度(令和7年度)までに4%以上削減する目標に対し、3年目(令和6年度)で3%以上削減しており、目標の水準を達</p>	<p>評定 B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt; ・人材育成・職員間のコミュニケーションの活性化、共通業務の集約化・省力化、防災対応時等の弾力的・機動的な人員配置を行うため、現場組織の再編(大括り化)を実施、全現場組織における令和7年度からの総合管理所化の円滑な移行を進めた。</p> <p>・令和6年度の事業費は、消費税法の改正に伴う延払基準の特例廃止による納付消費税額を除いた場合、第4期中期目標期間の最終年度と比較して3.7%の縮減となり、目標達成(4%以上縮減)に向けた適切な事業監理に向け可能な限りの努力と工夫を行っている。</p> <p>・事業費・一般管理費の削減数値目標の達成を目指すあまり、DXの取組など将来に向けた投資を敬遠するような状況は、主務省としても憂慮すべき状況であると認識した。</p> <p>自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。所期の目標達成が見込まれることから、B評価とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; (特になし)</p> <p>&lt;その他事項&gt; (外部有識者からの主な意見) ・一般管理費の削減目標4%につい</p>	<p>評定</p>

<p>課、高年齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、効率的な運用により第4期中期目標期間の最終年度(令和3年度)と第5期中期目標期間の最終年度(令和7年度)を比較して4%以上削減すること。</p> <p>機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行うこと。</p> <p>(注1) PJMO: Project Management Office (プロジェクト推進組織)</p> <p>(注2) PMO: Portfolio Management Office (全体管理組織)</p> <p>(2) 調達の合理化 機構の行う契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切</p>	<p>期間の最終年度(令和7年度)を比較して4%以上削減する。</p> <p>さらに、一般管理費(人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、効率的な運用により第4期中期目標期間の最終年度(令和3年度)と第5期中期目標期間の最終年度(令和7年度)を比較して4%以上削減する。</p> <p>常日頃から職員の創意工夫を活かした業務改善への取組を促すとともに、役員が職員と密なコミュニケーションを図る。</p> <p>機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行う。</p> <p>(注1) PJMO: Project Management Office (プロジェクト推進組織)</p> <p>(注2) PMO: Portfolio Management Office (全体管理組織)</p> <p>(2) 調達の合理化 機構の行う契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適</p>	<p>PMO体制の整備等を行い、発注案件の仕様書確認など支援体制の強化に取り組んでいる。これらのことにより、システムの整備および管理の適切な実施を図っている。</p> <p>事務系情報システムについては、大規模な障害等の発生はなく、適切に運用管理を実施している。特に、人事システムについては、サーバ等機器更新などの整備を適切に実施した。</p> <p>また、PMOとして、事務系情報システムの適切な整備及び管理の支援のため、各システム改造等の発注案件の仕様書の確認などを実施した。</p> <p>令和4年9月7日独立行政法人水資源機構情報化利用規程の一部を改正し、機構における情報システムの整備及び管理を支援するため、特命審議役(IT担当)、特命審議役(IT担当)付、技術管理室技術管理課及び経営企画部計画課をPMOと位置づけ体制の整備を行った。</p> <p>(2) 調達の合理化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、副理事長を総括責任者として、本社契約担当部室を中心に調達等合理化に取り組む推進体制を整備し、加えて、外部有識者及び監事によって構成される契約監視委員会による監視(点検・見直し)等を活用した。</p> <p>「独立行政法人水資源機構調達等合理化計画」の策定・公表及び調達等合理化計画の実施状況の評価・公表を毎年度行った。</p> <p>また、契約手続については、一般競争入札等を原則としつつも、会計規程等において明確化された事由に該当する場合に限り随意契約によることができることとし、公正性・透明性を確保した合理的な調達を実施した。</p> <p>(3) 一般事務業務におけるDXの推進( ICT等の活用 ) 一般事務業務において、更なる生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化及び高度化を図るため、業務システムの高度化・多機能グループウェア整備・情報インフラの強化などの重点DXの取組を実施した。また、個別DXの取組方針に基づき、業務のデジタル化、デジタル環境の整備、デジタル人材の育成などの取組を推進し、アナログ業務の見直しや資料のデジタル化等を行った。</p>	<p>成していると考えられる。</p> <p>一方で、一般管理費の削減目標達成のために、情報処理機器費用の執行抑制による機器更新の先送りや、旅費の執行抑制による若手職員が現場へ出張し現地を見て意見交換する機会の減少等の課題が生じた。また、サイバー攻撃の多様化・高度化に対するセキュリティ強化、職員のITリテラシー向上のための研修・教育も必要となっている。そのため、令和7年度の一般管理費の執行にあたっては、これらの課題等の改善を優先する必要があり、削減目標を達成できない可能性がある。</p> <p>・業務推進発表会の開催や水資源機構カイゼン活動の取組により、業務の効率化に役立ち、横展開可能な取組を全社的に共有した。</p> <p>また、毎年度、理事長と支社局及び管内事務所長との意見交換を全支社局において実施するとともに、副理事長・理事と管内事務所職員との意見交換を半数の事務所において実施し、各職員の職務の重要性についての認識の向上を図った。</p> <p>・事務系情報システムについて、大規模な障害なく適切に運用管理を行うことができた。また、人事システムや経理システムの更新および改造についても適切に実施した。その他にも、情報化利用規程の一部改正により、PMO体制の整備等を行い、発注案件の仕様書確認など支援体制の強化に取り組んでいる。これらのことにより、システムの整備および管理の適切な実施を図っている。</p> <p>事務系情報システムについては、大規模な障害等の発生はなく、適切に運用管理を実施している。特に、人事システムについては、サーバ等機器更新などの整備を適切に実施した。</p> <p>また、PMOとして、事務系情報システムの適切な整備及び管理の支援のため、各システム改造等の発注案件の仕様書の確認などを実施した。</p> <p>令和4年9月7日独立行政法人水資源機構情報化利用規程の一部を改正し、機構における情報システムの整備及び管理を支援するため、特命審議役(IT担当)、特命審議役(IT担当)付、技術管理室技術管理課及び経営企画部計画課をPMOと位置づけ体制の整備を行った。</p> <p>・公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、副理事長を総括責任</p>	<p>では、削減を意識するあまり、将来に向けた投資までも削減することは国民の利益を損なうことであり、改善すべきではないか。</p> <p>・事業費については、長期的なライフサイクルコストを考慮して適切な時期に計画的に投資をすべきであり、今後、DXの取組も必要になってくるため、事業費はそのような要素も加味すべきではないか。</p> <p>・「特定施設等放流設備遠隔操作化計画」を策定し、その実装、試行に着手するとともに、併せて業務運営の効率化のため各施設の総合管理所化が進められている。取組を進めるにあたっては、危機的な災害や事故事象にも対処できるよう両者の仕組みにリダンダンシーを十分に持たせる配慮をしていただきたい。</p>	
--	--	--	---	--	--

<p>で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会による監視等を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行うこと。</p> <p>また、引き続き、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。</p> <p>(3) 一般事務業務におけるDXの推進（ICT等の活用） 水資源開発施設等の管理業務及び建設業務以外の一般事務業務においても、引き続きICTを積極的に活用するとともに、更なる生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化・高度化のためDXを推進すること。</p> <p>その際、デジタル社会形成基本法等に規定する「デジタル社会の形成に関する重点計画」等の政府の計画等に留意すること。</p>	<p>切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会による監視等を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。</p> <p>また、引き続き、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。</p> <p>(3) 一般事務業務におけるDXの推進（ICT等の活用） 「独立行政法人水資源機構DX推進プロジェクト」（以下「DX推進プロジェクト」という。）に基づき、一般事務業務において、更なる生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化及び高度化を図ることにより、国民・利水者への各種サービスの向上及びコスト縮減につなげる。</p>			<p>者として、本社契約担当部を中心に調達等合理化に取り組む推進体制を整備し、加えて、外部有識者及び監事によって構成される契約監視委員会による監視（点検・見直し）等を活用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「独立行政法人水資源機構調達等合理化計画」の策定・公表及び調達等合理化計画の実施状況の評価・公表を毎年度行った。</li> <li>また、契約手続については、一般競争入札等を原則としつつも、会計規程等において明確化された事由に該当する場合に限り随意契約によることができることとし、公正性・透明性を確保した合理的な調達を実施した。</li> <li>一般事務業務において、更なる生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化及び高度化を図るため、業務システムの高度化・多機能グループウェア整備・情報インフラの強化などの重点DXの取組を実施した。また、個別DXの取組方針に基づき、業務のデジタル化、デジタル環境の整備、デジタル人材の育成などの取組を推進し、アナログ業務の見直しや資料のデジタル化等を行った。</li> <li>引き続き、令和7年度もこれらの取組を実施することにより、中期目標における所期の目標を達成できる見通しであることから、B評価とした。ただし、一般管理費の削減目標は達成できない可能性がある。</li> </ul> <p>&lt;課題と対応&gt; 事業費・一般管理費の削減数値目標において、継続的に削減することを目指すあまり、職員の業務形態の変化に対する回避や、DX化など将来に向けた投資までも敬遠する風土が生まれつつあることから、数値的削減だけでなく、将来に向けた投資を伴う業務運営の向上・効率化も目指すようなことも必要になってきている。</p>	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報  
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3	予算、収支計画及び資金計画、短期借入金の限度額、不要財産の処分に関する計画、重要財産の譲渡計画、剰余金の使途		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
収入予算現額（計画値）	-	-	151,379百万円	159,435百万円	155,888百万円			-
収入決算額（実績値）	-	129,667百万円	133,145百万円	140,236百万円	135,385百万円			-
達成度	-	-	-	-	-			-
支出予算現額（計画値）	-	-	153,791百万円	153,354百万円	177,718百万円			-
支出決算額（実績値）	-	131,950百万円	135,188百万円	129,561百万円	143,368百万円			-
達成度	-	-	-	-	-			-
不要資産処分手続件数 （注2）[計画値]	-	-	-	-	-			年度計画 別表7 関係
不要資産処分手続件数 （注2）[実績値]	-	-	2 件	1 件	1 件			上段：全体（注3） 下段：年度計画 別表7 関係
達成度	-	-	-	-	-			-

（注1）収入予算現額及び支出予算現額は、前年度繰越額と予算額の合計である。

（注2）不要資産処分手続件数は、当該年度に処分手続を行った延べ件数である。

（注3）不要資産処分手続件数（実績値）の上段は、年度計画の別表7に掲上げた不要資産以外の不要資産の処分手続件数を含む件数である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
<p>第5期中期目標期間中に計画される事業量等に基づき、第5期中期計画の予算を作成し、適正な予算管理の下、効率的な予算執行による業務運営を行うこと。</p> <p>(1) 安定的かつ効率的な資金調達                      機構は、国からの運営費交付金によらず、治水事業のための交付金や農業用水、工業用水、水道用水関係の国庫補助金、各種用水の利水者負担金及び借入金等によって運営していることから、引き続き、水資源債券の発行に当たっては、投資家への情報発信を行うとともに、市場関係者等のニーズを踏まえながら、安定的かつ効率的な資金調達に努めること。</p> <p>(2) 適切な資産管理                      保有する資産については、山間部のダム等管理や災害等発生時の緊急対応等も含め、施設管理等に支障が出ることの無いよう留意しつつ保有の必要性について不断の見直しを行うこと。</p>	<p>3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画                      第5期中期目標期間中に計画される事業量等に基づき、中期計画の予算を作成し、適正な予算管理の下、効率的な予算執行による業務運営を行う。</p> <p>「1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置」、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置」で定めた事項、事業量等に基づいて中期計画の予算を作成し、当該予算による業務運営を行う。</p> <p>また、財務内容の透明性の確保、説明責任の徹底を図る。</p> <p>財務内容の透明性の確保と国民へのサービス向上を図るため、引き続き事業種別等により整理したセグメント情報を含む財務諸表等をウェブサイトに掲載するとともに、本社、支社局及び全事務所においても閲覧できるよう備え置くものとする。</p> <p>国からの運営費交付金によらず、治水事業のための交付金や都市用水及び農業用水関係の国庫補助金、各種用水の利水者負担金及び借入金等によって運営していることを踏まえ、市場を通じて業務運営の効率化へのインセンティブを高める等の観点から導入された財投機関債の円滑な発行のため、業務概要及び各年度決算の内容を盛り込んだ資料を作成し、機関投資家等向けの説明を行うとともに、ウェブサイトに掲載する等、引き続き業務運営の透明性を確保し、安定的かつ効</p>	<p>&lt; 定量目標 &gt; -</p> <p>&lt; 指標 &gt; -</p> <p>&lt; 評価の視点 &gt;                      適正な業務運営や資産管理を確保するものである。</p>	<p>&lt; 主要な業務実績 &gt;</p> <p>3. 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画                      中期目標期間中に計画される事業量等により作成した中期計画の予算、収支計画及び資金計画に基づいて適正に事業を実施するとともに、円滑な事業進捗を図った。</p> <p>財務内容の透明性の確保と説明責任の徹底を図るため、セグメント情報を含む財務諸表等に加え、財務諸表をわかりやすく解説した決算概要を併せてウェブサイトに掲載するとともに、本社・支社局及び全事務所においても閲覧できるように備え置いた。</p> <p>水資源債券発行については、機関投資家等を対象とした決算等説明会を開催するとともに、投資家への個別説明やセミナーの開催等のIR活動を積極的に展開し、ウェブサイトでは、業務概要や水資源債券に関する情報を広く周知するため、IR動画や債券発行に係る情報等を発信することで、業務運営の透明性を確保した。</p> <p>また、サステナビリティボンド(SDGs債)として水資源債券を継続発行し、機構事業の重要性及び財務状況の信頼性の高さから、信用格付がAA+で維持されていることに加え、ESG投資を好感する投資家からの需要もあり、引き続き安定的かつ効率的な資金調達となった。</p> <p>4. 短期借入金の限度額                      事業の進捗状況に応じた交付金の受入等適切な資金繰りにより、一時的な資金不足に対応するための短期借入を行う必要はなかった。</p> <p>5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画                      適切な資産管理を推進するため、独立行政法人通則法の規定に基づき保有資産の必要性について不断の見直しを行うため、資産管理等整理推進委員会を開催し、不要財産の処分等の状況について確認を行った。</p> <p>また、中期計画別表7以外に不要と判断した財産4件について、通則法の認可を受けて、売却手続きを行い処分するなど、適切な資産管理に取り組んだ。</p> <p>6. 5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画                      5に規定する財産以外の重要な財産について、譲渡等の必要は生じなかった。</p> <p>7. 剰余金の用途                      利水者等へのサービスの向上や機構の経営基盤の強化に資する業務に活用するため、令和4年度から令和6年度までの当期総利益の合計約100億円については、これを積立金として整理し、剰余金の用途について適正に取り組んだ。</p>	<p>&lt; 評価と根拠 &gt;                      評価：B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中期目標期間中に計画される事業量等により作成した中期計画の予算、収支計画及び資金計画に基づいて適正に事業を実施するとともに、円滑な事業進捗を図った。</li> <li>財務内容の透明性の確保と説明責任の徹底を図るため、セグメント情報を含む財務諸表等に加え、財務諸表をわかりやすく解説した決算概要を併せてウェブサイトに掲載するとともに、本社・支社局及び全事務所においても閲覧できるように備え置いた。</li> <li>水資源債券発行については、機関投資家等を対象とした決算等説明会を開催するとともに、投資家への個別説明やセミナーの開催等のIR活動を積極的に展開し、ウェブサイトでは、業務概要や水資源債券に関する情報を広く周知するため、IR動画や債券発行に係る情報等を発信することで、業務運営の透明性を確保した。</li> <li>また、サステナビリティボンド(SDGs債)として水資源債券を継続発行し、機構事業の重要性及び財務状況の信頼性の高さから、信用格付がAA+で維持されていることに加え、ESG投資を好感する投資家からの需要もあり、引き続き安定的かつ効率的な資金調達となった。</li> <li>事業の進捗状況に応じた交付金の受入等適切な資金繰りにより、一時的な資金不足に対応するための短期借入を行う必要はなかった。</li> <li>適切な資産管理を推進するため、独立行政法人通則法の規定に基づき保有資産の必要性について不断の見直しを行うため、資産管理等整理推進委員会を開催し、不要財産の処分等の状況について確認を行った。</li> <li>また、中期計画別表7以外に不要と判断した財産4件について、通則法の認可を受けて、売却手続きを行い処分するなど、適切な資産管理に取り組んだ。</li> <li>5に規定する財産以外の重要な財産について、譲渡等の必要は生じなかった。</li> <li>利水者等へのサービスの向上や機構の経営基盤の強化に資する業務に活用するため、令和4年度から令和</li> </ul>	<p>評価 B</p> <p>&lt; 評価に至った理由 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機構全体の保有資産の必要性について、不断の見直しを進めており、不要と判断した財産については、通則法に基づく処分を行うなど、適切な資産管理を実施した。</li> </ul> <p>自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。所期の目標達成が見込まれることから、B評価とした。</p> <p>&lt; 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 &gt;                      (特になし)</p> <p>&lt; その他事項 &gt;                      (外部有識者からの主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予算・収支・資金計画を適正に実施し、事業の円滑な進行を確保している点は、組織運営の健全性を示すものである。毎年度発行されている水資源債券がSDGs債として位置づけられ、信用格付AA+を維持していることは、事業の社会的意義と財務の信頼性の双方が高く評価されている証左であり、安定的かつ効率的な資金調達の実現に寄与していると評価できる。</li> </ul>	<p>評価 B</p>

	<p>率的な資金調達に努める。</p> <p>4．短期借入金の限度額 一時的な資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、単年度300億円とする。</p> <p>5．不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 保有財産については、適切な資産管理に取り組むとともに、その必要性について山間部のダム等管理や災害等発生時の緊急対応等も含め、施設管理等に支障が出ることはないよう留意しつつ、業務を確実に実施するうえで必要か否か検証し、必要がなくなったと認められる場合には、通則法に則り処分手続を行う。</p> <p>6．5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 5に規定する財産以外の重要な財産について、譲渡又は担保に供しようとするときは、通則法に則り処分手続を行う。</p> <p>7．剰余金の使途 剰余金の使途は、新築及び改築事業、管理業務等に係る国及び利水者の負担軽減を図るなど、利水者等へのサービスの向上や機構の経営基盤の強化に資する業務とする。</p>			<p>6年度までの当期総利益の合計約100億円については、これを積立金として整理し、剰余金の使途について適正に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、令和7年度もこれらの取組を実施することにより、中期目標における所期の目標を達成できる見通しであることから、B評価とした。</li> </ul> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>		
4．その他参考情報						
特になし						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4 - 1	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
監事監査の実施 (計画値) (注1)	-	-	26事務所	26事務所	26事務所			-
監事監査の実施 (実績値)	-	27事務所	26事務所	26事務所	26事務所			-
達成度	-	-	100%	100%	100%			-
特定調達物品等 調達率 (計画値)	R 4 年度 : 100%	-	100%	100%	100%			-
特定調達物品等 調達率 (実績値)	-	100%	100%	100%	100%			-
達成度	-	-	100%	100%	100%			-

(注1) 監事監査の実施の計画値は、監事監査計画に基づく。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
<p>理事長のリーダーシップの下、「4. 業務運営の効率化に関する事項」及び「5. 財務内容の改善に関する事項」に関する取組等を実施することに加え、法人文書管理の徹底による文書の紛失防止対策等適切なリスク管理や法令等の遵守等の取組を実施するとともに、監事監査等を通じて機構の業務の適正な運営を図り、会計経理の適正を確保することにより、内部統制システムの向上に努め、自主的・戦略的な業務運営及び適切なガバナンスを行うこと。</p> <p>また、「サイバーセキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)等の政府の方針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、保有する個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</p>	<p>理事長のリーダーシップの下、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」及び「3. 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画」に関する取組等を実施することに加え、法人文書管理の徹底による文書の紛失防止対策等適切なリスク管理や法令等の遵守等の取組を実施するとともに、監事監査等を通じて機構の業務の適正な運営を図り、会計経理の適正を確保することにより、内部統制システムの向上に努め、自主的・戦略的な業務運営及び適切なガバナンスを行う。</p> <p>また、「サイバーセキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)等の政府の方針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、保有する個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</p> <p>具体的には、機構が別途定める内部統制の基本方針に基づき内部統制の充実・強化を図り、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、「3. 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画」等の取組と併せ、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 適切なリスク管理 各職員が職務の重要性を認識し、業務の執行を阻害する要因をリスクとして捉え、リスク管理に関する基本規程に基づき適切なリスク管理を行う。</p> <p>(2) コンプライアンスの推進 適正な業務運営を図るため、コンプライアンスの更なる推進を図る。 毎年度、本社、支社局及び全事務所において法令遵守等に係る講習会・説明会</p>	<p>&lt; 定量目標 &gt;</p> <p>-</p> <p>&lt; 指標 &gt;</p> <p>-</p> <p>&lt; 評価の視点 &gt; リスク管理や法令等の遵守等の取組を通じて適切なガバナンスを行ったか。 適切な情報セキュリティ対策を推進したか。</p>	<p>&lt; 主要な業務実績 &gt;</p> <p>(1) 適切なリスク管理 リスク管理票等によるリスクの特定、リスクの評価、リスクに対する方策の検討及びモニタリングの実施のため、リスク管理委員会を適宜開催した。 新型コロナウイルス感染症に係る対策については、新型コロナウイルス感染症対策本部において、感染の状況や政府の動向を情報共有する等を行った。 PDCAサイクルによるリスク管理を推進し、潜在リスクを含むリスク管理の継続的な向上を図るため、本社・支社局及び全事務所において最重要、重要リスク及びその他のリスクについて6ヶ月に1回行うリスクモニタリングにより、リスクマップ、リスク管理票を更新し、現状のリスク管理方策の評価、重要度の位置付けや方策等の見直しを行った。 本社・支社局及び全事務所において、勉強会やリスクの共有等を通じて、更なる浸透を図った。 また、令和6年度にリスク管理手法の見直しを行い、令和7年度からリスクマップを廃止し、リスク管理手法の効率化を図るとともに、リスク管理モニタリングについて一般職員も含めて議論する場を設けることにより、職員全体のリスク管理に関する認識の更なる向上を図った。</p> <p>(2) コンプライアンスの推進 コンプライアンスの更なる推進を図るため、コンプライアンス推進月間を中心に本社・支社局及び全事務所での法令遵守等に係る講習会・説明会を開催するとともに、顧問弁護士による法令遵守研修を実施した。 また、内部統制の基本方針及び独立行政法人水資源機構倫理行動指針の更なる浸透・定着を図ることを目的として、内部研修を行うとともに、コンプライアンスアンケートを実施し、アンケート結果を解説付きで周知するなど、様々な取組を行った。なお、ハラスメント防止関係については、特に重点的に取り組んだ。 加えて、コンプライアンスの取組状況等の報告・審議のため倫理委員会を開催、コンプライアンス事例集の充実を図り機構内LANの掲示板により役員に周知するとともに、外部専門機関による法令遵守研修のWEB会議システムを活用した配信及び録画データの共有等を本社、支社局及び事務所における研修に活用するなど、コンプライアンス推進責任者の活動を支援した。</p> <p>(3) 業務執行及び組織管理・運営 原則として毎週役員会を開催し、業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について審議・報告を行った。さらに、役員会での審議・報告の結果について、支社長等及び本社部室長等に伝達し、機構内の情報共有を図った。</p> <p>(4) 業務成果の向上 中期計画等の進捗状況を年度当たり2回確認し、その結果を役員会にて報告するとともに、水資源機構アセットマネジメントシステム(AMS)を</p>	<p>&lt; 評価と根拠 &gt; 評価: B</p> <p>・ リスク管理票等によるリスクの特定、リスクの評価、リスクに対する方策の検討及びモニタリングの実施のため、リスク管理委員会を適宜開催した。 新型コロナウイルス感染症に係る対策については、新型コロナウイルス感染症対策本部において、感染の状況や政府の動向を情報共有する等を行った。 PDCAサイクルによるリスク管理を推進し、潜在リスクを含むリスク管理の継続的な向上を図るため、本社・支社局及び全事務所において最重要、重要リスク及びその他のリスクについて6ヶ月に1回行うリスクモニタリングにより、リスクマップ、リスク管理票を更新し、現状のリスク管理方策の評価、重要度の位置付けや方策等の見直しを行った。 本社・支社局及び全事務所において、勉強会やリスクの共有等を通じて、更なる浸透を図った。 また、令和6年度にリスク管理手法の見直しを行い、令和7年度からリスクマップを廃止し、リスク管理手法の効率化を図るとともに、リスク管理モニタリングについて一般職員も含めて議論する場を設けることにより、職員全体のリスク管理に関する認識の更なる向上を図った。</p> <p>・ コンプライアンスの更なる推進を図るため、コンプライアンス推進月間を中心に本社・支社局及び全事務所での法令遵守等に係る講習会・説明会を開催するとともに、顧問弁護士による法令遵守研修を実施した。 また、内部統制の基本方針及び独立行政法人水資源機構倫理行動指針の更なる浸透・定着を図ることを目的として、内部研修を行うとともに、コンプライアンスアンケートを実施し、アンケート結果を解説付きで周知するなど、様々な取組を行った。なお、ハラスメント防止関係については、特に重点的に取り組んだ。 加えて、コンプライアンスの取組状況等の報告・審議のため倫理委員会を開催、コンプライアンス事例集の充実を図り機構内LANの掲示板により役員に周知するとともに、外部専門機関による法令遵守研修のWEB会議システ</p>	<p>評価 B</p> <p>&lt; 評価に至った理由 &gt;</p> <p>・ 業務監査において、監事監査を令和4年度から令和6年度で77回実施するなど、監事が機構の幹部職員との意見交換を密に実施しながら適切に実施していることが認められた。</p> <p>自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。所期の目標達成が見込まれることから、B評価とした。</p> <p>&lt; 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 &gt;</p> <p>(特になし)</p> <p>&lt; その他事項 &gt;</p> <p>(外部有識者からの主な意見)</p> <p>・ リスク管理委員会の継続的な実施、法令遵守・情報セキュリティ対策の徹底、監査体制の活用などにより、組織全体の内部統制の強化が着実に進められている点は評価できる。</p>	<p>評価</p>

	<p>を実施する。また、内部研修においても、コンプライアンスの推進に関するプログラムを実施する。</p> <p>コンプライアンスの取組状況及び倫理に反する事案が生じた場合には、外部有識者及び理事長等から構成される倫理委員会を開催して、当該事案について報告・審議する。</p> <p>他組織も含めた有用な取組状況や過去の具体事例を含めたコンプライアンス事例集の充実を図ること等により、本社、支社局及び全事務所におけるコンプライアンス推進責任者の活動を支援する。また、当該事例集の役員への周知を図る。</p> <p>(3) 業務執行及び組織管理・運営 原則として毎週役員会を開催し、業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について審議・報告するとともに、必要に応じてその結果を機構内に伝達し、情報を共有する。</p> <p>(4) 業務成果の向上 中期計画等の進捗状況を年度当たり2回確認するとともに、「独立行政法人水資源機構アセットマネジメントシステム」を活用しつつ、PDCAサイクルの適切な運用を行い継続的な業務改善を図る。</p> <p>(5) 監事監査の実施 監事監査計画に基づき、本社、支社局及び各事務所において監事監査を受けるとともに、監事が必要と認める場合には、臨時監査の実施、弁護士や公認会計士との連携等により監事機能の万全な発現を図る。</p> <p>事業報告書(会計に関する部分に限る。)決算報告書等について、会計監査人による監査を受ける。</p> <p>(6) 入札契約制度の競争性・透明性の確保 適正な業務運営を図るため、入札契約制</p>	<p>活用してPDCAサイクルの適切な運用を行い、継続的な業務改善を図った。</p> <p>平成28年度にISO55001の認証を取得した「水資源機構アセットマネジメントシステム(AMS)」については、毎年度、第三者認証機関による審査を受けてきたが、その結果、機構が構築したアセットマネジメントシステムが組織的に機能し、また、継続的な改善が行われ定着していることが確認された。</p> <p>(5) 監事監査の実施 監事監査計画に基づき、本社、中部支社、関西・吉野川支社(淀川本部、吉野川本部) 筑後川局、総合技術センター及び事務所を対象に、監事による監査を延べ81回受けた。なお、臨時監査の実施、弁護士や公認会計士等との連携が必要となる事象は生じなかった。</p> <p>事業報告書(会計に関する部分に限る。) 決算報告書及び財務諸表について会計監査人による監査を受けた。</p> <p>(6) 入札契約制度の競争性・透明性の確保 入札契約制度の競争性・透明性を確保するため、一般競争入札方式を基本とした発注を推進した結果、令和6年度の一般競争入札の割合は、件数ベースで66.1%となった。</p> <p>契約監視委員会において、競争性のない随意契約及び一者応札案件について毎年度2回報告し点検を受けたほか、事前了承が必要な新規随意契約案件について、本社所管部室により審査を行った上、契約監視委員会の審議等を経て、真にやむを得ない案件のみ契約手続を実施するなど、随意契約の厳格な適用を図った。</p> <p>一者応札・一者応募となっている案件については、入札公告期間の延長や事業者向けのメールマガジンの配信による公告案内、地域要件等の入札参加条件等の緩和、準備期間の確保のための早期発注等の取組に加え、一者応札となった案件を分析し、同様の発注に際し要件緩和等を行うなど、一層の競争性の確保を図った結果、令和6年度の一般競争入札における一者応札の割合は、48.4%となった。</p> <p>入札・契約手続の一層の適正化を図るため、入札・契約手続の監査を受けるとともに、外部有識者で構成する入札等監視委員会を毎年度2回開催し、機構が発注する工事等に係る入札・契約手続及び補償契約に係る契約事務手続について監視・審査を受けた。</p> <p>(7) 談合防止対策の徹底 新任管理職研修等の内部研修において、入札談合等の防止に係る講義を実施するとともに、全国経理事務担当者会議等において、入札契約情報の厳格な管理の徹底や入札談合防止対策等についての説明を行い、コンプライアンスの推進、入札契約手続の見直し等による入札談合等に関する行為の防止対策の徹底を図った。</p> <p>(8) 情報セキュリティ対策の推進 情報セキュリティ対策を推進するため、ログ監視システムによる情報ネットワークの一括監視等を行うとともに、事務従事者を対象に情報セキュリティポリシー説明会、標的型攻撃メール訓練、情報セキュリティ自己点検及び情報セキュリティ</p>	<p>ムを活用した配信及び録画データの共有等を本社、支社局及び事務所における研修に活用するなど、コンプライアンス推進責任者の活動を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として毎週役員会を開催し、業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について審議・報告を行った。さらに、役員会での審議・報告の結果について、支社長等及び本社部室長等に伝達し、機構内の情報共有を図った。</li> <li>中期計画等の進捗状況を年度当たり2回確認し、その結果を役員会にて報告するとともに、水資源機構アセットマネジメントシステム(AMS)を活用してPDCAサイクルの適切な運用を行い、継続的な業務改善を図った。</li> </ul> <p>平成28年度にISO55001の認証を取得した「水資源機構アセットマネジメントシステム(AMS)」については、毎年度、第三者認証機関による審査を受けてきたが、その結果、機構が構築したアセットマネジメントシステムが組織的に機能し、また、継続的な改善が行われ定着していることが確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監事監査計画に基づき、本社、中部支社、関西・吉野川支社(淀川本部、吉野川本部) 筑後川局、総合技術センター及び事務所を対象に、監事による監査を延べ81回受けた。なお、臨時監査の実施、弁護士や公認会計士等との連携が必要となる事象は生じなかった。</li> <li>事業報告書(会計に関する部分に限る。) 決算報告書及び財務諸表について会計監査人による監査を受けた。</li> <li>入札契約制度の競争性・透明性を確保するため、一般競争入札方式を基本とした発注を推進した結果、令和6年度の一般競争入札の割合は、件数ベースで66.1%となった。</li> <li>契約監視委員会において、競争性のない随意契約及び一者応札案件について毎年度2回報告し点検を受けたほか、事前了承が必要な新規随意契約案件について、本社所管部室により審査を行った上、契約監視委員会の審議等を経て、真にやむを得ない案件のみ契約手続を実施するなど、随意契約の厳格な適用を図った。</li> <li>一者応札・一者応募となっている案件については、入札公告期間の延長や事業者向けのメールマガジンの配信による公告案内、地域要件等の入札参加条件等の緩和、準備期間の確保のための早期発注等の取組に加え、一者応札となった案件を分析し、同様の発注に際し要件緩和等</li> </ul>	
--	---	--	---	--

	<p>度の競争性・透明性を確保し、監事監査によるチェックを受けるとともに、外部有識者から構成される委員会により監視を行う。</p> <p>契約手続において、一般競争入札方式を基本とし、競争性・透明性の確保を図る。</p> <p>また、随意契約については、契約監視委員会の審議等を経て、真にやむを得ない案件のみとし、その厳格な適用を図る。一者応札・一者応募となっている案件については、更なる入札参加資格要件、契約条件等の見直しを行うなど、一層の競争性の確保を図る。</p> <p>入札・契約手続については、監事監査を受けるとともに、外部有識者から構成される入札等監視委員会等の監視・審査を受けることで、一層の適正化を図る。</p> <p>入札契約の結果等については、ウェブサイト等を通じて公表する。</p> <p>(7) 談合防止対策の徹底 コンプライアンスの推進、入札契約手続の見直し等により、入札談合等に関する行為の防止対策を徹底する。</p> <p>(8) 情報セキュリティ対策の推進 サイバーセキュリティ戦略等の政府の方針を踏まえ、引き続き、標的型攻撃メールや新型ウイルス等によるサイバー攻撃等の新たな脅威に迅速かつ的確に対応し、業務の継続性を確保するとともに、メール誤送信等による情報漏洩等発生を未然に防止するための対策の徹底や研修等を実施するほか、機構が保有する個人情報保護も含めた情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>(9) 法人文書管理の徹底・強化 文書管理体制の強化、電子決裁の運用、定期的な全職員向けの研修の実施等を通じて、法人文書の紛失防止対策を含め、法人</p>	<p>監査等を行うことで情報セキュリティ対策を推進した。</p> <p>なお、自己点検及びセキュリティ監査の結果により新たな対策が必要となる事項はなかった。</p> <p>(9) 法人文書管理の徹底・強化 毎年度、文書整理月間において、主任文書管理者の指導の下、文書管理者による重点的な点検を実施し、適切な文書管理を進めている。</p> <p>また、電子媒体における適切な管理について、全社に周知徹底を図った。</p> <p>全職員を対象に内閣府作成の公文書管理 e - ラーニング教材を活用した法人文書管理研修の実施等を通じて、法人文書管理の徹底・強化を図った。</p> <p>(10) 関連法人への再就職及び契約等の状況の公表 関連法人との間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、機構から関連法人への再就職の状況について、機構ウェブサイトで公表する等、情報の公開等の取組を進めた。</p> <p>なお、機構からの発注額が売上高の3分の1以上を占め、かつ、機構において役員を経験した者が再就職しているなどの関連法人との契約の状況については、令和5年度及び令和6年度にそれぞれ1件該当があり、ウェブサイトで公表した</p> <p>(11) 環境マネジメントシステム(W-EMS)の実施 本社・支社局及び全事務所において、機能の業務運営に即した独自の環境マネジメントシステム(W-EMS)を適切に運用し、環境保全の取組を着実に実施した。</p> <p>(12) 温室効果ガスの排出抑制 温室効果ガス排出抑制について、政府及び国土交通省による実行計画の策定を受けて、従来の計画を見直し、令和5年3月に「温室効果ガスの排出の削減等の計画」を策定し、計画に定めた温室効果ガス削減等の取組を推進した。また、省エネ・節電の取組とともに、施設管理用の水力発電設備や管理用太陽光発電設備による再生可能エネルギーを有効活用し、温室効果ガス排出の削減と抑制の取組を推進した。</p> <p>(13) 環境物品等の調達 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、各年度における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を作成し、これに沿って環境への負荷の少ない物品等を調達した。</p> <p>また、特定調達品目については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたものを100%調達した。</p> <p>公共工事においては、同基本方針に規定された資材、建築機械の使用等について、判断の基準等を満たしたものを100%調達した。</p>	<p>を行うなど、一層の競争性の確保を図った結果、令和6年度的一般競争入札における一者応札の割合は、48.4%となった。</p> <p>入札・契約手続の一層の適正化を図るため、入札・契約手続の監査を受けるとともに、外部有識者で構成する入札等監視委員会を毎年度2回開催し、機構が発注する工事等に係る入札・契約手続及び補償契約に係る契約事務手続について監視・審査を受けた。</p> <p>・ 新任管理職研修等の内部研修において、入札談合等の防止に係る講義を実施するとともに、全国経理事務担当者会議等において、入札契約情報の厳格な管理の徹底や入札談合防止対策等についての説明を行い、コンプライアンスの推進、入札契約手続の見直し等による入札談合等に關与する行為の防止対策の徹底を図った。</p> <p>・ 情報セキュリティ対策を推進するため、ログ監視システムによる情報ネットワークの一括監視等を行うとともに、事務従事者を対象に情報セキュリティポリシー説明会、標的型攻撃メール訓練、情報セキュリティ自己点検及び情報セキュリティ監査等を行うことで情報セキュリティ対策を推進した。</p> <p>なお、自己点検及びセキュリティ監査の結果により新たな対策が必要となる事項はなかった。</p> <p>・ 毎年度、文書整理月間において、主任文書管理者の指導の下、文書管理者による重点的な点検を実施し、適切な文書管理を進めている。</p> <p>また、電子媒体における適切な管理について、全社に周知徹底を図った。</p> <p>全職員を対象に内閣府作成の公文書管理 e - ラーニング教材を活用した法人文書管理研修の実施等を通じて、法人文書管理の徹底・強化を図った。</p> <p>・ 関連法人との間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、機構から関連法人への再就職の状況について、機構ウェブサイトで公表する等、情報の公開等の取組を進めた。</p> <p>なお、機構からの発注額が売上高の3分の1以上を占め、かつ、機構において役員を経験した者が再就職しているなどの関連法人との契約の状況については、令和5年度及び令和6年度にそれぞれ1件該当があり、ウェブサイトで公表した</p> <p>・ 本社・支社局及び全事務所において、機能の業務運営に即した独自の環境マネジメントシステム(W-EMS)を適切に運用し、環境保全の取組を</p>	
--	---	--	--	--

	<p>文書管理を徹底・強化する。</p> <p>(10) 関連法人への再就職、契約等の状況の公表        関連法人との間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、機構から関連法人への再就職の状況、関連法人との取引等の状況についての情報の公開等の取組を進める。</p> <p>(11) 環境マネジメントシステム（W-EMS）の実施        機構の業務運営に即した独自の環境マネジメントシステムにより、環境保全の取組を着実に実施する。</p> <p>(12) 温室効果ガスの排出抑制        地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、設備更新時に省エネ設備・機器の導入を行う等の「温室効果ガスの排出抑制等の計画」を策定し、温室効果ガスの排出抑制に向けた取組を推進する。</p> <p>(13) 環境物品等の調達        国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、毎年度、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、これに沿って環境負荷の少ない物品等を調達する。        また、特定調達品目については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたものを（特定調達物品等）を100%調達する。ただし、特定調達品目のうち、公共工事については、同基本方針に規定された目標に基づき、的確な調達を図る。</p>			<p>着実に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガス排出抑制について、政府及び国土交通省による実行計画の策定を受けて、従来の計画を見直し、令和5年3月に「温室効果ガスの排出の削減等の計画」を策定し、計画に定めた温室効果ガス削減等の取組を推進した。また、省エネ・節電の取組とともに、施設管理用の水力発電設備や管理用太陽光発電設備による再生可能エネルギーを有効活用し、温室効果ガス排出の削減と抑制の取組を推進した。</li> <li>「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、各年度における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を作成し、これに沿って環境への負荷の少ない物品等を調達した。</li> </ul> <p>また、特定調達品目については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたものを100%調達した。</p> <p>公共工事においては、同基本方針に規定された資材、建築機械の使用等について、判断の基準等を満たしたものを100%調達した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、令和7年度もこれらの取組を実施することにより、中期目標における所期の目標の水準を満たすことができる見通しであることから、B評定とした。</li> </ul> <p>&lt;課題と対応&gt;        特になし。</p>		
4. その他参考情報						
特になし						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4 - 2	他分野技術の活用も含めた技術力の維持・向上		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
大規模災害や事故等に対する水インフラの脆弱性や専門的技術を有する人員の不足とそれに付随する技術力の低下等の現状の課題を踏まえ、大学や研究機関等との連携を図り、他分野を含めた先進的技術や情報を積極的に採り入れること等に加え、既存の点検等技術の継承のための講習会やダム等の定期検査等を通じて検査員の養成を行うことや、技術資料や図書データの技術情報データベースへの登録を継続して行うこと等、機構の技術力の維持・向上に取り組むこと。また、開発した技術については特許取得や論文発表等の方法により、積極的に情報発信すること。	<p>大規模災害や事故等に対する水インフラの脆弱性や専門的技術を有する人員の不足とそれに付随する技術力の低下等の現状の課題を踏まえ、大学や研究機関等との連携を図り、他分野を含めた先進的技術や情報を積極的に採り入れること等により、機構の技術力の維持・向上に取り組む。また、開発した技術については特許取得や論文発表等の方法により、積極的に情報発信する。</p> <p>具体的には、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 施設・設備の新築・改築に係る技術の維持・向上 施設・設備の新築・改築に係る技術の維持・向上を図るため、施設の大規模改築、再開発技術及び耐震対策技術の体系的整理を行うとともに、他分野技術も含めた各種新技術の実用化に向けた情報収集及び検討を実施する。</p> <p>(2) 施設・設備の管理・運用に係る技術の維持・向上 施設・設備の管理・運用に係る技術の維持・向上に向け、ダムの点検・健全性評価技術の高度化・体系化、水路等施設の管理技術の向上のための情報収集及び検討を行う。</p> <p>ダム等施設において、ダムの安全管理を支援するため、ダムの点検・健全性評価技術の高度化・体系化を行い、情報共有システムを発展させる。</p> <p>水路等施設において、ICT等の技術を活用した管理支援システムを運用しつつ、引き続き、改良・機能拡充等の検討を行い、管理業務の更なる効率化・高度化を図る。</p> <p>(3) 用地補償技術の維持・向上 水資源開発施設等の管理及び整備に必要となる用地の取得、保全等を的確に実施</p>	<p>&lt;定量目標&gt;</p> <p>-</p> <p>&lt;指標&gt;</p> <p>-</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>他分野も含めた先進的な技術の活用や研究機関等との連携を進めているか。</p> <p>開発した技術については積極的に情報発信しているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(1) 施設・設備の新築・改築に係る技術の維持・向上 第5期中期目標期間において、利根川河口堰、旧吉野川河口堰、今切川河口堰及び筑後大堰の耐震性能照査を実施した。これら特定施設である河口堰の耐震性能照査結果をとりまとめるとともに課題を抽出した。 水路等施設については、施設の長寿命化に向けた課題を踏まえ、機能診断調査に関するICTを活用した新技術の導入等を検討し、自走式ロボットによる不可視箇所機能診断調査や、水中ドローン等を活用した通水状態での機能診断調査を実施した。また、効率的な調査・評価手法の構築に向けた検討を行うとともに取組結果について関係者との情報共有を図った。このことにより、技術の維持向上が図られた。</p> <p>(2) 施設・設備の管理・運用に係る技術の維持・向上 トモグラフィ法(弾性波・表面波)による非破壊調査手法の確立に向け、共同研究を実施している京都大学から助言を得つつ、寺内ダムオリフィスゲート室側壁、新宮ダムのゲート門柱、利根川河口堰門柱・堰柱で現地試験を行い、その有効性を実証した。 ロックフィルダムの安全性評価の支援の一環で、ロックフィルダムの浸透に関する挙動の安定性の定量的評価手法について、引き続き、ロックフィルダム管理所の現場に対して、この知見の周知を図りつつ、技術的助言を継続的に行った。 ダムの安全管理を支援するため、令和3年度から令和5年度までの間に実施した24ダムの定期検査における堤体挙動観測データをダム等挙動点検結果データベースに登録し、データベースの更新・充実を図った。また、それを活用して、安全管理支援を適切に行った。 水路等施設管理支援システムについては、令和2年10月から導入を開始しており、現在、水路系事務所全体(20地区)で運用を実施している。運用を進める中で課題等の情報収集を行い、通信環境が悪い状況でも巡視が可能となるようシステムの改良を行った。また、ストマネDBや機械設備、電気通信設備の設備情報から管理支援システムへの検索・表示を可能とする総合データベースシステムの構築について検討を行った。</p> <p>(3) 用地補償技術の維持・向上 既存の用地補償業務マニュアルの内容の見直しと編纂を行い、令和6年4月に用地業務の初心者及び未経験者向けの「用地実務必携」を発行し、研修等においてテキストとして活用した。 また、毎年、用地補償事例から得られた教訓を</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A</p> <p>・第5期中期目標期間において、利根川河口堰、旧吉野川河口堰、今切川河口堰及び筑後大堰の耐震性能照査を実施した。これら特定施設である河口堰の耐震性能照査結果をとりまとめるとともに課題を抽出した。 水路等施設については、施設の長寿命化に向けた課題を踏まえ、機能診断調査に関するICTを活用した新技術の導入等を検討し、自走式ロボットによる不可視箇所機能診断調査や、水中ドローン等を活用した通水状態での機能診断調査を実施した。また、効率的な調査・評価手法の構築に向けた検討を行うとともに取組結果について関係者との情報共有を図った。このことにより、技術の維持向上が図られた。</p> <p>・トモグラフィ法(弾性波・表面波)による非破壊調査手法の確立に向け、共同研究を実施している京都大学から助言を得つつ、寺内ダムオリフィスゲート室側壁、新宮ダムのゲート門柱、利根川河口堰門柱・堰柱で現地試験を行い、その有効性を実証した。 ロックフィルダムの安全性評価の支援の一環で、ロックフィルダムの浸透に関する挙動の安定性の定量的評価手法について、引き続き、ロックフィルダム管理所の現場に対して、この知見の周知を図りつつ、技術的助言を継続的に行った。 ダムの安全管理を支援するため、令和3年度から令和5年度までの間に実施した24ダムの定期検査における堤体挙動観測データをダム等挙動点検結果データベースに登録し、データベースの更新・充実を図った。また、それを活用して、安全管理支援を適切に行った。 水路等施設管理支援システムについては、令和2年10月から導入を開始しており、現在、水路系事務所全体(20地区)で運用を実施している。運用を進める中で課題等の情報収集を行い、通信環境が悪い状況でも巡視が可能となるようシステムの改良を行った。また、ストマネDBや機械設備、電気通信設備の設備情報から管理支援システムへの検索・表示を可能とする総合データベースシステムの構築について検討を行った。</p> <p>・既存の用地補償業務マニュアルの内容の見直しと編纂</p>	<p>評定 A</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>・新築・改築に係る取組として、24時間365日通水している水路等施設の長寿命化に向けた課題を踏まえ、ICTを活用した通水状態での効率的な調査手法の検討等を実施した。</p> <p>・管理・運用に係る取組として、令和3年度から令和5年度の24ダム分の堤体挙動観測データをデータベースに登録して充実させ、ダムの安全管理支援を実施した。</p> <p>・技術力の承継・発展のための取組として、令和4年度に管理技術の高度化をテーマとする「水資源機構技術4カ年計画」を策定し、技術力の維持向上を図った。</p> <p>・技術開発を通じて得た発明について、6件の特許権を取得するとともに、技術に関する論文等を国内外の学会、専門誌等に203題発表し、21題の論文が受賞するなど、高い評価を受けた。</p> <p>・令和4年度には第9回ものづくり日本大賞において「遮水性盛土の総合的な品質管理法」が品質管理に係る作業時間の短縮、リアルタイムでの品質確認が可能となったこと、国内外での盛土施工への展開が期待されることなどが評価され、内閣総理大臣賞を受賞した。さらに、南摩ダムの施工技術について、『国内初大規模ダムとしてコンクリート表面遮水壁型ロックフィルダム(CFRD)への挑戦～南摩ダ</p>	

<p>するため、作成した用地補償業務マニュアルを活用し人材育成を図るとともに、新たなノウハウや実践的な取組等を適時・適切に追加・更新し、用地管理に必要な用地補償技術の維持・向上を図る。</p> <p>(4) 技術力の継承・発展のための取組 経験豊富な職員が減少していく中で、「1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」を的確に実施することが重要であることから、管理・建設・一般事務も含めた技術力の継承・発展に取り組む。併せて、以下の取組を行うことにより、機構の有する高度な技術や災害時対応のノウハウ、関係機関との高度な協議・調整能力等の継承及びこれまで蓄積した技術情報の有効活用を図る。</p> <p>管理・建設技術の省力化・高度化、施設の長寿命化等の技術の研究・開発を目的とした「技術4カ年計画」を策定し、技術力の維持・向上を図る。</p> <p>技術開発を通じた発明・発見に当たる事案については、積極的に特許等の取得等による知的財産の蓄積・保全を図る。</p> <p>人材育成及び技術情報の共有の観点から、機構内において毎年度「技術研究発表会」を実施するとともに、現場を活用した現地研修会や専門技術等の研修を実施し、職員の技術力向上を図る。</p> <p>また、環境に対する意識と知識の向上を図るため、研修や環境学習会を開催する。</p> <p>機構の有する技術力の活用及び継承に向け、策定済みのマニュアル類に新たな知見や技術を適時追加して情報共有を図るとともに、経験豊富な職員の有する知識やノウハウを、組織として継承し、活用できるよう取り組む。</p> <p>引き続き、機構が</p>	<p>収集・整理し、昨今の情勢にあったカリキュラムを作成するなどして、用地担当者研修の内容を充実させた。</p> <p>外部研修については、国土交通大学校、農林水産省及び（一財）全国建設研修センターが実施する研修を積極的に活用することで、用地補償業務を担う人材の育成及び技術力の維持・向上を図った。</p> <p>以上の取組を通じて、事業用地の管理及び取得等を適切に実施するために必要となる用地補償技術の維持・向上を図った。</p> <p>(4) 技術力の継承・発展のための取組 管理技術の高度化（施設の長寿命化等の技術の研究・開発を含む）に関するテーマを重点プロジェクトとする「水資源機構技術4カ年計画」を策定し、調査・検討を行い、重点プロジェクトの実施に当たっては、技術管理委員会による審議を受けながら、成果の質的向上や効率的な実施に努め、技術力の維持・向上を図った。</p> <p>技術開発を通じての発明・発見に当たる事案3件の特許出願を行い、既に出願済みの事案も含め6件（分割出願2件を含む。）の特許を取得した。</p> <p>また、職員の環境に対する意識と知識の向上を図るため、本社・支社局及び各事務所において環境学習会等を開催した。</p> <p>機構業務に従事する職員が、日常業務の中で実施した試験、調査、計画、設計、施工、管理等に関する研究の報告及び創意工夫した内容の発表・提案を行い、機構技術の向上、開発、蓄積を図るとともに、機構職員の自己啓発と研究意欲の喚起及び技術情報発信の場とすることを目的として、機構内において毎年度「技術研究発表会」を開催した。</p> <p>技術力の広範な提供と積極的な情報発信を行うため、延べ203題の論文等を国内の学会、専門誌や国際会議等において発表し、発表した論文等のうち延べ21題が受賞するとともに、特筆すべき事例として、令和4年度は「遮水性盛土の総合的な品質管理法」が第9回ものづくり日本大賞において内閣総理大臣賞を、令和6年度は「国内初 大規模ダムとしてコンクリート表面遮水壁型ロックフィルダム（CFRD）への挑戦 ～南摩ダム～」が土木学会賞「技術賞（Iグループ）」を受賞するなど、機構の技術力に対する高い評価を得ることができた。</p> <p>技術の継承を目的に、最近完成したダムの知見を踏まえた内容になるよう、技術資料である「水を拓く」の編纂や「ダム設計指針（案）」の改訂に向けた作業を引き続き行った。</p> <p>加えて、「写真で見えるダム施工」の重力式コンクリートダム編に川上ダムの情報を追加、ロックフィルダム編に小石原川ダムの情報を追加し内容を再編集するとともに、デジタルブック化した。</p> <p>機構の有する技術力の活用及び継承に向け、これまでに策定したマニュアル類や検討結果について、LPWAを活用した分流水流量のデータ収集・管理、水路等施設の機能診断調査に関して水中ドロー</p>	<p>ム～』が、国内でのCFRD建設における指標としての技術確立と今度の技術活用が、技術の発展および地域社会の発展に寄与すると評価され、令和6年度土木学会技術賞〔グループ〕を受賞した。</p> <p>・土木関係研究所との技術情報の交換や、大学等との共同研究契約等を締結し、連携強化を図り、先進的技術を積極的に活用した。</p> <p>技術力の維持・向上に積極的に取り組み、開発した技術については特許取得や論文発表等の方法により情報発信し、高い評価を得ていると認められる。</p> <p>以上を総合的に判断し、当該法人の業務向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると見込まれることから、A評価とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; (特になし)</p> <p>&lt;その他事項&gt; (外部有識者からの主な意見) ・他分野技術の積極的な導入と研究開発体制の充実という両面で高く評価できる。自走式ロボットや水中ドローンを用いた通水下での調査技術の検討は、既存施設の点検精度と作業効率の向上に資する先進的な試みであり、長寿命化と予防保全において実用的意義が大きい。 ・大学との共同研究による解析手法の高度化や、用地実務必携の</p>	<p>を行い、令和6年4月に用地業務の初心者及び未経験者向けの「用地実務必携」を発行し、研修等においてテキストとして活用した。</p> <p>また、毎年、用地補償事例から得られた教訓を収集・整理し、昨今の情勢にあったカリキュラムを作成するなどして、用地担当者研修の内容を充実させた。</p> <p>外部研修については、国土交通大学校、農林水産省及び（一財）全国建設研修センターが実施する研修を積極的に活用することで、用地補償業務を担う人材の育成及び技術力の維持・向上を図った。</p> <p>以上の取組を通じて、事業用地の管理及び取得等を適切に実施するために必要となる用地補償技術の維持・向上を図った。</p> <p>管理技術の高度化（施設の長寿命化等の技術の研究・開発を含む）に関するテーマを重点プロジェクトとする「水資源機構技術4カ年計画」を策定し、調査・検討を行い、重点プロジェクトの実施に当たっては、技術管理委員会による審議を受けながら、成果の質的向上や効率的な実施に努め、技術力の維持・向上を図った。</p> <p>技術開発を通じての発明・発見に当たる事案3件の特許出願を行い、既に出願済みの事案も含め6件（分割出願2件を含む。）の特許を取得した。</p> <p>また、職員の環境に対する意識と知識の向上を図るため、本社・支社局及び各事務所において環境学習会等を開催した。</p> <p>機構業務に従事する職員が、日常業務の中で実施した試験、調査、計画、設計、施工、管理等に関する研究の報告及び創意工夫した内容の発表・提案を行い、機構技術の向上、開発、蓄積を図るとともに、機構職員の自己啓発と研究意欲の喚起及び技術情報発信の場とすることを目的として、機構内において毎年度「技術研究発表会」を開催した。</p> <p>技術力の広範な提供と積極的な情報発信を行うため、延べ203題の論文等を国内の学会、専門誌や国際会議等において発表し、発表した論文等のうち延べ21題が受賞するとともに、特筆すべき事例として、令和4年度は「遮水性盛土の総合的な品質管理法」が第9回ものづくり日本大賞において内閣総理大臣賞を、令和6年度は「国内初 大規模ダムとしてコンクリート表面遮水壁型ロックフィルダム（CFRD）への挑戦 ～南摩ダム～」が土木学会賞「技術賞（Iグループ）」を</p>	<p>ム～』が、国内でのCFRD建設における指標としての技術確立と今度の技術活用が、技術の発展および地域社会の発展に寄与すると評価され、令和6年度土木学会技術賞〔グループ〕を受賞した。</p> <p>・土木関係研究所との技術情報の交換や、大学等との共同研究契約等を締結し、連携強化を図り、先進的技術を積極的に活用した。</p> <p>技術力の維持・向上に積極的に取り組み、開発した技術については特許取得や論文発表等の方法により情報発信し、高い評価を得ていると認められる。</p> <p>以上を総合的に判断し、当該法人の業務向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると見込まれることから、A評価とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; (特になし)</p> <p>&lt;その他事項&gt; (外部有識者からの主な意見) ・他分野技術の積極的な導入と研究開発体制の充実という両面で高く評価できる。自走式ロボットや水中ドローンを用いた通水下での調査技術の検討は、既存施設の点検精度と作業効率の向上に資する先進的な試みであり、長寿命化と予防保全において実用的意義が大きい。 ・大学との共同研究による解析手法の高度化や、用地実務必携の</p>	
---	--	---	--	---	--

	<p>有する知識・経験や技術を集約する技術情報データベースにデータの蓄積を行い、技術の普及及び継承を図る。</p> <p>技術研究発表会における優秀な論文を始めとして技術に関する論文等を国内外の学会、専門誌等に発表するとともに、積極的に情報発信を行う。</p> <p>気候変動等の外力の変化や施設の老朽化等に適切に対応するため、ダム等施設の機能の向上に努めるとともに、それを支える技術の継承・発展のため、これまで機構が培ってきた技術力と経験を繋ぐ人材育成システムの構築を進め、既存技術と新技術を融合させることにより、その能力を更に発展・向上させ、将来に向けてダム管理体制の強化を図る。</p> <p>(5) 他分野技術も含めた先進的技術の積極的活用</p> <p>大規模災害や事故等に対する水インフラの脆弱性や専門技術を有する人員の不足とそれに付随する技術力の低下等の現状の課題に対応していくため、大学や研究機関等との連携により、他分野を含めた先進的技術を積極的に採り入れ、機構の技術力の積極的な維持・向上を図る。</p>		<p>ーン等による新技術を活用した機能診断調査を行った際に得た知識やノウハウを機構内LANの掲示板に掲示することで組織として継承し、活用できるよう取り組んだ。</p> <p>各事務所から新たに提供された技術資料、および、図書データなどを技術情報データベースに登録・蓄積するとともに、これらを技術情報提供システムにて職員に提供することで、技術の普及及び継承を図った。</p> <p>技術継承を目的とした「建設経験者の意見を聞く会」の開催や防災操作に関する勉強会、ダム操作訓練シミュレータを活用したダム防災操作訓練や統合ダム防災支援システム(ダム群連携最適操作支援システム)の運用により、ダムの防災操作、事前放流、特別防災操作等の高度なダムの操作判断をできる人材を育成するとともに、AIによる分布型パラメータの自動最適化システムの現場への導入や、河川巡視にAIカメラを活用する取り組みを進めるなど、将来に向けての持続的なダム管理体制の強化を図った。</p> <p>(5) 他分野技術も含めた先進的技術の積極的活用</p> <p>機構の技術力の積極的な維持・向上に資するため、土木関係研究所長連絡会における研究機関等との技術情報・意見の交換や、国土技術政策総合研究所、(国研)土木研究所、(国研)防災科学研究所、(国研)農業・食料産業技術総合研究機構農村工学研究部門との技術交流会等により、各研究機関との連携推進及び連携強化を図った。</p> <p>また、先進的技術の積極的活用を図るべく、大学、(国研)農業・食品産業技術総合研究機構など5機関と共同研究契約及び包括連携協定等を締結し、共同研究等を行った。</p>	<p>受賞するなど、機構の技術力に対する高い評価を得ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技術の継承を目的に、最近完成したダムの知見を踏まえた内容になるよう、技術資料である「水を拓く」の編纂や「ダム設計指針(案)」の改訂に向けた作業を引き続き行った。</li> <li>加えて、「写真で見るダム施工」の重力式コンクリートダム編に川上ダムの情報を追加、ロックフィルダム編に小石原川ダムの情報を追加し内容を再編集するとともに、デジタルブック化した。</li> <li>機構の有する技術力の活用及び継承に向け、これまでに策定したマニュアル類や検討結果について、LPWAを活用した分土工流量のデータ収集・管理、水路等施設の機能診断調査に関して水中ドローン等による新技術を活用した機能診断調査を行った際に得た知識やノウハウを機構内LANの掲示板に掲示することで組織として継承し、活用できるよう取り組んだ。</li> <li>各事務所から新たに提供された技術資料、および、図書データなどを技術情報データベースに登録・蓄積するとともに、これらを技術情報提供システムにて職員に提供することで、技術の普及及び継承を図った。</li> <li>技術継承を目的とした「建設経験者の意見を聞く会」の開催や防災操作に関する勉強会、ダム操作訓練シミュレータを活用したダム防災操作訓練や統合ダム防災支援システム(ダム群連携最適操作支援システム)の運用により、ダムの防災操作、事前放流、特別防災操作等の高度なダムの操作判断をできる人材を育成するとともに、AIによる分布型パラメータの自動最適化システムの現場への導入や、河川巡視にAIカメラを活用する取り組みを進めるなど、将来に向けての持続的なダム管理体制の強化を図った。</li> <li>機構の技術力の積極的な維持・向上に資するため、土木関係研究所長連絡会における研究機関等との技術情報・意見の交換や、国土技術政策総合研究所、(国研)土木研究所、(国研)防災科学研究所、(国研)農業・食料産業技術総合研究機構農村工学研究部門との技術交流会等により、各研究機関との連携推進及び連携強化を図った。</li> <li>また、先進的技術の積極的活用を図るべく、大学、(国研)農業・食品産業技術総合研究機構など5機関と共同研究契約及び包括連携協定等を締結し、共同研究等を行った。</li> <li>引き続き、令和7年度もこ</li> </ul>	<p>整備による技術伝承の取組も、組織内外での技術力の強化につながっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特許取得や学会発表、受賞実績、他機関との連携による共同研究の推進なども、機構の技術的信頼性と対外的プレゼンスを高めており、知的財産の創出と社会的評価の両立が図られている点で注目に値する。</li> </ul>	
--	---	--	--	--	--	--

					<p>これらの取組を実施することにより、中期目標における所期の目標の水準を上回る成果が得られる見通しであることから、A評定とした。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>		
4. その他参考情報							
特になし。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4 - 3	機構の技術力を活かした支援等		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
アスファルト・コンクリート塊 (再資源化率)	各年度：99%以上	100%	100%	100%	100%	100%		-
コンクリート塊 (再資源化率)	各年度：99%以上	100%	100%	100%	100%	100%		-
建設発生木材 (再資源化・縮減率)	各年度：97%以上	100%	100%	100%	99%			-
建設汚泥 (再資源化・縮減率)	各年度：95%以上	100%	100%	98%	100%			-
建設混合廃棄物 (排出率)	各年度：排出率3.0%以下	1.3% 99% (注1)	1.1%	0.8%	0.8%			-
建設廃棄物全体 (再資源化・縮減率)	各年度：98%以上	100%	100%	98%	99%			-
建設発生土 (建設発生土有効利用率)	各年度：80%以上	93%	100%	100%	95%			-

(注1) 再資源化・縮減率

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
<p>(1) 機構の技術力を活かした支援 機構が培った水インフラに係る技術力を活用して、国内外の機関等への技術支援を行うこと。 また、これらの支援や水資源管理を担う海外の機関と水資源に関する技術情報及び知識を共有するなどにより得られた知見を機構の技術力の維持向上に還元すること。特に、水インフラに携わる人員不足等による技術力の低下が懸念されている地方公共団体等に対する積極的な技術支援を行うこと。併せて、利水・治水に係る取組全体に関して機構が有するノウハウを、分かりやすく取りまとめ地方公共団体等へ提供していくこと。 さらに、調査、設計及び研修等並びに施設の工事及び管理を受託した場合には、その適切な実施を図ること。</p>	<p>機構が培った水インフラに係る技術力を活用して、国内外の機関等への技術支援を行う。併せて、機構が有する経験やノウハウ、DX推進プロジェクトにより得られた知見を分かりやすく取りまとめ、地方公共団体等へ提供するとともに連携強化を図る。 また、これらの支援を通じて得られた知見を機構の技術力の維持・向上に還元する。 具体的には、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 国内の他機関に対する技術支援 機構が培ってきた技術力を活用し、国、地方公共団体等に対し技術支援を行うことを通じて社会に貢献する。 調査、測量、設計、試験、研究及び研修並びに施設の工事及び管理を受託した場合には、機構が有する知識・経験や技術等を積極的に活用し、適切な実施を図る。 国、地方公共団体等から積算、施工監理業務等の発注者支援業務等について要請があった場合には、機構が培った技術力を活用し、適切に支援を行う。 利水者や地方公共団体の職員等を対象に、機構の有する技術や機構管理施設を活用した現地見学会、施設管理、水管理やダム防災操作等に関わる研修等を開催する。併せて、機構が有する経験やノウハウを分かりやすく取りまとめ、地方</p>	<p>&lt; 定量目標 &gt; -</p> <p>&lt; 指標 &gt; -</p> <p>&lt; 評価の視点 &gt; 機構の技術力等を活用し国内外の機関等へ技術支援を行っているか。 機構の有する経験や知見をまとめ、提供すると共に連携強化を図ったか。</p>	<p>&lt; 主要な業務実績 &gt;</p> <p>(1) 国内の他機関に対する技術支援 調査、測量、設計、試験、研究及び研修並びに施設の工事及び管理を受託し、これまで機構が培ってきた施設の建設・管理等に係る知識・経験や技術等を積極的に活用して適切に実施した。 総合技術センターにおいては、国・地方公共団体等から技術支援業務を11件、ダム本体等工事の積算資料評価業務、施工監理業務等の発注者支援業務を37件受託し、これまで機構が培った知識・経験や技術力等を積極的に活用し、適切に支援等を行った。 利水者や地方公共団体の職員等を対象に、本体工事を実施中の南摩ダム(思川開発) 早明浦ダム再生事業のほか、試験湛水中の川上ダム等において、現場を活用した現地見学会を延べ502回開催するとともに、水路等管理業務では、施設機能診断調査の機会や施工現場を活用した現地見学会を延べ23回開催した。 利水者、地方公共団体等を対象とした研修や講演、情報交換において、水路施設のDX推進プロジェクト等において得た経験や知見を分かりやすくとりまとめ提供することにより、人材育成支援を行った。</p> <p>(2) 国際協力の推進 令和4年度から令和6年度においては、令和5年3月及び同年10月に、インドネシア政府機関と共同で、オンラインセミナー(NARBOウェビナー)を開催し、同セミナーにはそれぞれ約600名の参加があり、主に最近の洪水対策、施設整備に係る話題について、ベトナム、バングラデシュ、パキスタン、インドネシア及び日本からプレゼンテーションを行うなど、NARBOメンバー機関間で情報共有を行った。 令和6年5月にインドネシア国バリで開催されたWWF10において、水災害に対するインフラ整備の重要性をテーマとしたセッションを主催し、海外の実務者や研究者との間で議論を深めるとともに、実務レベルでの情報交換、展示会場における機構の事業に係る動画の紹介等を通じて、海外の水資源に関する知識や技術情報を収集・発信した。 また、WWF10の機会を利用して、NARBOの第7回総会を開催し、これまで蓄積してきた水資源の開発・利用に関するノウハウを共有し、NARBO内での連携強化の必要性について発信するとともに、第4回NARBOウェビナーを開催し、ダムの運用改善や再生事業による水災害リスクの軽減や水力発電の強化について、情報共有を図った。 令和6年2月には、ウクライナ復興庁との間で「ウクライナのダム修復の推進及び協力関係の継続に係る覚書」を交換し、同覚書は、同日に東京で開催された「日・ウクライナ経済復興推進会議」において、岸田首相やウクライナのシュミハリ首相をはじめとする両国の政府関係者や民間企業の方々の立ち会いのもと披露された。 JICAを通じて、バングラデシュ国に長期専門家1名を派遣しており、派遣された職員は、派遣先における現状や課題、技術情報を把握・収集するとともに、同国における河川構造物の運用や、維持管理に対する技術的助言などの技術協力を実施し、その成果に</p>	<p>&lt; 評定と根拠 &gt; 評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査、測量、設計、試験、研究及び研修並びに施設の工事及び管理を受託し、これまで機構が培ってきた施設の建設・管理等に係る知識・経験や技術等を積極的に活用して適切に実施した。 総合技術センターにおいては、国・地方公共団体等から技術支援業務を11件、ダム本体等工事の積算資料評価業務、施工監理業務等の発注者支援業務を37件受託し、これまで機構が培った知識・経験や技術力等を積極的に活用し、適切に支援等を行った。</li> <li>利水者や地方公共団体の職員等を対象に、本体工事を実施中の南摩ダム(思川開発)、早明浦ダム再生事業のほか、試験湛水中の川上ダム等において、現場を活用した現地見学会を延べ502回開催するとともに、水路等管理業務では、施設機能診断調査の機会や施工現場を活用した現地見学会を延べ23回開催した。</li> <li>利水者、地方公共団体等を対象とした研修や講演、情報交換において、水路施設のDX推進プロジェクト等において得た経験や知見を分かりやすくとりまとめ提供することにより、人材育成支援を行った。</li> <li>令和4年度から令和6年度においては、令和5年3月及び同年10月に、インドネシア政府機関と共同で、オンラインセミナー(NARBOウェビナー)を開催し、同セミナーにはそれぞれ約600名の参加があり、主に最近の洪水対策、施設整備に係る話題について、ベトナム、バングラデシュ、パキスタン、インドネシア及び日本からプレゼンテーションを行うなど、NARBOメンバー機関間で情報共有を行った。</li> <li>令和6年5月にインドネシア国バリで開催されたWWF10において、水災害に対するインフラ整備の重要性をテーマとしたセッションを主催し、海外の実務者や研究者との間で議論を深めるとともに、実務レベルでの情報交換、展示会場における機構の事業に係る動画の紹介等を通じて、海外の水資源に関する知識や技術情報を収集・発信した。</li> <li>また、WWF10の機会を利用して、NARBOの第7回総会を開催し、これまで蓄積してきた水資源の開発・利用に関する</li> </ul>	<p>評定 B</p>	<p>評定</p>
					<p>&lt; 評定に至った理由 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利水者や地方公共団体の職員等を対象に、現場を活用した現地見学会を延べ502回開催するなど、地方公共団体等の人材育成に貢献した。</li> </ul> <p>自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。所期の目標達成が見込まれることから、B評価とした。</p> <p>&lt; 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 &gt;</p> <p>(特になし)</p> <p>&lt; その他事項 &gt;</p> <p>(外部有識者からの主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>単なる支援の提供にとどまらず、現場見学会による人材育成支援やJICAを通じた海外派遣も、社会全体の水資源管理能力の向上に貢献しており、インフラ施設の潜在能力を柔軟に活用する取り組みは、既存資産の価値を最大化し、限られた公共資源の有効活用という観点からも意義深い。</li> </ul>	

<p>(2) 機構施設が有する潜在能力の有効活用 カーボンニュートラル実現の観点も含めて、機構のダムや水路等施設が有する潜在能力の有効活用に向けた検討や取組を推進すること。</p> <p>その際、機構は、利水と治水を中立的な立場で一元的に管理していることから、今後、気象予測技術の精度向上と併せて、ダムの治水容量と利水容量(発電等)をより柔軟に運用すること等により、事前放流の更なる強化や再生可能エネルギー創出を図るなど、治水及び利水の両面に資するとともに気候変動適応策につながる取組を推進すること。</p>	<p>公共団体等に提供することを通じて人材育成支援を行う。</p> <p>(2) 国際協力の推進 機構が有している国際的なネットワーク(NARBO(アジア河川流域機関ネットワーク))や統合水資源管理を始めとした水資源の開発・利用に関するノウハウの活用、国際会議への出席、海外における現地調査への参画等により、海外の水資源に関する知識や技術情報を収集・発信するとともに、国内外の機関との関係の維持・構築に取り組むことにより、機構の技術力の維持・向上を図り、もって国際協力を推進する。</p> <p>(3) 機構施設が有する潜在能力の有効活用 カーボンニュートラル実現の観点も含めて、機構のダム・水路等施設が有する潜在能力の有効活用に向けた検討や取組を推進する。</p> <p>具体的には、資源の有効活用の観点からバイオマスの回収・利用検討を引き続き進めるとともに、再生可能エネルギーや建設副産物等の有効活用を行う。</p> <p>貯水池等の流木や施設周辺の刈草等のバイオマスの有効利用や貯水池内の堆砂について有効利用を図る。</p> <p>水資源開発施設等を活用した発電設備の導入を図るとともに、既存の管理用小水力発電設備や管理用太陽光発電設備の有効活用を図る。</p> <p>治水と利水の両面に資する気候変動適応策として、アンサンブル降雨予測等新たな気象予測技術を活用し、低水操作や高水操作などの柔軟</p>	<p>について、JICAを含む機構内外の関係機関に報告、共有した。</p> <p>国際機関の要請に応じて、機構施設における視察の受入れ、機構の有する水資源に関する知識や技術情報を発信、意見交換、情報交換等を実施した。また、JICA等からの要請に応じて、JICA等の実施する研修の部分受入を行い、日本における統合水資源管理をはじめとした水資源の開発・利用に関する取組み、機構事業の概要や役割の説明、施設における実地研修等を通じ、研修員に対して、日本の経験、技術情報の提供や知識の共有等を図った。</p> <p>(3) 機構施設が有する潜在能力の有効活用 令和4年度から令和6年度において、延べ70の施設において処理が必要な流木を集積し、維持管理業務での活用や一般配布等、合計約11,356空m<sup>3</sup>の流木を有効利用した。また、延べ115の施設において、除草で発生した大量の刈草等を畑等の敷き草や堆肥として一般配布する取組等により、約48,559空m<sup>3</sup>を有効利用した。</p> <p>令和4年度から令和6年度において、下流河川への土砂還元を延べ17ダムで実施するとともに、コンクリート骨材として、約5,910m<sup>3</sup>の有効活用を行った。また、関係機関と調整を行い、他工事において約64,070m<sup>3</sup>の有効活用を行った。</p> <p>その他、下久保ダムにおいて、ダム堆砂中のシルト・粘土の有効活用を図るため、下久保ダムをフィールドとして、安価で継続的なシルト・粘土の浚渫及び有効利用に関する共同研究を群馬大学と連携して進めた。</p> <p>既存の管理用小水力発電設備を適切に維持、活用し、計19箇所にて約13,679万kWh発電して再生可能エネルギーの有効活用を図った。</p> <p>既存の管理用太陽光発電設備を適切に維持、活用し、計38箇所にて約387万kWh発電して再生可能エネルギーの有効活用を図った。</p> <p>水資源開発施設等を活用した発電設備の導入を図るため、寺内ダムを対象として、管理用発電の導入に向けて関係機関との調整を行った。</p> <p>カーボンニュートラルの実現に向けて令和5年3月に発電に資する既存ダムの活用に関する取組(ダムの高度化運用)が進められることになり、水資源機構では18ダムを試行対象として、11ダムにおいて高度化運用の試行要領を策定し、6ダムで既存の弾力的管理試験の枠組みを利用することで高度化運用を実施できる体制を整備し、令和6年度末時点において、延べ20ダムにおいて延べ40回の高度化運用を実施することで、再生可能エネルギーの創出を推進した。</p> <p>主な取組実績として、矢木沢ダムでは、例年春先には融雪により流入量が増加し、水位維持のための放流量が多くなり、下流発電所の最大使用量を超過した放流水は、発電を経由せず、そのまま流下し、未利用エネルギーが発生していた。そのため、国土交通省関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所、発電事業者と連携を図り、融雪水による貯留を担保に、事前に下流発電所の最大使用水量で効率よく貯水位運用を行うことで未利用エネルギーを活用し、再生可能エネルギーの創出を推進する取組を行った。また、令和6年6月22日・23日の出水後において、徳山ダムと令和6年度から管理受託を開始した国土交通省の横山ダムが連携して発電に資する水位運用高度化操作を実施することで、横山ダム単独実施時に比べて約4.5倍の再生可能エネルギーを創出するなど、連続す</p>	<p>るノウハウを共有し、NARBO内での連携強化の必要性について発信するとともに、第4回NARBOウェビナーを開催し、ダムの運用改善や再生事業による水災害リスクの軽減や水力発電の強化について、情報共有を図った。</p> <p>令和6年2月には、ウクライナ復興庁との間で「ウクライナのダム修復の推進及び協力関係の継続に係る覚書」を交換し、同覚書は、同日に東京で開催された「日・ウクライナ経済復興推進会議」において、岸田首相やウクライナのシュミハリ首相をはじめとする両国の政府関係者や民間企業の方々の立ち会いのもと披露された。</p> <p>JICAを通じて、バングラデシュ国に長期専門家1名を派遣しており、派遣された職員は、派遣先における現状や課題、技術情報を把握・収集するとともに、同国における河川構造物の運用や、維持管理に対する技術的助言などの技術協力を実施し、その成果について、JICAを含む機構内外の関係機関に報告、共有した。</p> <p>国際機関の要請に応じて、機構施設における視察の受入れ、機構の有する水資源に関する知識や技術情報を発信、意見交換、情報交換等を実施した。また、JICA等からの要請に応じて、JICA等の実施する研修の部分受入を行い、日本における統合水資源管理をはじめとした水資源の開発・利用に関する取組み、機構事業の概要や役割の説明、施設における実地研修等を通じ、研修員に対して、日本の経験、技術情報の提供や知識の共有等を図った。</p> <p>令和4年度から令和6年度において、延べ70の施設において処理が必要な流木を集積し、維持管理業務での活用や一般配布等、合計約11,356空m<sup>3</sup>の流木を有効利用した。また、延べ115の施設において、除草で発生した大量の刈草等を畑等の敷き草や堆肥として一般配布する取組等により、約48,559空m<sup>3</sup>を有効利用した。</p> <p>令和4年度から令和6年度において、下流河川への土砂還元を延べ17ダムで実施するとともに、コンクリート骨材として、約5,910m<sup>3</sup>の有効活用を行った。また、関係機関と調整を行い、他工事において約64,070m<sup>3</sup>の有効活用を行った。</p> <p>その他、下久保ダムにおいて、ダム堆砂中のシルト・粘土の有効活用を図るため、下久保ダムをフィールドとして、安価で継続的なシルト・粘土の浚渫及び有効利用に関する共同研究を群馬大学と連携して進めた。</p>	<p>るノウハウを共有し、NARBO内での連携強化の必要性について発信するとともに、第4回NARBOウェビナーを開催し、ダムの運用改善や再生事業による水災害リスクの軽減や水力発電の強化について、情報共有を図った。</p> <p>令和6年2月には、ウクライナ復興庁との間で「ウクライナのダム修復の推進及び協力関係の継続に係る覚書」を交換し、同覚書は、同日に東京で開催された「日・ウクライナ経済復興推進会議」において、岸田首相やウクライナのシュミハリ首相をはじめとする両国の政府関係者や民間企業の方々の立ち会いのもと披露された。</p> <p>JICAを通じて、バングラデシュ国に長期専門家1名を派遣しており、派遣された職員は、派遣先における現状や課題、技術情報を把握・収集するとともに、同国における河川構造物の運用や、維持管理に対する技術的助言などの技術協力を実施し、その成果について、JICAを含む機構内外の関係機関に報告、共有した。</p> <p>国際機関の要請に応じて、機構施設における視察の受入れ、機構の有する水資源に関する知識や技術情報を発信、意見交換、情報交換等を実施した。また、JICA等からの要請に応じて、JICA等の実施する研修の部分受入を行い、日本における統合水資源管理をはじめとした水資源の開発・利用に関する取組み、機構事業の概要や役割の説明、施設における実地研修等を通じ、研修員に対して、日本の経験、技術情報の提供や知識の共有等を図った。</p> <p>令和4年度から令和6年度において、延べ70の施設において処理が必要な流木を集積し、維持管理業務での活用や一般配布等、合計約11,356空m<sup>3</sup>の流木を有効利用した。また、延べ115の施設において、除草で発生した大量の刈草等を畑等の敷き草や堆肥として一般配布する取組等により、約48,559空m<sup>3</sup>を有効利用した。</p> <p>令和4年度から令和6年度において、下流河川への土砂還元を延べ17ダムで実施するとともに、コンクリート骨材として、約5,910m<sup>3</sup>の有効活用を行った。また、関係機関と調整を行い、他工事において約64,070m<sup>3</sup>の有効活用を行った。</p> <p>その他、下久保ダムにおいて、ダム堆砂中のシルト・粘土の有効活用を図るため、下久保ダムをフィールドとして、安価で継続的なシルト・粘土の浚渫及び有効利用に関する共同研究を群馬大学と連携して進めた。</p>	
--	--	--	--	--	--

	<p>なダム運用により再生可能エネルギー創出を図る。</p> <p>循環型社会の形成に取り組むため、建設副産物の再資源化率、再資源化・縮減率、排出率及び建設発生土有効利用率の目標値を定め、建設工事により発生する建設副産物について、発生を抑制するとともに、その有効利用を図る。</p>		<p>る2ダムの連携により、効率的かつ効果的な運用を実施した。</p> <p>循環型社会の形成に取り組むため、建設工事により発生する建設副産物の発生抑制、有効利用を図り、建設副産物全7項目で再資源化率等の目標値を達成するとともに、廃プラスチックの分別・リサイクルの促進に努めた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の管理用小水力発電設備を適切に維持、活用し、計19箇所にて約13,679万kWh発電して再生可能エネルギーの有効活用を図った。</li> <li>・ 既存の管理用太陽光発電設備を適切に維持、活用し、計38箇所にて約387万kWh発電して再生可能エネルギーの有効活用を図った。</li> <li>・ 水資源開発施設等を活用した発電設備の導入を図るため、寺内ダムを対象として、管理用発電の導入に向けて関係機関との調整を行った。</li> <li>・ カーボンニュートラルの実現に向けて令和5年3月に発電に資する既存ダムの活用に関する取組(ダムの高度化運用)が進められることになり、水資源機構では18ダムを試行対象として、11ダムにおいて高度化運用の試行要領を策定し、6ダムで既存の弾力的管理試験の枠組みを利用することで高度化運用を実施できる体制を整備し、令和6年度末時点において、延べ20ダムにおいて延べ40回の高度化運用を実施することで、再生可能エネルギーの創出を推進した。</li> </ul> <p>主な取組実績として、矢木沢ダムでは、例年春先には融雪により流入量が増加し、水位維持のための放流量が多くなり、下流発電所の最大使用量を超過した放流水は、発電を経由せず、そのまま流下し、未利用エネルギーが発生していた。そのため、国土交通省関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所、発電事業者と連携を図り、融雪水による貯留を担保に、事前に下流発電所の最大使用水量で効率よく貯水位運用を行うことで未利用エネルギーを活用し、再生可能エネルギーの創出を推進する取組を行った。また、令和6年6月22日・23日の出水後において、徳山ダムと令和6年度から管理受託を開始した国土交通省の横山ダムが連携して発電に資する水位運用高度化操作を実施することで、横山ダム単独実施時に比べて約4.5倍の再生可能エネルギーを創出するなど、連続する2ダムの連携により、効率的かつ効果的な運用を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 循環型社会の形成に取り組むため、建設工事により発生する建設副産物の発生抑制、有効利用を図り、建設副産物全7項目で再資源化率等の目標値を達成するとともに、廃プラスチックの分別・リサイクルの促進に努めた。</li> <li>・ 引き続き、令和7年度もこれらの取組を実施することにより、中期目標における所期の目標を達成できる見通しであることから、B評定とした。</li> </ul>	
--	---	--	---	--	--

					<課題と対応> 特になし。		
4 . その他参考情報							
特になし。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4 - 4	広報・広聴活動の充実		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
<p>機構は、国民生活にとって不可欠な「水」の安定供給及び洪水被害の防止・軽減等に取り組むことを通じて社会に貢献することをその使命としていることから、災害等発生時における迅速・確かな情報発信はもとより、平時において機構が果たしている役割や業務等についても、子どもから大人まで幅広い世代の国民の理解と関心を深められるような広報・広聴活動に取り組むこと。</p> <p>その際、訴求対象やPRポイントを踏まえつつ、適切な媒体を活用するなど、戦略的な広報を推進するとともに、その効果の検証に努めること。</p>	<p>機構は、国民生活にとって不可欠な「水」の安定供給及び洪水被害の防止・軽減等に取り組むことを通じて社会に貢献することをその使命としていることから、災害等発生時における迅速・確かな情報発信はもとより、平常時において機構が果たしている役割や業務等についても、子どもから大人まで幅広い世代の国民の理解と関心を深められるような広報・広聴活動に取り組むこと。</p> <p>その際、訴求対象やPRポイントを踏まえつつ、適切な媒体を活用するなど戦略的な広報を推進するとともに、その効果の検証に努める。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。なお、その際に新型コロナウイルス感染症対策に十分留意する。</p> <p>国民のニーズや関心に応えるため、機構が発行する広報誌、ウェブサイト、SNS等の手法を通じ、分かりやすい情報の発信に努める。さらに、機構職員一人一人が広報担当者であることを認識し、平常時に機構が果たしている役割や業務等も含めて、「水のプロ集団」として働く姿を通じ機構の認知度の向上を図るため、SNS等の積極的な活用による情報の発信を促進する。</p> <p>機構業務と関係の深い建設・設備・資材業者に対して、機構の認知度の向上を図るため、主要業界紙と連携し、機構業務内容の重要性や必要性について、積極的な広報を実施する。</p>	<p>&lt; 定量目標 &gt;</p> <p>-</p> <p>&lt; 指標 &gt;</p> <p>-</p> <p>&lt; 評価の視点 &gt;</p> <p>幅広い世代の国民の理解と関心を深められるような広報・広聴活動に取り組んだか。</p> <p>訴求対象等を踏まえ適切な媒体を活用するなど戦略的な広報を推進し、その効果の検証に努めたか。</p>	<p>&lt; 主要な業務実績 &gt;</p> <p>広報・広聴活動の充実</p> <p>水資源開発施設等や水資源の重要性について、国民の関心を高めるような情報提供を積極的に行うため、本社、支社局、事務所の各階層において様々な広報の取組を積極的に実施するとともに、機構が発行する広報誌、ウェブサイト及びSNS等の手法を通じ、分かりやすい情報の発信に努めた。さらに、機構の認知度の向上を図るため、SNS等の積極的な活用による情報の発信を促進した。</p> <p>機構業務と関係の深い建設・設備・資材業者に対して、機構の認知度の向上を図るため、主要業界紙に機構の取組の特集記事や広告などの掲載や、気象キャスターや利水者の方々の意見交換会を行うことで、機構業務内容の重要性や必要性について積極的な広報を実施した。</p> <p>台風や前線による豪雨時には、早い段階から情報を収集・整理し、機構内LANを活用した情報共有を図るとともに、緊急時の広報として機構のウェブサイトを通じ、水源地域の住民や関係地域住民等に正しく伝わるよう、関係機関と調整を図りつつ、迅速かつ的確に情報を提供した。特に、令和6年の能登半島地震の被災地への迅速な給水支援活動に係る記者発表や現地での取材対応は、地元報道機関をはじめ全国ネットのニュースなど多くの報道機関を通じ機構の給水支援活動の様子が紹介された。</p> <p>水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について広く国民の関心を高めるため、「水の日」及び「水の週間」をはじめとして、地方公共団体やその他関係機関と連携し、水に関する各種行事等に参画することで、広報・広聴活動の充実を図った。</p> <p>DX推進プロジェクトにおいては、淀川水系のダムによる洪水調節容量の貯留水を活用した発電や、ダム貯水池の堆砂除去に係る非接触による積状況を事前把握の技術研究など、水資源機構が長年培ってきた技術力や先進的な取組が高い評価を得たことを積極的に発信し、機構の認知度の向上を図った。</p> <p>利水者、地方公共団体等を対象とした研修や講演、情報交換において、水路施設のDX推進プロジェクト等において得た経験や知見を利水者等関係者に広く情報発信することにより、安全で豊かに地域づくりに貢献し、機構の認知度の向上を図った。</p> <p>機構が実施した環境に関する様々な取組をまとめた「環境報告書」及び管理施設の水質調査データ等の情報を収集・整理した「水質年報」を毎年作成し、機構ウェブサイトにより公表するとともに、関係機関等に配布して広く情報発信した。</p>	<p>&lt; 評定と根拠 &gt;</p> <p>評定：B</p> <p>・水資源開発施設等や水資源の重要性について、国民の関心を高めるような情報提供を積極的に行うため、本社、支社局、事務所の各階層において様々な広報の取組を積極的に実施するとともに、機構が発行する広報誌、ウェブサイト及びSNS等の手法を通じ、分かりやすい情報の発信に努めた。さらに、機構の認知度の向上を図るため、SNS等の積極的な活用による情報の発信を促進した。</p> <p>機構業務と関係の深い建設・設備・資材業者に対して、機構の認知度の向上を図るため、主要業界紙に機構の取組の特集記事や広告などの掲載や、気象キャスターや利水者の方々の意見交換会を行うことで、機構業務内容の重要性や必要性について積極的な広報を実施した。</p> <p>台風や前線による豪雨時には、早い段階から情報を収集・整理し、機構内LANを活用した情報共有を図るとともに、緊急時の広報として機構のウェブサイトを通じ、水源地域の住民や関係地域住民等に正しく伝わるよう、関係機関と調整を図りつつ、迅速かつ的確に情報を提供した。特に、令和6年の能登半島地震の被災地への迅速な給水支援活動に係る記者発表や現地での取材対応は、地元報道機関をはじめ全国ネットのニュースなど多くの報道機関を通じ機構の給水支援活動の様子が紹介された。</p> <p>水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について広く国民の関心を高めるため、「水の日」及び「水の週間」をはじめとして、地方公共団体やその他関係機関と連携し、水に関する各種行事等に参画することで、広報・広聴活動の充実を図った。</p> <p>DX推進プロジェクトにおいては、淀川水系のダムによる洪水調節容量の貯留水を活用した発電や、ダム貯水池の堆砂除去に係る非接触による積状況を事前把握の技術研究など、水資源機構が長年培ってきた技術力や先進的な取組が高い評価を得たことを積極的に発信し、機構の認知度の向上を図った。</p> <p>利水者、地方公共団体等</p>	<p>評定 B</p> <p>&lt; 評定に至った理由 &gt;</p> <p>・「水の日」「水の週間」を始めとした水に関する各種行事に参加し、地方公共団体等と連携して水資源の有限性、水の貴重さ等を子どもから大人まで幅広い世代の理解促進に取り組んだ。</p> <p>・広報誌「水とともに」では、機構が担う事業等を始め、機構施設が所在する地域の話題や気象キャスターによる寄稿など、タイムリーで分かりやすいコンテンツとなっており、充実した広報活動に努めている。</p> <p>自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。所期の目標達成が見込まれることから、B評価とした。</p> <p>&lt; 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 &gt;</p> <p>(特になし)</p> <p>&lt; その他事項 &gt;</p> <p>(外部有識者からの主な意見)</p> <p>・広報・広聴活動は、ウェブサイトやSNSを活用した分かりやすい情報発信、水に関する啓発行事への参加、緊急時の迅速な対応など、多面的かつ的確に実施されており、機構の社会的役割の可視化に大きく貢献している。</p> <p>・機構の仕事が国の重要なインフラの整備、管理であり、その効果が日々発揮されていることについて、国民に十分認識、理解されるよう、次期中期も引き続き活動の充実に</p>	

	<p>災害発生時等の緊急時においては、水源地域の住民や関係地域住民等に状況が正しく伝わるよう、関係機関と調整を図りつつ、迅速かつ的確に情報を提供する。</p> <p>水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について広く国民の関心を高めるため、「水の日」(毎年8月1日)及び「水の週間」(毎年8月1日～7日)を始めとして、地方公共団体やその他関係機関と連携し、水に関する各種行事等に参画する。</p> <p>DX推進プロジェクトにおいて得た経験や知見を利水者等関係者に広く情報発信することにより、安全で豊かな地域づくりに貢献し、機構の認知度の向上を図る。</p> <p>事業活動に伴う環境保全の取組等を取りまとめた環境報告書を毎年度作成し、公表する。</p> <p>機構施設に係る水質の状況や水質向上に関する機構の取組を取りまとめ、公表する。</p>			<p>を対象とした研修や講演、情報交換において、水路施設のDX推進プロジェクト等において得た経験や知見を利水者等関係者に広く情報発信することにより、安全で豊かに地域づくりに貢献し、機構の認知度の向上を図った。</p> <p>機構が実施した環境に関する様々な取組をまとめた「環境報告書」及び管理施設の水質調査データ等の情報を収集・整理した「水質年報」を毎年作成し、機構ウェブサイトにより公表するとともに、関係機関等に配布して広く情報発信した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、令和7年度もこれらの取組を実施することにより、中期目標における所期の目標の水準を満たすことができる見通しであることから、B評価とした。</li> </ul> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>	<p>力を入れてほしい。</p>	
--	--	--	--	--	------------------	--

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4 - 5	地域への貢献等		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2. 主要な経年データ												
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報					
環境モニタリング調査実施（計画値）	-	-	4 事業	4 事業	3 事業							-
環境モニタリング調査実施（実績値）	-	3 事業	4 事業	4 事業	3 事業							-
達成度	-	-	100%	100%	100%							-

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
<p>(1) 環境の保全 業務の実施に当たっては、環境の保全との両立を図ることとし、水資源の開発又は利用と自然環境の保全との両立を目指した環境保全対策、良好な景観形成等に取り組むこと。</p>	<p>(1) 環境の保全 水資源の開発又は利用と自然環境の保全との両立を目指し、機構が策定した「環境に関する行動指針」に基づいて環境保全への取組を着実に実施することにより、事業実施区域及びその周辺の自然環境の適切な保全を図る。 新築・改築事業においては、動植物、生態系、水質、景観等の保全を図るため、自然環境調査及び環境影響予測を実施する。その結果に基づき、必要に応じて影響を回避、低減及び代償するための環境保全対策を講じるとともに、モニタリング調査を実施する。 なお、環境保全対策等の実施については、専門家等の指導・助言を踏まえて実施する。 管理業務においては、施設が周辺の自然環境に与える影響の把握が必要な場合等には、自然環境調査を実施し、その結果に応じて必要な環境保全対策を実施する。 また、堆砂対策及び生物の生息・生育環境や景観等の河川環境保全の観点から、河川管理者、地方公共団体、利水者、地域住民等と協議や意見交換を行い、ダム下流河川への堆積土砂還元、フラッシュ放流等の取組を積極的に推進する。 施設整備に際しては、構造物が周辺の景観と調和するよう、形状、デザイン及び色彩に配慮する。</p>	<p>&lt; 定量目標 &gt; - &lt; 指標 &gt; - &lt; 評価の視点 &gt; 事業実施区域及びその周辺の自然環境の適切な保全を図っているか。 利水者等の関係機関と積極的な情報発信等を行っているか。 関係者と協働して水源地域振興等の取組を進めているか。</p>	<p>&lt; 主要な業務実績 &gt; (1) 環境の保全 新築及び改築事業において、動植物、生態系、水質、景観等の自然環境の保全を図るため、新たに事業着手した筑後川水系ダム群連携事業等において自然環境調査や環境影響予測を実施するとともに、思川開発事業等においては、環境影響予測の結果に基づき、専門家等の指導・助言を踏まえて、影響を回避、低減及び代償するための環境保全対策を講じるとともに、モニタリング調査を実施した。 令和4年度から令和6年度において、管理業務においては、延べ57施設において魚道の機能を確認するための魚類遡上調査等の自然環境調査を実施するとともに、関係機関、利水者、地域住民との協議や意見交換を踏まえ、延べ17ダムでダム下流河川への堆積土砂還元、延べ11ダムでフラッシュ放流、延べ20ダムで弾力的管理試験を実施するなど、取組を積極的に推進した。 施設の新築や改築に際しては、景観コンセプトに基づく整備方針により、構造物が周辺の景観と調和するよう景観に配慮した施設整備に取り組んだ。 (2) 利水者等の関係機関との連携 機構の経営理念の達成に向けた様々な取組として、管理業務では、事業計画及び概算要求等の利水者等説明会や管理運営協議会等を開催し、予算・決算の状況、コスト縮減、負担金支払方法等に関する情報提供等を行うとともに、現地視察や防災業務の取組状況等の情報提供を行うなど、機構の取組に理解を深めていただくことで、関係利水者等との連携強化を図った。 また、利水者等の要望・意見をよりの確に把握するため、令和5年度には水道事業者等の利水者や関係都府県の172の組織に対し利水者等アンケートを実施しており、アンケート結果に基づく要望や意見に対してフォローアップを行い、サービスの一層の向上を図った。 利水・治水への取組の全体像やインフラマネジメントの重要性について、利水者をはじめとする関係機関の理解を促進するため、現地視察、施設説明会及び管理運営協議会にて、建設事業の必要性、施設の役割や維持管理、インフラマネジメントの重要性、施設の利水・治水の効果について説明した。 豊川総合用水土地改良区が設立した豊川用水次世代農業推進協議会に構成員として参加し、同日に開催された設立総会に理事長が出席し、関係機関との連携強化を図った。 (3) 水源地域等との連携 令和4年度から令和6年度において、延べ157のダム等管理施設を所管する事務所において、上下流交流の実施、地域イベントへの協力、施設見学会等の交流活動を通じて、施設の役割等を広報するとともに、積極的に施設周辺地域の方々と情報共有を図った。また、国土交通省主催の令和6年度第2回水源地域未来会議が、令和6年11月1日(金)にあさくら3ダム(寺内ダム・江川ダム・小石原川ダム)の位置する福岡県朝倉市において開催され、水資源機構は、福岡</p>	<p>&lt; 評定と根拠 &gt; 評定：B ・新築及び改築事業において、動植物、生態系、水質、景観等の自然環境の保全を図るため、新たに事業着手した筑後川水系ダム群連携事業等において自然環境調査や環境影響予測を実施するとともに、思川開発事業等においては、環境影響予測の結果に基づき、専門家等の指導・助言を踏まえて、影響を回避、低減及び代償するための環境保全対策を講じるとともに、モニタリング調査を実施した。 令和4年度から令和6年度において、管理業務においては、延べ57施設において魚道の機能を確認するための魚類遡上調査等の自然環境調査を実施するとともに、関係機関、利水者、地域住民との協議や意見交換を踏まえ、延べ17ダムでダム下流河川への堆積土砂還元、延べ11ダムでフラッシュ放流、延べ20ダムで弾力的管理試験を実施するなど、取組を積極的に推進した。 施設の新築や改築に際しては、景観コンセプトに基づく整備方針により、構造物が周辺の景観と調和するよう景観に配慮した施設整備に取り組んだ。 ・機構の経営理念の達成に向けた様々な取組として、管理業務では、事業計画及び概算要求等の利水者等説明会や管理運営協議会等を開催し、予算・決算の状況、コスト縮減、負担金支払方法等に関する情報提供等を行うとともに、現地視察や防災業務の取組状況等の情報提供を行うなど、機構の取組に理解を深めていただくことで、関係利水者等との連携強化を図った。 また、利水者等の要望・意見をよりの確に把握するため、令和5年度には水道事業者等の利水者や関係都府県の172の組織に対し利水者等アンケートを実施しており、アンケート結果に基づく要望や意見に対してフォローアップを行い、サービスの一層の向上を図った。 利水・治水への取組の全体像やインフラマネジメントの重要性について、利水者をはじめとする関係機関の理解を促進するため、現地視察、施設説明会及び管理運営協議会にて、建設事業の必要性、施設の役割や維持管理、</p>	<p>評定 B</p>	<p>評定</p>
					<p>&lt; 評定に至った理由 &gt; ・水源地域との連携として、令和4年度から令和6年度に管理施設等で延べ157回の上下流交流の実施、施設見学会等の交流活動を通じて、施設の役割等を広報し、積極的に施設周辺地域の方々との連携・協力を努めた。 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。所期の目標達成が見込まれることから、B評価とした。</p> <p>&lt; 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 &gt; (特になし)</p> <p>&lt; その他事項 &gt; (外部有識者からの主な意見) ・利水者との説明会・アンケートによる双方向の関係構築、次世代農業推進協議会への参画、上下流交流や見学会の継続的な開催は、地域との信頼関係を深め、農業・水利・環境の多様な立場をつなぐハブとしての役割を機構が果たしていることを示しているといえる。</p>	
<p>(2) 利水者等の関係機関、水源地域等との連携 水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地域のニーズを把握した上で水源地域振興等に関係する地方公共団体、住民等と協働で取り組</p>	<p>(2) 利水者等の関係機関との連携 利水者等の関係機関との緊密な関係の更なる強化のため、積極的な情報発信や意見交換を実施する。 利水者等に対し、機構の経営理念の達成に向けた機構の様々な取組、予算・</p>					

<p>むこと。</p> <p>また、水源地域及び利水者等に加え、地域振興を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等を含めた多様な主体との連携及び協力をを行うよう努めること。</p> <p>適切な役割分担の下に効率的な業務の実施を図るため、利水者をはじめとした関係機関に対し、業務運営に関する適時適切な情報提供を行うこと等により積極的な連携を促進すること。</p> <p>水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地方公共団体、住民等と積極的な連携を図ること。また、上下流交流を推進し、水源地域と下流受益地の相互理解を促進すること。</p>	<p>決算の状況、コスト削減の取組、負担金支払方法等に関する情報提供を行うとともに、要望等の把握や意見調整を行う。</p> <p>利水者等の要望・意見を的確に把握するとともに、要望等を踏まえた的確な対応を行うこと等により、利水者等へのサービスの一層の向上を図る。</p> <p>利水・治水への取組の全体像やインフラマネジメントの重要性に関して、関係機関の理解を促進するための取組を進める。</p> <p>(3) 水源地域等との連携</p> <p>水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地域との対話によりニーズを把握したうえで水源地域振興等を関係者と協働して取り組む。</p> <p>水源地域と下流受益地の相互理解促進のため、ダム施設等を核とした上下流交流を実施する。</p> <p>地域の発展に貢献するとともに施設の役割等の理解を得るため、施設周辺地域の方々と交流の場を設け、情報共有に努める。併せて、地域の観光資源である湖面、湖岸及び湖周辺の利活用を推進する。</p> <p>流域内の森林保全を通じて、土砂・流木の貯水池流入抑制や水源涵養機能の向上に資する取組を関係者と連携して推進する。</p>		<p>県、朝倉市とともに後援として参画し、その実施に貢献した。</p> <p>水源地域と下流受益地の相互理解促進等のため、上下流交流会等を実施するとともに、施設周辺地域の方々との交流や情報共有を図り、湖面・湖岸及び湖周辺の利活用を推進するための各種取組についても積極的に実施した。</p> <p>水源地域の発展に貢献するとともに、ダム施設の役割等の理解を深めることや水源地域との連携を図ることを目的として、10月から12月にかけて、ダム施設が所在する34の市町村を対象として、ダム所在市町村アンケート（アンケートは中期目標期間の最終年度の前年度に実施。前回実施は令和2年度）を行い、結果をとりまとめた。アンケート結果に基づき把握したニーズを踏まえ、関係者と協働して水源地域振興等に取り組んでいく。</p> <p>令和4年度から令和6年度において、土砂・流木の貯水池への流入抑制や水源涵養の向上に資するための取組として、延べ26施設において、自治体、NPO等の関係者と連携して植樹等の森林保全活動を推進した。</p>	<p>インフラマネジメントの重要性、施設の利水・治水の効果について説明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>豊川総合用水土地改良区が設立した豊川用水次世代農業推進協議会に構成員として参加し、同日に開催された設立総会に理事長が出席し、関係機関との連携強化を図った。</li> <li>令和4年度から令和6年度において、延べ157のダム等管理施設を所管する事務所において、上下流交流の実施、地域イベントへの協力、施設見学会等の交流活動を通じて、施設の役割等を広報するとともに、積極的に施設周辺地域の方々と情報共有を図った。また、国土交通省主催の令和6年度第2回水源地域未来会議が、令和6年11月1日（金）にあさくら3ダム（寺内ダム・江川ダム・小石原川ダム）の位置する福岡県朝倉市において開催され、水資源機構は、福岡県、朝倉市とともに後援として参画し、その実施に貢献した。</li> </ul> <p>水源地域と下流受益地の相互理解促進等のため、上下流交流会等を実施するとともに、施設周辺地域の方々との交流や情報共有を図り、湖面・湖岸及び湖周辺の利活用を推進するための各種取組についても積極的に実施した。</p> <p>水源地域の発展に貢献するとともに、ダム施設の役割等の理解を深めることや水源地域との連携を図ることを目的として、10月から12月にかけて、ダム施設が所在する34の市町村を対象として、ダム所在市町村アンケート（アンケートは中期目標期間の最終年度の前年度に実施。前回実施は令和2年度）を行い、結果をとりまとめた。アンケート結果に基づき把握したニーズを踏まえ、関係者と協働して水源地域振興等に取り組んでいく。</p> <p>令和4年度から令和6年度において、土砂・流木の貯水池への流入抑制や水源涵養の向上に資するための取組として、延べ26施設において、自治体、NPO等の関係者と連携して植樹等の森林保全活動を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、令和7年度もこれらの取組を実施することにより、中期目標における所期の目標を達成できる見通しであることから、B評定とした。</li> </ul> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>	
<p>4. その他参考情報</p>					
<p>特になし</p>					

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4 - 6	その他当該中期目標を達成するために必要な事項（施設・設備に関する計画、人事に関する計画、中期目標期間を超える債務負担、積立金の使途、利水者負担金に関する事項）		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID 004046

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
<p>(1) 施設・設備に関する計画                      機構の保有する実験設備、情報機器等については、保有の必要性を検証した上で、必要な設備等の機能を長期間発揮できるよう、的確な維持管理に努めるとともに、計画的な更新等を行うこと。</p> <p>(2) 人事に関する計画                      計画的な人員配置を行うため、本社、支社局及び事務所ごとに作成する要員配置計画に基づき、業務量に応じて適時適切に人員配置を見直し、業務運営の効率化を図ること。その際、働き方改革の観点に留意すること。</p> <p>安全で良質な水の安定した供給と洪水被害の防止・軽減を図るため、人事制度の適切な運用を行うとともに、業務の効率的・効果的な実施、デジタル技術を活用するための専門人材の確保・育成を実現するための方針を策定し、戦略的に取り組むこと。また、山間・僻地等の地域状況や災害時に昼夜を問わず長時間少人数で業務に当たる厳しい状況を考慮し、業務継続や、職員の士気向上の観点から、職員の勤務環境等の改善に努めること。</p> <p>機構の給与水準については、国民の理解と納得が得られるよう透明性の向上に努め、公表するとともに、通則法の規定に基づき、国家公務員の給与水準を踏まえ、民間企業の給与水準を参考に、業務の特性や機構の業務実績、職員の勤務の特性等を適切</p>	<p>(1) 施設・設備に関する計画                      本社、支社局等の保有する実験設備、情報機器等については、保有の必要性を検証したうえで、必要な設備等の機能を長期間発揮できるよう、的確な維持管理に努めるとともに、計画的な更新等を次のとおり実施する。「別表8」</p> <p>(2) 人事に関する計画                      本社、支社局及び全事務所の要員配置計画に基づき、計画的な人員配置の見直しを行う。その際、職員の勤務環境等の改善の観点にも留意する。効率的な業務遂行のため、繁忙期や緊急時においては、重点的な人員配置を行う。職員の能力や業績を適正に評価し、給与、人員配置等に反映する人事制度について、その適切な運用を図る。機構の役割を果たすために必要な人材の確保に係る方針を策定し、積極的な採用に係る広報活動に引き続き取り組むとともに、国、地方公共団体、民間企業等との人材交流を適宜行う。また、職員一人一人が活躍できる雇用環境の整備を図る。業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材の育成に係る方針を策定し、戦略的に人材の確保・育成を図るとともに、技術力の向上、必要な知識の修得、人間関係の構築、職種の垣根を越えた取組を推進させるための内部研修等を実</p>	<p>&lt; 定量目標 &gt; -</p> <p>&lt; 指標 &gt; -</p> <p>&lt; 評価の視点 &gt; 適正な業務運営を確保するものであるか。</p>	<p>&lt; 主要な業務実績 &gt;</p> <p>(1) 施設・設備に関する計画                      本社、支社局等の保有する情報機器等の機能を確実に発揮させるため、必要な更新等を計画的に実施した。</p> <p>(2) 人事に関する計画                      本社・支社局及び全事務所の要員配置計画に基づき、計画的な人員配置の見直しを行った。その際、職員の勤務環境の改善の観点にも留意した。効率的な業務遂行のため、引き続き、早明浦ダム再生事業、木曾川用水濃尾第二施設改築事業、寺内ダム再生事業等に重点的な人員配置を行うとともに、新規事業である利根川河口堰大規模地震対策事業、群馬用水地区事業、筑後川下流用水総合対策事業に重点的な人員配置を実施した。人事評価制度により職員の能力や業績を適正に評価し、その結果を昇給・昇格、人員配置等に反映させるなど適切に運用を行った。機構の役割を果たすために必要な人材を確保するための方針として、毎年度採用計画を策定し、募集時期の前倒しや拡大を図る他、オンラインを活用して受験機会の確保、利便性の向上に努めることにより、人材確保を行った。また、積極的な採用に係る広報活動として、大学等における会社説明会や水資源に関する出前講義、インターンシップを実施するなど、機構のPRに繋がる活動を積極的に実施した。令和2年度から令和6年度末まで適用する一般事業主行動計画に基づき、女性活躍・推進を含むダイバーシティの積極的な推進の下、一人一人が活躍できる環境整備に取り組んだ。人財育成プログラムの見直しを踏まえた研修計画を新たに策定し、特に若年層への研修を強化することでOJTの機能不足を保管すると共に、研修で得た知識が定着するよう研修効果の測定と人財育成室によるフォローも併せて実施した。Microsoft 365の活用方法、情報システムの基本的事項及び、ITに関係する用語などを分かりやすく掲載したITマガジンを、全職員に向けて定期的にメール等で配信している。また、情報システム特別研修を実施し、専門人材の育成に努め、職員のITリテラシー向上に取り組んだ。また、ダム管理技術、電気通信、施工管理分野等の外部機関が実施する専門研修を積極的に受講させ、内部研修では修得できない分野の高度な専門知識の修得、職員の資質の向上を図った。これらの取り組みに加えて、女性活躍推進を含むダイバーシティ推進を図るための研修も積極的に実施した。給与水準の適正化を図るため、給与抑制措置を継続するとともに、給与水準の妥当性について検証を行い、ウェブサイトで公表した。ブリッジ休暇の取得推進やMY定時退庁日の設定等、ワーク・ライフ・バランスを実現するためのそれぞれの目標を掲げ、在宅勤務制度やWEB会議システム等を積極的に活用し、生産性や業務効率の向上を図ることで働き方改革を推進した。</p>	<p>&lt; 評価と根拠 &gt;                      評価：B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本社、支社局等の保有する情報機器等の機能を確実に発揮させるため、必要な更新等を計画的に実施した。</li> <li>本社・支社局及び全事務所の要員配置計画に基づき、計画的な人員配置の見直しを行った。その際、職員の勤務環境の改善の観点にも留意した。効率的な業務遂行のため、引き続き、早明浦ダム再生事業、木曾川用水濃尾第二施設改築事業、寺内ダム再生事業等に重点的な人員配置を行うとともに、新規事業である利根川河口堰大規模地震対策事業、群馬用水地区事業、筑後川下流用水総合対策事業に重点的な人員配置を実施した。人事評価制度により職員の能力や業績を適正に評価し、その結果を昇給・昇格、人員配置等に反映させるなど適切に運用を行った。機構の役割を果たすために必要な人材を確保するための方針として、毎年度採用計画を策定し、募集時期の前倒しや拡大を図る他、オンラインを活用して受験機会の確保、利便性の向上に努めることにより、人材確保を行った。また、積極的な採用に係る広報活動として、大学等における会社説明会や水資源に関する出前講義、インターンシップを実施するなど、機構のPRに繋がる活動を積極的に実施した。令和2年度から令和6年度末まで適用する一般事業主行動計画に基づき、女性活躍・推進を含むダイバーシティの積極的な推進の下、一人一人が活躍できる環境整備に取り組んだ。人財育成プログラムの見直しを踏まえた研修計画を新たに策定し、特に若年層への研修を強化することでOJTの機能不足を保管すると共に、研修で得た知識が定着するよう研修効果の測定と人財育成室によるフォローも併せて実施した。Microsoft 365の活用方法、情報システムの基本的事項及び、ITに関係する用語などを分かりやすく掲載したITマガジンを、全職員に向けて定期的にメール等で配信している。また、情報システム特別研修を実施し、専門人材の育成に努め、職員のITリテラシー向上に取り組んだ。</li> </ul>	<p>評価 B</p> <p>&lt; 評価に至った理由 &gt;</p> <p>・機構は、人財育成プログラムに基づき人財育成計画を策定し、OJT、研修、自己研鑽等、職員の育成を進めるとともに、人財育成室を開設して業務経験が豊富な職員が若手職員に寄り添い、きめ細やかなフォローを行ってきた。一方で、専門的な技術を持つ職員の高齢化や若手職員の離職による要員不足、技術伝承の喪失の懸念があることから、引き続き、計画的な人財の確保・育成に取り組む必要がある。</p> <p>自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。所期の目標達成が見込まれることから、B評価とした。</p> <p>&lt; 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 &gt;</p> <p>(特になし)</p> <p>&lt; その他事項 &gt;</p> <p>(外部有識者からの主な意見)</p> <p>・人事評価制度を通じた職員の能力・業績の適正な評価と、それを基にした人事処遇の反映は、組織の活力維持に有効であるし、大学での説明会や出前講義、インターンシップの実施により、専門人材の確保に積極的に取り組んでいる点も評価できる。課題としては、職員の多様性や世代交代への対応、採用後</p>	

<p>に反映するとともに、給与体系の適切な運用を行うこと。</p> <p>(3) 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、必要に応じて第5期中期目標期間を超える債務負担を検討すること。</p> <p>(4) 積立金の使途 将来の金利変動リスクへの対応等を勘案しつつ、国及び利水者等の負担軽減を図る観点から、経常的な管理経費の縮減、大規模災害や事故等への対応、調査・検討や技術力の維持・向上等の取組に活用すること。</p>	<p>施す。 特に、デジタル技術を活用する専門人材の確保・育成及び機構職員全体のITリテラシーの向上を図る。 また、内部研修を補完し、より高度な専門的知識の修得、スキルの向上を図るため、外部機関が主催する研修に積極的に参加させる。 これらの取組に加えて、ダイバーシティ推進を図るための研修等を行う。 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員や他の独立行政法人の給与水準等を十分考慮しつつ、業務の特殊性を踏まえ、引き続きその適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 働き方改革を推進し、生産性や業務効率の向上を図ることで、ワーク・ライフ・バランスの実現に努める。</p> <p>(3) 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、必要に応じて第5期中期目標期間を超える債務負担を行う。</p> <p>(4) 積立金の使途 国や利水者等の負担軽減を図る観点から、経常的な管理経費の縮減、大規模災害や事故等への対応、調査・検討や技術力の維持・向上等の取組に活用する。その中で、気候変動や異常気象等による治水・利水への影響、大規模災害の発生、水資源開発施設等の老朽化、治水・利水に関する</p>	<p>(3) 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、本社及び35事務所等で第5期中期目標期間を超える契約を行った。</p> <p>(4) 積立金の使途 積立金については、気候変動や異常気象等による治水・利水への影響、大規模災害の発生、水資源開発施設等の老朽化、治水・利水に関する技術力の維持・向上といった喫緊の課題等に重点的に活用し、国や利水者等の負担軽減を図る観点から、経常的な管理経費の縮減、大規模災害や事故等への対応、調査・検討や技術力の維持・向上等に取り組んだ。</p> <p>(5) 利水者負担金に関する事項 当該年度支払の活用を最大限図るため、関係利水者に対し、当該年度支払と割賦支払方式による負担額等に関する積極的な情報提供を行い、利水者の要望を踏まえた支払方法により、負担金の納入を受けた。 また、利水者から要望のあった割賦負担金の繰上償還については、機構の財政運営を勘案の上、適切に対処した。</p>	<p>また、ダム管理技術、電気通信、施工管理分野等の外部機関が実施する専門研修を積極的に受講させ、内部研修では修得できない分野の高度な専門知識の修得、職員の資質の向上を図った。 これらの取り組みに加えて、女性活躍推進を含むダイバーシティ推進を図るための研修も積極的に実施した。 給与水準の適正化を図るため、給与抑制措置を継続するとともに、給与水準の妥当性について検証を行い、ウェブサイトで公表した。 ブリッジ休暇の取得推進やMY定時退庁日の設定等、ワーク・ライフ・バランスを実現するためのそれぞれの目標を掲げ、在宅勤務制度やWEB会議システム等を積極的に活用し、生産性や業務効率の向上を図ることで働き方改革を推進した。 中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、本社及び35事務所等で第5期中期目標期間を超える契約を行った。 積立金については、気候変動や異常気象等による治水・利水への影響、大規模災害の発生、水資源開発施設等の老朽化、治水・利水に関する技術力の維持・向上といった喫緊の課題等に重点的に活用し、国や利水者等の負担軽減を図る観点から、経常的な管理経費の縮減、大規模災害や事故等への対応、調査・検討や技術力の維持・向上等に取り組んだ。 当該年度支払の活用を最大限図るため、関係利水者に対し、当該年度支払と割賦支払方式による負担額等に関する積極的な情報提供を行い、利水者の要望を踏まえた支払方法により、負担金の納入を受けた。 また、利水者から要望のあった割賦負担金の繰上償還については、機構の財政運営を勘案の上、適切に対処した。 引き続き、令和7年度もこれらの取組を実施することにより、中期目標における所期の目標の水準を満たすことができる見通しであることから、B評定とした。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 専門的な技術を持つ職員の高齢化や若手職員の離職による要員不足だけでなく、技術伝承の喪失の懸念もあり、積極的な採用活動及び研修・OJTによる人材育成を進める。</p>	<p>の人材定着策の充実などをあげることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムの新設が少なくなってきた中で、ダムを造るという技術が失われていくことに対する懸念がある。それを担保できる組織は機構だと考えており、人材の育成やノウハウの継承にしっかりと取り組んでほしい。</li> <li>・水資源機構の職員は、安定的な水供給や洪水被害の防止・軽減のため、非常に厳しく危険も伴う環境で全国転勤しているものの、給与カットなどの取組を続けてきた。このまま続けると優秀な人材が来なくなるため、優秀な人たちが手を挙げて水資源機構に行きたいという組織にしなければならない。</li> </ul>	
---	--	---	--	--	--

<p>(5) 利水者負担金に関する事項 利水者の負担金の支払方法について、利水者の要望も踏まえ適切に対応すること。</p>	<p>る技術力の維持・向上といった喫緊の課題等に重点的に対応する。</p> <p>(5) 利水者負担金に関する事項 利水者の負担金の支払方法について、利水者の適切な判断に資するよう、各支払方式による負担額等に関する積極的な情報提供を行い、利水者の要望には可能な限り応じる。</p> <p>利水者から要望のある割賦負担金の繰上償還については、繰上償還を受ける割賦負担金の現在価値額及び経過利息額の合計額を繰上償還額として受ける。ただし、機構の成立前に償還を開始した割賦負担金の繰上償還で機構が認めたものを除く。</p>					
<p>4 . その他参考情報</p>						
<p>特になし。</p>						